

# 第3回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

## 議案等関係資料 - その3 -

	頁
議案第25号の参考 合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」	
(2) 都市計画・建設事業	1
(4) 消防・防災事業	8
(5) 環境衛生、環境保全事業	12
(6) 教育事業	18
(7) 保健・福祉事業	44
(8) 介護保険制度	89
(10) 情報公開制度	92
(14) 表彰制度	95

平成14年 7月

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事務局

## 調整方針案の変更

### 合併関係市町の変更によるもの

関係項目	項目	2市2町調整方針案	3市2町調整方針	ページ	
(2) 都市計画・建設事業	市町道等の管理等	市町道等の管理等について	市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。	市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。	1
		市町道認定基準について	2市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。 ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。	3市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。 ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。	
		認定外道路指定基準について	徳山市の例により調整する。	徳山市の例により調整する。	
		生活道路等について	徳山市の例により調整する。 ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりとする。	下松市の例により調整する。 ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりとする。	
(6) 教育事業	公民館の管理、使用基準	休館日・開館時間	新南陽市の例により調整する。	下松市の例により調整する。	26
		減免基準		新南陽市の例により調整する。	
(7) 保健・福祉事業	重度心身障害児(者)福祉手当	新南陽市の例により調整する。	新南陽市の例により調整し、難病患者を対象者に追加する。	48	
(8) 介護保険制度	介護保険給付	現行のまま新市に引き継ぐ。	下松市の例により調整する。	89	

### 法の改正、制度等の変更や廃止に伴うもの

関係項目	項目	2市2町調整方針案	3市2町調整方針	ページ
(7) 保健・福祉事業	心身障害児母子通園訓練事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	徳山市、下松市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。	44
	敬老祝金	新南陽市の例により調整する。 ただし、支給額については新市移行後速やかに調整する。	鹿野町の例により調整する。 ただし、支給額については新市移行後速やかに調整する。	63
	児童クラブ	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ただし、保育料は2,000円とする。	徳山市の例により調整する。	69

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	市町道の状況・道路等の整備状況
事業名	市町道等の管理等			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	建設	分科会名	土木建築分科会	コード	

現 況

徳 山 市

【市道等の道路整備・管理現況】

道路については、基準に照らし認定した市道、市道の認定基準には満たないもので一定の基準に照らし市長が指定した認定外道路、及びそれ以外の生活のための生活道路に区分し管理している。

市道、認定外道路については市が管理し、生活道路については原材料を支給し対応している。

【市道の認定に関する基準】

(目的)

道路法に規定する市道に認定することについて必要な事項を定める。

(認定基準)

道路を市道に認定しようとする場合の基準は、次の各号のいずれかに定めるところによる。

- (1) 主要道路に接続し、路線が系統的で、一連の道路網をなすもの。  
ただし、例外として主要道路に接続した袋路状道路にあっては相当戸数の利用があり、末端付近に自動車の回転場があるもの。
- (2) 主要道路から公共施設に連絡するもの。
- (3) 集落間相互あるいは集落と主要道路とを連絡するもの。
- (4) 国道、県道の廃止に伴い、市道として在置する必要があるもの。
- (5) 都市計画法、土地区画整理法等に基づき施行された道路で、市が管理するとされたもの。
- (6) 前各号に定めるもののほか、公共公益上の見地から市長が、特に必要と認められたもの。

(認定要件)

認定基準に基づき市道に認定するときは、次の各号に定める要件に適合するものであること。

- (1) 道路の幅員は、原則として4メートル以上とする。
- (2) 線形、勾配等は、原則として道路構造令に適合し、交通上支障のないもの。  
ただし、地形現況、地味状況等により市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (3) 路面が舗装され、排水のための側溝が設けてあるもの。
- (4) 道路敷の所有権が速やかに市に無償で移転でき、他の権利の設定や係争のないもの。ただし、公有地の場合は、市道としての使用に関係者の同意が得られるもの。
- (5) 前各号に定めるもののほか、公共公益上の見地から市長が、特に必要と認められたもの。

【徳山市認定外道路指定基準】

(定義)

認定外道路とは、徳山市の区域内に存する市道、農道、林道以外の道路で市長が指定したものをいう。

(指定基準)

市長は、次の各号に該当する場合に、認定外道路として指定することができる。

- (1) 市道認定の基準に達しない道路で幅員(全幅)3メートル以上、縦断勾配12パーセント以内の道路
- (2) 関係用地の宅地利用率が、50パーセント以上の道路
- (3) 道路敷となる部分は、指定するまでに市に寄付される道路
- (4) 道路内に地下埋設物がある場合、土かむりの部分が60センチメートル以上ある道路

(特例)

地域の状況により特に市長が交通安全対策上必要と認めるときは、幅員3メートル以下でも指定することができる。

(維持管理)

認定外道路の維持管理については、市道に準じて行うものとする。

認定外市町道 平成13年4月1日現在

市町村名	実延長 (m)	路線数 (本)
徳山市	30,357	145
新南陽市		
熊毛町		
鹿野町		

資料：徳山市

【地区道路原材料支給基準】

(定義)

1 原材料支給対象道路とは徳山市の区域内にある市道、農道、林道、認定外道路以外の道路で市長が指定したものをいう。

(原材料支給基準)

2 市長は次の各号に該当する場合は地区道路として原材料を支給することができる。

- (1) 主要道路へ通り抜け、(自転車、単車等が通行可能な公道により通り抜けが可能の場合を含む)またう回できる道路で自動車通行可能な幅員(全幅)3メートル以上縦断勾配16パーセント以内の道路
- (2) 関係用地の宅地利用率が60パーセント以上の道路で関係戸数10戸以上
- (3) 道路敷地となる部分は土地所有者の承諾書及び地区代表者の確約書が提出できる道路
- (4) 道路として使用している部分に地下埋設物がある場合、土かむりが60センチメートル以上ある道路

(原材料支給限度額)

1 自治会又は1路線を単位として年度内50万円を限度として原材料を支給することができる。

(維持管理)

原材料を支給した道路の維持管理については地元(受益者)が行うものとする。

(特例)

2の(1)の幅員(全幅)については地域の状況により幅員3メートル以下でも認めることができる。

その他特に市長が必要と認めるとき。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	市町道の状況・道路等の整備状況						
事業名	市町道等の管理等			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い						
専門部会名	建設	分科会名	土木建築分科会	コード							
現況			分析								
新南陽市		熊毛町		鹿野町							
<p>【市道等の道路整備・管理現況】</p> <p>昭和62年に赤線道を含め市道に編入しており、ほとんどが市道として管理している。その後は市道編入基準により市道に認定し管理している。</p>		<p>【市道等の道路整備・管理現況】</p> <p>道路については、基準に照らし町道に認定し、管理している。</p>		<p>【市道等の道路整備・管理現況】</p> <p>町道認定基準については、明文規程はない。1件審査の伺いで認定している。</p>							
<p>【市道編入基準要綱】</p> <p>(目的)</p> <p>地域の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため、私道等の市道への編入について必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(編入基準)</p> <p>市道に編入しようとする私道等は、法令その他特別の定めのあるものを除き路線が系統的で一般交通上重要な路線であり、かつ、編入の要件を具備するほか次の各号の一以上に該当しなければならない。</p> <p>(1) 私道等の起点及び終点が国道、県道又は市道路線のいずれかに接続し、適性な網状を形成するもの。</p> <p>(2) 国道、県道又は市道路線のいずれかの道路から集落又は重要な公共施設に接続するもの。</p> <p>(3) 国道若しくは県道の路線の変更又は廃止に伴い市道路線として在置する必要があるもの。</p> <p>(4) 都市計画法及び土地区画整理法の規定に基づき施行されたもの。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか公共的又は公益的見地から市長が特に必要と認めたもの。</p> <p>(編入要件)</p> <p>市道に編入しようとする私道等は、次の各号に定める要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 幅員は4メートル以上であること。</p> <p>(2) 構造、線形及び縦断勾配が交通上支障のないこと。</p> <p>(3) 私道等の占用物件の配置箇所が法令等に適合していること。</p> <p>(4) 近い将来において改良拡張等を要しないこと。</p> <p>(5) 私道等の敷地が分筆され、かつ、速やかに市に所有権が移転できるものであること。</p> <p>(編入の特例)</p> <p>道路幅員が4メートル以上であり、国道、県道又は市道路線のいずれかの道路から5戸以上の集落に接続する私道等で開発行為の許可基準に準じて造成されたものについては、編入基準の要件にかかわらず市道に編入することができる。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>市道への編入の申請に関して必要な費用は、すべて申請者の負担とする。ただし、市長が特別の理由により申請者の負担によりがたいと認めるときは、この限りではない。</p>		<p>【町道編入認定基準】</p> <p>(目的)</p> <p>道路法に規定する町道に認定することについて必要な事項を定める。</p> <p>(編入基準)</p> <p>(1) 起点終点間に、住家があること。</p> <p>(2) 袋道については、回転場があること。</p> <p>(編入要件)</p> <p>(1) 町道認定上の幅員は、最小3メートル以上であること。</p> <p>(2) 最小幅が現況でない場合は、3メートル以上に拡幅できる用地が、町に寄附されることが確実であり、抵当権等の負担のないこと。</p>		<p>【生活道路整備事業に関する内規】</p> <p>(趣旨)</p> <p>町内の生活道路の整備を図り、町民の生活安定と環境の整備を図る。</p> <p>(対象道路)</p> <p>町道、農道、林道以外の道路で町民が日常生活の用に供する道路。</p> <p>(事業内容)</p> <p>(1) 舗装工事を原則とする。</p> <p>(2) その他町長が特に必要と認めた整備工事。</p> <p>(採択基準)</p> <p>事業は予算の範囲内において、次の基準により実施する。</p> <p>(1) 既設の道路であって、幅員1メートル延長10メートル以上で、当該道路に接する住家があるもの。原則として、国道・県道・町道及び農林道を起点とするもの。</p> <p>(2) 前号以外で集落及び公共施設等と相互連絡するもの。</p> <p>(3) その他町長が必要と認めたもの。</p> <p>(受益者負担)</p> <table border="1"> <tr> <td>住家が1戸の場合</td> <td>事業費の30%</td> </tr> <tr> <td>住家が2戸以上の場合は免除。ただし、末端1戸に係る延長分の場合</td> <td>事業費の30%</td> </tr> <tr> <td>共同墓地の墓参道の場合</td> <td>事業費の10%</td> </tr> </table> <p>住家とは、現に住民が居住し、日常生活を営んでいる建物をいう。</p>		住家が1戸の場合	事業費の30%	住家が2戸以上の場合は免除。ただし、末端1戸に係る延長分の場合	事業費の30%	共同墓地の墓参道の場合	事業費の10%
住家が1戸の場合	事業費の30%										
住家が2戸以上の場合は免除。ただし、末端1戸に係る延長分の場合	事業費の30%										
共同墓地の墓参道の場合	事業費の10%										
				<p>【道路等維持補修用原材料費の支出に関する内規】</p> <p>(趣旨)</p> <p>共同施行により行われる道路等維持補修工事に於ける原材料費の支出に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(対象となる道路等)</p> <p>対象となる道路等は、台帳に登載された町道、農道、林道以外の道路、及び町管理の準用河川、普通河川以外の溪流、排水路をいう。ただし、私道、私設水路は含めない。</p> <p>(対象工事)</p> <p>対象となる道路等の補修工事で町長が特に必要と認めるもので、関係受益者が3戸以上あるものを原則とする。</p> <p>(事前承認)</p> <p>共同施行者は、原材料の購入に当たっては、事前に工事の内容、購入材料の種類、数量等について町長の承認を要するものとする。</p>							

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	市町道の状況・道路等の整備状況
事業名	市町道等の管理等			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	建設	分科会名	土木建築分科会	コード	

現況

問題点	対応策
<p><b>市町道等の管理等について</b> 1. 市町道の認定や市町道以外の道路の維持管理の取扱いに違いがある。</p> <p><b>市町道認定基準について</b> 1. 鹿野町においては認定基準を明文化していない。 2. 市町道に認定する道路の幅員については、徳山市、新南陽市が4メートル以上であるのに対し、熊毛町の認定基準では、3メートル以上となっている。 3. 新南陽市においては、昭和62年に市道の見直しを行い、赤線を含めほとんどの道路を市道に認定し、管理している。見直し以降は市道編入基準により認定をしている。</p> <p><b>認定外道路指定基準等について</b> 1. 住民の生活道路として、住民が日常的に利用し、市道と同様に住民生活に重要な役割を担っている道路で公共性が高く、市道認定基準には満たない道路等の取扱いに違いがある。 2. 徳山市は認定外道路に関する規程を設け対応している。</p>	<p><b>市町道等の管理等について</b> 1. 新市移行後の市道等の管理等については、市道、認定外道路、生活道路の3区分で対応するものとする。</p> <p><b>市町道認定基準について</b> 1. 道路法では、道路の構造は安全かつ円滑な交通を確保できなければならないと規定されている。また道路幅員等については、道路構造の基準及び道路構造令により4メートルと定められている。こうしたことから、市道の道路幅員の基準は徳山市、新南陽市の4メートル以上とする。 2. 合併前に関係市町において、既に市町道に認定した道路については新市以降後も引き続き市道として維持管理を行う。</p> <p><b>認定外道路指定基準について</b> 1. 市道認定基準に満たない道路で、住民の生活道路として利用され、市道と同様に重要な役割を担い、公共性が高いものについては、市道に準じた管理を行</p>

う徳山市の認定外道路として管理することが望ましい。  
2. この場合の認定外道路の道路幅員は、道路構造令及び車輛制限令で小型車輛の通行できる最小幅員3メートル以上とする。

**生活道路等について**  
1. 生活道路(市道、認定外道路、農道、林道以外の道路)については、国からの法定外公共物(赤線・青線)が譲与されることを踏まえ、徳山市の取扱いを基本に検討する。  
2. 鹿野町の生活道路整備事業では住宅1戸以上を対象としている。この制度は、鹿野町の地域性を反映したものと考えられ、当分の間の時限措置として、当該地域のみを対象に存続することが望ましい。  
3. 赤線、青線は原材料支給とする。

調 整 案

**市町道等の管理等について**  
7. その他(市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。)

**市町道認定基準について**  
7. その他(2市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。)

**認定外道路指定基準について**  
2. (徳山市)の例により調整する。

**生活道路等について**  
2. (徳山市)の例により調整する。ただし、鹿野町的生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりとする。

【道路(市町道)】

平成12年4月1日現在

市町名	実延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	改良済延長(m)	改良率(%)	舗装済延長(m)	舗装率(%)	自動車交通不能道延長(m)	歩道延長(m)
徳山市	569,493	3,954,732	405,238	71.2	556,628	97.7	16,653	88,842
新南陽市	230,277	1,173,769	100,740	43.7	197,647	85.8	61,817	32,462
熊毛町	190,646	1,206,064	108,556	56.9	179,513	94.2	4,225	19,437
鹿野町	120,158	836,311	61,625	51.3	115,162	95.8	6,660	7,767

「市町村公共施設概要」

【各市町の道路等の維持管理の目安】

	道路幅員4m以上	道路幅員3m以上	道路幅員3m未満	その他
徳山市	市道に認定し、市が管理	認定外道路に指定したものは市道に準じた管理	市道、認定外道路、農道、林道以外の道路で、地区道路に指定したものは原材料支給	赤線、青線は原材料支給
新南陽市	市道に認定し、市が管理			
熊毛町	町道に認定し、町が管理		3mに満たない道路で町道に認定していない道路への制度無	
鹿野町	町道に認定し、町が管理(幅員1メートルであっても公共性の高い道路は町道に認定)。また、町道、農道、林道以外の道路で生活道路整備事業に関する内規に該当するものは舗装工事等を実施			道路等維持補修用原材料費支出に関する内規
新市移行後	市道に認定し、市が管理(合併前に市町道に認定された道路は引き続き市道として管理)	認定外道路に指定したものは市道に準じた管理	徳山市を基本として生活道路に対応	赤線、青線は原材料支給

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	建設	中項目	都市計画事業	小項目	都市計画区域
事業名	都市計画区域及び用途地域の状況			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	建設	分科会名	都市計画分科会	コード	

現 況

【都市計画区域指定状況】

徳山市(大向、大道理、長穂、須々万、中須、須金を除いた区域)、新南陽市(和田を除いた区域)は、下松市(米川の一部を除いた区域)、光市(牛島、小周防及び立野の一部を除いた区域)とともに、周南都市計画を定め、県が都市計画区域を指定している(昭和45年12月22日現行区域指定)。

周南都市計画は、市街化区域と市街化調整区域の区分(いわゆる線引き)を行い、用途地域の設定も行っている。

熊毛町(八代を除いた区域)は、単独で熊毛都市計画を定め、県が都市計画区域を指定している(昭和52年7月29日現行区域指定)。

熊毛都市計画では、市街化区域と市街化調整区域の区分は行っていない。用途地域の設定は行っている。

鹿野町には、都市計画区域の指定がない。

【都市計画区域・市街化区域等の現状】

平成13年3月31日現在

市町名	都市計画区域			市街化区域			市街化調整区域		人口集中地区	
	面積	平成12年国調	現在人口	面積	平成12年国調	現在人口	面積	現在人口	面積	平成12年国調
	(ha)	人口(人)	(人)	(ha)	人口(人)	(人)	(ha)	(人)	(ha)	人口(人)
徳山市	17,425	99,557	95,085	2,550	91,830	-	14,875	-	1,692	67,407
新南陽市	2,313	30,386	31,135	1,322	30,315	-	991	-	1,183	25,322
熊毛町	5,244	14,651	15,400							
鹿野町										

(現在人口は住民基本台帳人口)

[各市町の資料]

市町名	用途地域		用途地域外	
	面積	現在人口	面積	現在人口
熊毛町	469ha	10,730人	4,775ha	4,670人

(現在人口は住民基本台帳人口)

【用途地域の設定状況】

平成13年3月31日現在 (単位:ha)

市町名	用途地域												計
	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
徳山市	232	9	665	141	449	23	18	165	163	280	104	301	2,550
新南陽市			164	1.6	332	29	4.4	38	27	256	88	382	1,322
熊毛町	99		144		162			16	2	46			469
鹿野町													

[各市町の資料]

参考 用語の説明及び基本的な考え方

都市計画の意義

都市計画法で定められる都市計画とは、一体の都市として広がりを持つ地域について、都市の健全な発展と秩序ある整備をはかるための、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する計画です。そして、都市計画の機能は、都市の区域において、都市活動を支えるため、長期的な観点から、土地利用の面からの都市構造の枠組みを定め、用途・機能の配分、密度等を定め、必要な道路、公園、下水道等の都市施設の位置、規模や、市街地開発事業の区域と方針を定め、これらに基づく「土地利用制限」と「事業」により、全体として調和のとれた市街地を作り上げることです。

このように土地利用についての定めと、都市施設及び市街地再開発事業についての定めを、都市計画法において位置づけます。この位置づけを都市計画決定といいます。

都市計画区域

開発の進展に伴い、良好な生活環境や、生産環境の確保が困難となるような区域において都市計画区域を指定し、土地利用の規制・誘導、及び市街地開発事業による面的な都市環境の整備並びに都市施設の整備を行い、また貴重な自然や緑地について積極的に保全し、将来の当該区域の生活・生産環境の確保を図ることとしています。都市計画区域とは、市もしくは人口、就業者数など一定の要件を満たす町村の中心市街地を含め、かつ自然的・社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とされています。その範囲は、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、日常生活圏等から総合的に判断されるものであり、実質的な都市としての一体性がある場合は、行政区域にとらわれず、広域都市計画を定めることができます。

市街化区域及び市街化調整区域

市街化区域と市街化調整区域の区分(区域区分...いわゆる線引き)は、都市の無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図り、公共投資の効率化と農林漁業との調和を図りつつ、都市の健全な発展を図ることを目的に定められた制度です。市街化区域は、既に市街化されている区域とおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされています。

区域区分の設定は、10万人以上の都市において設定されることとされており、市街化区域は、予想可住地人口密度が60人/ha以上の地区を原則とし(世帯人員の変化や平均敷地面積の全国比較による緩和規定あり)、農林水産省や環境省など関係省庁との調整を経て定めることとされています。

用途地域

用途地域は、現在の都市の状況及び将来像を勘案した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るため、土地利用の区分を行い、建築物等の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものです。

用途地域の種類

種別	性 格
第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るためのための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅などが建てられます。
第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。150㎡までのお店などが建てられます。
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、500㎡までのお店などが建てられます。
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。1,500㎡までのお店などが建てられます。
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗などは建てられます。
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域です。
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
近隣商業地域	近隣の住民が買い物をする店舗等の利便の増進を図る地域です。小規模の工場も建てられます。
商業地域	商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。
準工業地域	主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。
工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられません。
工業専用地域	専ら工業の業務の利便の増進を図るための地域です。住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	建設	中項目	都市計画事業	小項目	都市計画区域
事業名	都市計画区域及び用途地域の状況			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	建設	分科会名	都市計画分科会	コード	
現		況		分 析	
				問 題 点	
				対 応 策	
				調 整 案	
<p><b>都市計画区域の指定</b> 都市計画区域は、県が基礎調査を行い、関係行政機関との協議などの過程を経て作成した原案に対して、市町村の意見を聴き、大臣との同意を要する協議を行い、県が指定します。 都市計画区域を指定することの効果としては、都市計画に関する基礎調査が行われ、基礎的な資料が整い、課題の明確化や課題に対応した計画策定が可能になります。また、都市計画法のほか、建築基準法、国土利用計画法、公有地拡大の推進に関する法律、地価公示法、地方税法等法律上の効果が期待できます。</p> <p><b>都市計画区域の見直し</b> 市街化調整区域に隣接する都市計画区域外において、宅地など開発が進んでいる地区があるなどの場合や、反対に既定の都市計画区域の中には、特に、離島や山間部等において、人口の減少などにより一体の都市としての土地利用が想定されにくい地区があるなどの場合には、都市計画区域の見直しを検討します。その際、都市計画に関する基礎調査が前提となりますし、国土利用計画法による土地利用計画の変更が必要となります。</p> <p><b>都市計画に関する基礎調査(都市計画基礎調査)</b> 都市計画を適切に策定し、実現していくためには、都市の現状や変化の様子などについて幅広くデータを集めて、これに基づいて計画を定める必要があります。そのため、おおむね5年ごとに、都市計画区域について、人口、産業、市街地面積、土地利用、交通量などの現況と将来の見通しについての調査を行います。</p> <p><b>市街化区域及び市街化調整区域の区域区分(線引き)の見直しについて</b> 線引きは、おおむね5年に一度の都市計画基礎調査の結果に基づき見直しを行うこととしており、県が見直しの決定します。見直しにあたっては、次の要件を満たすものについて市街化区域に編入することとされています。 境界整理.....区域界としていた道路、河川などが整備された境界に不合理が起きたものについて整合を図る。 既存市街地.....開発済みの団地など既に市街化している地区 土地区画整理事業.....土地区画整理事業の実施が確実な地区</p>		<p>公的開発地.....公有水面埋め立ての竣工したもの。公団、地方公社などによる事業実施が確実な地区 民間開発地.....5haをこえるものについては、開発事業の進行を確認し、5haに満たないものについては、編入と同時に開発許可が可能な状況である地区で、地区計画を定め良好な計画のある地区 なお、線引きの見直しにあたっては、国土交通大臣の同意、農林水産大臣及び経済産業大臣、環境大臣、厚生労働大臣等の他の行政機関等との調整等が必要になります。</p> <p><b>用途地域の変更について</b> 用途地域の見直しは、県及び農政局の協議を行い、県知事の同意を受け、市町が決定します。定期的な見直しは、都市計画区域全体の基礎的な調査を踏まえ、地域の状況に変化の見られる地区について、また、計画的な土地利用の変更が必要な地区において行うこととしています。 また局所的な見直しとして、幹線道路や区画整理事業など都市施設や面整備の完了など、土地利用が大きく変更されることが見込まれる地区について局所的な用途変更も考えられます。</p> <p><b>都市計画のマスタープラン</b> 都市計画のマスタープランは、人口、人の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについての将来の見通しや目標を明らかにし、都市全体や身の回りのまちを将来どのようにしていきたいかを具体的に定めるものです。 都市計画のマスタープランには、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域である都市計画区域のうち、市街化区域及び市街化調整区域に区分(線引き)された都市計画区域の各区域について県が定める「整備、開発又は保全の方針」(県都市計画区域マスタープラン)と市町が、その行政区域の中で、自ら決定する都市計画の基本方針として定める「市町村の都市計画に関する基本方針」(市町村マスタープラン)があります。 このうち、市町村マスタープランは、その策定段階から住民の皆さんが自らの課題として参画し、まちの将来を議論し、また定められたマスタープランの実現に向けて、住民と行政の協力により、息の長い取り組みを進めようとするものです。現在、徳山市、新南陽市で策定しています。</p>		<p>1. 周南都市計画は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分(線引き)を行っているが、熊毛都市計画においては、用途地域の設定はしているが線引きはしていない。 2. 都市計画の一本化にあたっては、新市全体でバランスをとる必要がある。例えば、周南都市計画の市街化調整区域と熊毛都市計画の白地地域の取扱いなどの問題がある。また、周南都市計画区域には下松市と光市も入っており、単に2市と熊毛町だけの問題とはならない。 3. 既存の都市計画区域外を含めた新市全体の土地利用の問題となると、新市の基本構想、新市の都市計画マスタープランとの整合性を図る必要がある。 4. 熊毛町内の市街化区域と市街化調整区域の区域線引きを実施する場合は、県及び関係行政機関との協議の問題や、開発事業・土地の資産価値などの問題のほか、住民の理解を求める必要があり、調整には一定の期間が必要と考えられる。</p>	
<p><b>1つの市に2つ都市計画区域が存在する事例</b></p>		<p>この規定の趣旨からすれば、1つの市に2つの都市計画区域が存在することは好ましい姿ではないが、都市計画法上では必ずしも市町村の行政区域と都市計画区域が同一である必要はないと判断する。 次に、西東京市では、新市発足後も当分の間は2つの都市計画区域が存在することとなっている。これは、平成12年5月19日に改正された都市計画法により、東京都都市計画マスタープランが平成16年度に策定されることとなり、当該マスタープランと西東京市の都市計画決定及び都市計画区域の指定についての整合性を保つうえから、平成16年度までは、新市のマスタープランを策定できないという事情によるものである。 関係法令等 都市計画法 (都市計画を定める者) 第15条 次に掲げる都市計画は(中略)都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 (市町村の都市計画に関する基本的な方針) 第16条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(中略)を定めるものとする。</p>		<p>1. 都市計画区域の一本化にあたっては、新市全体のバランスを図る必要があり、当面は、周南都市計画と熊毛都市計画の2本建ての都市計画区域とする。将来は、県の都市計画審議会を経て、線引き等についても見直す方向で検討する。 2. 平成15年度策定予定の県都市計画区域マスタープランや新市移行後に策定される新市の基本構想、市都市計画マスタープラン等との整合性を図りながら、新市で組織される都市計画審議会の意見を聞くなかで、都市計画区域や都市計画決定について検討していくことが必要と考えられる。</p>	
<p><b>合併により2本建ての都市計画区域を有している事例</b> 熊本市においては、2本建ての都市計画区域を有している事例があります。 平成3年2月に熊本市が編入合併した北臼町には、熊本都市計画区域(線引き)と植木都市計画区域(未線引き)があり、熊本市に編入後も植木都市計画は未線引きのままとなっています。植木都市計画は、植木町の全域と旧北臼町を都市計画区域とするものであり、用途地域の設定は行っている。合併後約10年を経過した現在においても、地形や市街地形成などの違いにより、一本化されていません。</p> <p><b>西東京市事例に見る合併協議の実務</b>～西東京合併事務研究会〔編集〕～から Q 合併に伴う都市計画区域のあり方について 1つの市に2つの都市計画区域が存在することは問題ないか。 A 都市計画法第5条は、「都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他建設省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。」と規定している。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他(新市に移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。)</p>			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	受益者負担金の状況
事業名	受益者負担金等			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	建設	分科会名	下水道分科会	コード	

現況

徳山市	新南陽市	熊毛町
-----	------	-----

(下水道受益者負担金制度)  
制度なし

(下水道受益者負担金制度)

下水道が整備されると、水洗便所が使用でき、環境が良くなるとともに周辺の土地の利用価値、資産価値が上昇します。このような利益を受けることができる人は、下水道が整備された地域の人に限定されています。下水道の建設には巨額の費用が必要ですが、利益を受ける地域の皆さんに受益の限度内で事業費の負担をしていただくのがこの制度です。

条例施行年月日

昭和49年3月1日施行.....下水道事業受益者負担金

平成8年4月1日施行.....特定環境保全公共下水道事業分担金

制度の概要

負担金額	単位の面積に1平方メートルあたりの単位負担金額を乗じた額
単位負担金額	1平方メートル当り300円
徴収方法	5年間で20回の分割納付 (一括納付、報奨金制度有り)
減免措置	公用、公共用地、生活扶助世帯等、その他特別の場合

負担金納付方法

例えば200平方メートル(約60坪)の土地所有者の負担金の額  
300円×200平方メートルで60,000円となります。

また、この場合の負担金の各納期の納付額は、

$60,000円 \div 5年 \div 4回 = 3,000円$ で各納期に3,000円ずつ納めていただくことになります。

特定環境保全公共下水道事業分担金も同一の制度である。

(下水道受益者分担金制度).....流域関連公共下水道事業  
制度なし

【徳山市公共下水道事業における市街化調整区域内義務者の負担金に関する要綱】

1. 負担金の義務者

市街化調整区域内公共下水道事業で取付管を設置する家屋の所有者又は使用者とする。

2. 負担金の額

取付管1ヶ所につき60,000円とする。ただし、1ヶ所を超えて設置される場合は設置者の負担とする。

3. 負担金の納期限及び徴収方法

3年の分割納付とし、毎年20,000円を決定日の翌月20日までに納付するものとする。ただし、期限前において一括納付することができる。

根拠法令等

根拠法令等

【新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例】

【新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則】

【新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例】

【新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例施行規則】



事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	受益者負担金の状況								
事業名	受益者負担金等			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い								
専門部会名	建設	分科会名	下水道分科会	コード									
現況			分析										
鹿野町													
<p>(下水道受益者負担金制度).....特定環境保全公共下水道事業 下水道が整備されると、水洗便所が使用でき、環境が良くなる とともに周辺の土地の利用 価値、資産価値が上昇します。このような利益を受けることができる人は、下水道が整備された地域の人に限られています。下水道の建設には巨額の費用が必要ですが、利益を受ける 地域の皆さんに受益の限度内で事業費の分担をしていただくのがこの制度です。</p> <p>条例施行年月日 平成11年4月1日施行</p> <p>制度の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>分 担 金 額</td> <td>単位の面積に1平方メートルあたりの単位分担金額を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>単 位 分 担 金 額</td> <td>1平方メートル当り230円</td> </tr> <tr> <td>徴 収 方 法</td> <td>3年間で12回の分割納付 (一括納付、報奨金制度有り)</td> </tr> <tr> <td>減 免 措 置</td> <td>公用、公共用地、生活扶助世帯等、その他特別の場合</td> </tr> </table> <p>分担金納付方法 例えば200平方メートル(約60坪)の土地所有者の分担金の額230円×200平方メートルで46,000円となります。 また、この場合の分担金の各納期の納付額は、 46,000円÷3年÷4回=3,800円で 各納期に3,800円ずつ納めていただくこととなります。</p>			分 担 金 額	単位の面積に1平方メートルあたりの単位分担金額を乗じた額	単 位 分 担 金 額	1平方メートル当り230円	徴 収 方 法	3年間で12回の分割納付 (一括納付、報奨金制度有り)	減 免 措 置	公用、公共用地、生活扶助世帯等、その他特別の場合	<p>徳山市、熊毛町については賦課していない。</p> <p>下水道受益者負担金及び特定環境保全公共下水道分担金を徴収することとした場合、または徴収しないこととした場合には、同一処理区域内での徴収、未徴収の不公平が生じる。</p> <p>参考 受益者負担金賦課対象区域等の標準的な考え方 受益者負担金の賦課対象区域は排水区域となるが、排水区域が広いために区域全体の事業が終了するまでに相当の期間を要することが予想される場合、または地形等土地の状況によって建設費が異なることが予想される場合には排水区域を2以上の複数の負担区に分割し、各負担区ごとに負担金を算定している場合が多い。 また、負担金の総額の決定にあたっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則により、例えば末端管渠整備費相当額を対象とするのが適当と考えられている。</p> <p>対 応 策</p> <p>下水道が整備され、その利益を受けることになる者からは、利益を受けていない者との公平性を守ることからも相応の負担を求めることが望ましいと考えられることから、将来的には賦課についての検討を行うこととする。</p> <p>湯野地区公共下水道事業の負担金については、当該地域住民間の公平性を図ることから、現行のまま制度を残す。</p> <p>参考 受益者負担金等が徴収できる根拠法令 都市計画事業として行う公共下水道事業では、都市計画法第75条及びそれに基づく条例により受益者負担金が徴収でき、また、都市計画事業としては行われない特定環境保全公共下水道事業では、地方自治法第224条及びそれに基づく条例により分担金が徴収できる。</p> <p>調 整 案</p> <p>( )1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( )2. ( )の例により調整する。 ( )3. 新たに制度等を創設する。 ( )4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( )5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( )6. 廃止の方向で検討する。 ( )7. その他(現行のまま新市に引き継ぐこととするが、将来的には賦課についての検討を行うものとする。)</p>		
分 担 金 額	単位の面積に1平方メートルあたりの単位分担金額を乗じた額												
単 位 分 担 金 額	1平方メートル当り230円												
徴 収 方 法	3年間で12回の分割納付 (一括納付、報奨金制度有り)												
減 免 措 置	公用、公共用地、生活扶助世帯等、その他特別の場合												
根 拠 法 令 等													
【鹿野町公共下水道事業受益者負担金徴収条例】 【鹿野町公共下水道事業受益者負担金徴収条例施行規則】													

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	消防・防災・治安	中項目	消防団の状況	小項目	組織・機構
事業名	消防団員の定員、任期、定年			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	消防	分科会名	消防	コード	
<b>現況</b>					
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p style="text-align: center;"><b>徳山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例</b></p> <p>(趣旨) この条例は、非常勤の消防団員の定員、任免、給与、服務等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規定事項) 1. 定員 <b>消防団員の定数は、560人とする。</b> 2. 任命 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢18才以上の者 志操堅固にして、身体強健な者 3. 欠格条項 4. 分限 勤務実績が良くない場合 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれにたえない場合 消防団員に必要な適格性を欠く場合 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合 5. 懲戒 6. 処分の手続 7. 服務 8. 報酬 9. 費用弁償 10. 支給方法 11. 公務災害補償 12. 退職報償金</p> <p><b>*参考</b> 徳山市消防団組織規則 第6条 任期 <b>団長、副団長及び分団長の任期は3年。ただし再任できる。</b> 前項に掲げる者が任期途中において退職した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>		<p style="text-align: center;"><b>新南陽市消防団条例</b></p> <p>(目的) この条例は、消防組織法第15条の2、第15条の6、第15条の7及び第15条の8の規定に基づき、消防団員の定員、任免、給与、服務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規定事項) 1. 定員 <b>消防団員の定員は、205人とする。</b> 2. 任命 消防団の区域内に居住する者 年齢18才以上の者 志操堅固で、かつ、身体強健な者 3. 欠格事項 4. 分限 勤務実績が良くない場合 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これにたえない場合 消防団員に必要な適格性を欠く場合 職制又は定数の改廃により、廃職若しくは過員を生じた場合 消防団員が、区域外に居住することとなった場合 5. 懲戒 6. 服務規律 7. 報酬 8. 費用弁償 9. 公務災害補償 山口県市町村消防団員補償等組合の関係規定を適用 10. 退職報償金 山口県市町村消防団員補償等組合の関係規定を適用 11. 葬祭料 12. 貸与</p>		<p style="text-align: center;"><b>熊毛町消防団条例</b></p> <p>(目的) この条例は、消防組織法第15条の2、第15条の6及び第15条の8の規定に基づき、消防団員の定員、任免、服務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(規定事項) 1. 定員 <b>団員の定数は、240人とする。</b> 2. 任命 本町に居住する年齢満18歳以上55歳未満であること。ただし、団長、副団長等にして特に必要があるときは、この限りでない。 団長の場合は、志操堅固、身体強健であって、団長たるに足りるものとして消防団より推薦した者 3. 退職 4. 懲戒 5. 服務規律 6. 報酬等</p>	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等	



事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	消防・防災・治安	中項目	消防団の状況	小項目	組織・機構
事業名	消防団組織			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	消防	分科会名	消防	コード	

**徳山市**

1. 組織・人員 H14.4.1現在

団本部	9人(定員17人)
東部分団	19人(定員20人)
西部分団	20人(定員20人)
北部分団	20人(定員20人)
久米分団	25人(定員25人)
櫛浜分団	24人(定員25人)
大島分団	20人(定員20人)
粕分団	20人(定員20人)
大津分団	23人(定員30人)
馬島分団	16人(定員25人)
富岡分団	25人(定員25人)
加見分団	21人(定員25人)
夜市分団	24人(定員25人)
戸田分団	28人(定員28人)
湯野分団	27人(定員28人)
向道分団	43人(定員43人)
長穂分団	25人(定員25人)
須々万分団	43人(定員43人)
中須分団	42人(定員43人)
須金分団	46人(定員53人)
合計	定員 560人 実員 524人

組織図: 団長(1名) - 副団長(3名) - 各分団

2. 階級別消防団編成表(定員) 平成12年4月1日現在

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計(人)
団本部	1	3			3	1	9	17
東部分団			1	1	2	3	13	20
西部分団			1	1	2	3	13	20
北部分団			1	1	2	3	13	20
久米分団			1	1	2	4	17	25
櫛浜分団			1	1	2	4	17	25
大島分団			1	1	2	3	13	20
粕分団			1	1	2	3	13	20
大津分団			1	1	2	4	22	30
馬島分団			1	1	2	4	17	25
富岡分団			1	1	2	4	17	25
加見分団			1	1	2	4	17	25
夜市分団			1	1	2	4	17	25
戸田分団			1	1	2	4	20	28
湯野分団			1	1	2	4	20	28
向道分団			1	2	4	6	30	43
長穂分団			1	1	2	4	17	25
須々万分団			1	2	4	6	30	43
中須分団			1	2	4	6	30	43
須金分団			1	2	5	8	37	53
合計	1	3	19	23	50	82	382	560

根拠法令等  
徳山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例  
徳山市消防団組織規則  
消防組織法

**新南陽市**

1. 組織・人員 H14.4.1現在

組織図: 団長(1名) - 副団長(2名) - 団本部(8人, 定員12人) - 第1分団(55人, 定員67人) - 第2分団(41人, 定員41人) - 第3分団(82人, 定員85人) - 各分団の部

合計	定員 205人 実員 189人
----	--------------------

2. 階級別消防団編成表(定員) 平成14年4月1日現在

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計(人)
団本部	1	2				1	8	12
第1分団			1	1	5	9	51	67
第2分団			1	1	3	5	31	41
第3分団			1	1	5	9	69	85
合計	1	2	3	3	13	24	159	205

根拠法令等  
新南陽市消防団条例  
新南陽市消防団の組織等に関する規則  
消防組織法

**熊毛町**

1. 組織・人員 平成14年4月1日現在

組織図: 団長(1名) - 副団長(1名) - 勝間分団(41人, 定員41人) - 大河内分団(33人, 定員33人) - 高水分団(39人, 定員39人) - 三丘分団(45人, 定員45人) - 八代分団(55人, 定員56人) - 機動隊分団(22人, 定員24人)

合計	定員 240人 実員 237人
----	--------------------

2. 階級別消防団編成表(定員) 平成14年4月1日現在

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計(人)
団本部	1	1						2
勝間分団			1	1	3	3	33	41
大河内分団			1	1	2	2	27	33
高水分団			1	1	3	4	30	39
三丘分団			1	1	3	5	35	45
八代分団			1	1	4	4	46	56
機動隊分団			1	1	4	0	18	24
合計	1	1	6	6	19	18	189	240

根拠法令等  
熊毛町消防団条例  
消防組織法

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	消防・防災・治安	中項目	消防団の状況	小項目	組織・機構																																																																										
事業名	消防団組織			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																																										
専門部会名	消防	分科会名	消防	コード																																																																											
現況				分	析																																																																										
鹿野町				問	題																																																																										
<p>1. 組織・人員 <span style="float: right;">平成14年4月1日現在</span></p> <p>合計 定員 179人 実員 171人</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>上分団 (実員69人)</td> <td>大潮分隊</td> <td>中津分隊</td> <td>大地庵分隊</td> <td>上野分隊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大町分隊</td> <td>下市分隊</td> <td>渋川分隊</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>下分団 (実員56人)</td> <td>金峰分隊</td> <td>大泉分隊</td> <td>合の川分隊</td> <td>金松分隊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>今井分隊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>役場分団 (実員15人) — 役場分隊</p> <p>2. 階級別消防団編成表(定員) <span style="float: right;">平成14年4月1日現在</span></p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>団長</th> <th>副団長</th> <th>分団長</th> <th>副分団長</th> <th>部長</th> <th>班長</th> <th>団員</th> <th>合計(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>7</td> <td>17</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>役場分団</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>上分団</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>51</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>下分団</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>39</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>18</td> <td>33</td> <td>115</td> <td>179</td> </tr> </tbody> </table>				上分団 (実員69人)	大潮分隊	中津分隊	大地庵分隊	上野分隊		大町分隊	下市分隊	渋川分隊		下分団 (実員56人)	金峰分隊	大泉分隊	合の川分隊	金松分隊		今井分隊				区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計(人)	団本部	1	2			3	7	17	30	役場分団			1	1	3	2	8	15	上分団			1	3	6	14	51	75	下分団			1	3	6	10	39	59	合計	1	2	3	7	18	33	115	179	<p>1. 新市移行後、新設又は統廃合を検討する必要がある。</p>	
上分団 (実員69人)	大潮分隊	中津分隊	大地庵分隊	上野分隊																																																																											
	大町分隊	下市分隊	渋川分隊																																																																												
下分団 (実員56人)	金峰分隊	大泉分隊	合の川分隊	金松分隊																																																																											
	今井分隊																																																																														
区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計(人)																																																																							
団本部	1	2			3	7	17	30																																																																							
役場分団			1	1	3	2	8	15																																																																							
上分団			1	3	6	14	51	75																																																																							
下分団			1	3	6	10	39	59																																																																							
合計	1	2	3	7	18	33	115	179																																																																							
				対 応 策																																																																											
				<p>1. 合併時に統合することとするが、分団の組織・管轄区域等の運用については、当面、現行のとおりとし、管轄区域の見直し時に消防団組織(統廃合を含め)を改組する。</p>																																																																											
				調 整 案																																																																											
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2. ( ) の例により調整する。                  ( ) 3. 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>																																																																											
根 拠 法 令 等																																																																															
鹿野町消防団条例 鹿野町消防団規則 消防組織法																																																																															

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	し尿処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	し尿収集(対象地区・収集体制・収集方法等)			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境保全	コード	

現況

徳山市	新南陽市	熊毛町
-----	------	-----

1. し尿収集

平成14年4月1日

区分	内容
1. 対象人員	11,683人 (内大津島484人)
2. 収集体制	バキューム車による委託業者体制
3. 収集方法	1ヶ月1回収集 1ヶ月2回収集 2ヶ月1回収集 臨時

2. 年間し尿収集処理量(平成12年度)

対象人員	生し尿	浄化槽汚泥	年間処理量
13,077人	15,798kl	8,938kl	24,736kl
500件(内大津島)	540kl(内大津島)		540kl(内大津島)

3. 大津島し尿処理事業

大津島フェリー航送開始に伴い、昭和57年12月1日より、し尿委託収集処理開始

根拠法令等

1. し尿収集

平成14年4月1日

区分	内容
1. 対象人員	1,241人
2. 収集体制	許可業者による収集体制
3. 収集方法	1ヶ月1回収集 1ヶ月2回収集 2ヶ月1回収集 臨時

2. 年間し尿収集処理量(平成12年度)

対象人員	生し尿	浄化槽汚泥	年間処理量
1,241人	924kl	1,782kl	2,706kl

根拠法令等

1. し尿収集

平成14年4月1日

区分	内容
1. 対象人員	2,407人
2. 収集体制	バキューム車による組合委託業者体制
3. 収集方法	4コースに分け収集 高水地区全域 1ヶ月2回収集 勝間地区 1ヶ月2回収集 (本町、西町、地方、和那手、奥関屋、関屋、三丘原、古市、王子免) 勝間地区 1ヶ月2回収集 (大江、緑ヶ丘、叶松、白石、峠、松舟、新畑、勝間上・中・下、遠見、此原) 大河内地区 1ヶ月2回収集 (幸が丘、上河内、大河内、院内、畑上・下、別所、笠野、勝間中村、御所尾原) 三丘地区全域 1ヶ月2回収集 (三丘原、古市を除く) 八代地区全域 1ヶ月1回収集

2. 年間し尿収集処理量(平成12年度)

対象人員	生し尿	浄化槽汚泥	年間処理量
2,407人	1,230kl	1,563kl	2,793kl

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	し尿処理の状況	小項目	処理人口・収集体制等								
事業名	し尿収集(対象地区・収集体制・収集方法等)			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い								
専門部会名	環境	分科会名	環境保全	コード									
現況				分 析 点									
鹿 野 町													
<p>1. し尿収集</p> <p style="text-align: right;">平成14年4月1日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 対象人員</td> <td>4,732人</td> </tr> <tr> <td>2. 収集体制</td> <td>許可業者のバキューム車による戸別収集体制</td> </tr> <tr> <td>3. 収集方法</td> <td>随時(月曜日から土曜日までの週6日制)</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	内 容	1. 対象人員	4,732人	2. 収集体制	許可業者のバキューム車による戸別収集体制	3. 収集方法	随時(月曜日から土曜日までの週6日制)	<p>1. 2市2町間の収集体制に委託制と許可制との相違がある。 徳山市は委託 新南陽市・鹿野町は許可 熊毛町は、一部事務組合から業者委託</p> <p>2. 収集方法に各市町で相違がある。 徳山市・新南陽市は1ヶ月1回、1ヶ月2回、2ヶ月1回、臨時の区分を設定 熊毛町は地区により、1ヶ月1回、1ヶ月2回の区分を設定 鹿野町は随時で対応</p> <p>3. 既存施設の中には、老朽化した施設もある。</p>	
区 分	内 容												
1. 対象人員	4,732人												
2. 収集体制	許可業者のバキューム車による戸別収集体制												
3. 収集方法	随時(月曜日から土曜日までの週6日制)												
<p>2. 年間し尿収集処理量(平成12年度)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対象人員</th> <th>生し尿</th> <th>浄化槽汚泥</th> <th>年間処理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,732人</td> <td>1,862kl</td> <td>525kl</td> <td>2,387kl</td> </tr> </tbody> </table>				対象人員	生し尿	浄化槽汚泥	年間処理量	4,732人	1,862kl	525kl	2,387kl	対 応 策	
対象人員	生し尿	浄化槽汚泥	年間処理量										
4,732人	1,862kl	525kl	2,387kl										
				<p>1. 収集体制は、速やかに委託体制に統一調整する。</p> <p>2. 収集方法は、徳山市・新南陽市の例により 1ヶ月1回 1ヶ月2回 2ヶ月1回 臨時とする。 但し、熊毛町の収集方法は、組合から業者委託のため、地区ごとの収集方法を当面継続する。</p> <p>3. 将来的には、新市でし尿処理施設の建設を検討する。</p>									
				調 整 案									
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. (徳山市)の例により調整する。 ただし、熊毛町の収集方法は、当面現状のとおりとする。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>									
根 拠 法 令 等													
				その他( )									

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	環境衛生	小項目	処理人口・収集体制等
事業名	ごみ収集(対象地区・収集体制・収集方法等)			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード	

現況

徳山市	新南陽市	熊毛町
-----	------	-----

\*ごみ収集状況

H14.4.1

区分	内容
1.対象人員	43,826世帯 104,410人
2.対象区域	市内全域
3.収集体制	直営・委託体制
4.収集方式	ステーション方式
5.収集方法	可燃ごみ 週2回
(一般廃棄物)	不燃ごみ 週1回
定期収集区域)	資源ごみ 月4回
	【可燃系月2回】
	【不燃系月2回】
	粗大ごみ 【随時】

\*ごみ収集状況

H14.4.1

区分	内容
1.対象人員	12,644世帯 32,971人
2.対象区域	市内全域
3.収集体制	直営・委託体制
4.収集方式	ステーション方式
5.収集方法	可燃ごみ 週2回
(一般廃棄物)	不燃ごみ 週1回
定期収集区域)	資源ごみ 週1回
	粗大ごみ 【南部】週1回
	【北部】月2回

\*ごみ収集状況

H14.4.1

区分	内容
1.対象人員	5,923世帯 16,589人
2.対象区域	町内全域
3.収集体制	業者委託体制
4.収集方式	ステーション方式
	(粗大ゴミは各戸収集)
5.収集方法	可燃ごみ 週2回
(一般廃棄物)	廃プラごみ 週1回
定期収集区域)	資源ごみ 月1回
	不燃物 月1回
	粗大ごみ 年3回
	(不燃・可燃)

定期特別収集区域	対象地区(集落又は字)
徳山	小野、堀越
久米	柳沢、滑松ヶ甲、鑄治谷、譲羽上・下
菊川	助三、中野、八初
鼓南	大和
向道	地吉、道谷、日野、田代上・下、新畑東・西、畑、河内
戸田	上・下苔谷、中畑
湯野	藤ヶ本、中村、石砂谷
須金	池田、田原、葭谷、峰畑、朴、楽々谷、小田原、畑
中須	大田原、向畑、打道、椿、日浦、川上
須々万	奥光

平成14年4月1日より従来の不定期収集区域を地域の实情に合わせ可燃ごみを週1回または月1回、不燃ごみを月1回または月2回通常の定期収集とは別枠で収集することとした。

不定期収集区域(南部の一部、北部の一部)		
1.可燃ごみ	週1回	巢山
	自家処理	大崩、西迫上、升谷、山河内 峠の畑、神頭谷、野広、竹島
2.不燃ごみ	月1回	巢山、大崩、升谷、山河内 峠の畑、神頭谷、野広
資源ごみ	不定期	竹島

日曜特別収集	
市街地中心部の環境美化の保持維持のため実施	
1.対象区域	市内中心市街地(7地区)
2.収集日	毎週日曜日
3.収集体制	業者委託

根拠法令等

根拠法令等

根拠法令等



事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	環境衛生	小項目	処理人口・収集体制等																		
事業名	ごみ収集(対象地区・収集体制・収集方法等)			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																		
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード																			
現況				分	析																		
鹿野町				問	題																		
<p>*ごみ収集状況</p> <p style="text-align: right;">H14.4.1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.対象人員</td> <td>1,835世帯 4,581人</td> </tr> <tr> <td>2.対象区域</td> <td>町内全域</td> </tr> <tr> <td>3.収集体制</td> <td>委託体制</td> </tr> <tr> <td>4.収集方式</td> <td>ステーション方式</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">5.収集方法 (一般廃棄物 定期収集区域)</td> <td>可燃ごみ 【中心地区】 週2回</td> </tr> <tr> <td>可燃ごみ 【周辺地区】 週1回</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ(可燃性) 【中心地区】 月3回</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ(可燃性) 【周辺地区】 月1回</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ(不燃性) 【中心地区】 月1回</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ(不燃性) 【周辺地区】 月1回</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ 【中心地区】 月2回 資源ごみ 【周辺地区】 月1回</td> </tr> </tbody> </table>				区分	内容	1.対象人員	1,835世帯 4,581人	2.対象区域	町内全域	3.収集体制	委託体制	4.収集方式	ステーション方式	5.収集方法 (一般廃棄物 定期収集区域)	可燃ごみ 【中心地区】 週2回	可燃ごみ 【周辺地区】 週1回	不燃ごみ(可燃性) 【中心地区】 月3回	不燃ごみ(可燃性) 【周辺地区】 月1回	不燃ごみ(不燃性) 【中心地区】 月1回	不燃ごみ(不燃性) 【周辺地区】 月1回	資源ごみ 【中心地区】 月2回 資源ごみ 【周辺地区】 月1回	<p>1. 2市は、直営収集と委託収集の併用で、2町は委託収集のみで収集体制が異なる。</p> <p>2. 収集方法(分別の種類、収集回数等)に相違がある。</p> <p><b>参考</b></p> <p><b>可燃ごみ</b>                  徳山市は、周南地区衛生施設組合で焼却処理                  新南陽市は、独自処理施設でごみ燃料化処理                  熊毛町は、周陽環境整備組合で焼却処理                  鹿野町は、新南陽市に処理委託し、ごみ燃料化処理</p> <p><b>不燃ごみ</b>                  各市町とも、独自の施設で処理</p>	
区分	内容																						
1.対象人員	1,835世帯 4,581人																						
2.対象区域	町内全域																						
3.収集体制	委託体制																						
4.収集方式	ステーション方式																						
5.収集方法 (一般廃棄物 定期収集区域)	可燃ごみ 【中心地区】 週2回																						
	可燃ごみ 【周辺地区】 週1回																						
	不燃ごみ(可燃性) 【中心地区】 月3回																						
	不燃ごみ(可燃性) 【周辺地区】 月1回																						
	不燃ごみ(不燃性) 【中心地区】 月1回																						
	不燃ごみ(不燃性) 【周辺地区】 月1回																						
	資源ごみ 【中心地区】 月2回 資源ごみ 【周辺地区】 月1回																						
				対	応																		
				策																			
				<p>1. 収集体制は、2市2町で異なるが、将来的には、統一の方向で検討する。</p> <p>2. 収集方式は、ステーション方式を継続維持する。</p> <p>3. 収集方法は、ごみ減量化を図るため、収集回数及び分別の種類等を統一化する方向で速やかに調整する。</p> <p>4. 収集区域は、既存の処理施設の配置及び処理能力等を考慮し、効率的な収集運営が図られるよう調整する。                  なお、将来的には、ごみ処理の統一化を図るため、新市の廃棄物処理施設の建設を検討する</p>																			
				調 整 案																			
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>																			
根 拠 法 令 等				根 拠 法 令 等																			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ処理に関する施策
事業名	指定ごみ袋	分科会名	環境事業	協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	環境			コード	

現 況

徳山市	新南陽市	熊毛町
-----	------	-----

徳山市指定ごみ袋取扱い

徳山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第14条の規定に基づき、徳山市の家庭系ごみの排出に使用する指定袋を指定。(徳山市指定袋(家庭系ごみ袋)に関する要綱)

1. 指定袋の規定 H14.4.1

燃やせるごみ袋		燃やせないごみ袋	
材質	クラフト紙(75g/m <sup>2</sup> 以上) 湿潤強力紙 PL加工	材質	高密度ポリエチレン中 低圧法
大きさ	容量30ℓ以下	大きさ	容量45ℓ以下
		厚さ	0.025mm以上
印刷	赤色印刷	透明度	半透明
		印刷	緑色印刷

2. 指定袋の認定

指定袋を製造若しくは販売しようとする者は、認定番号申請書を提出し、市長の認定を受けなければならない。その際、商品見本・その他市長が必要に応じて提出を求める書類を添付

《参考》

販売実績は、市内各店舗間の自由競争販売のため把握出来ない。

\*販売方法 製袋会社登録により市内各店舗間の自由競争  
\*価格 市内各店舗間の自由競争価格  
可燃用平均価格 10枚入り束200円程度  
不燃用平均価格 10枚入り束100円程度

根拠法令等

新南陽市指定ごみ袋取扱い

\*要綱等の取り決めは特に無し。

平成11年4月「分別の徹底とごみの減量化」を目的として、燃やせるごみの袋を指定。

H14.4.1

区分	燃やせるごみ(指定袋)	
大きさ	大	45ℓ(800mm×650mm) 厚さ0.025mm
	小	20ℓ(600mm×450mm) 厚さ0.025mm
材質	高密度ポリエチレン製	
価格	大	10枚入り 126円
	小	10枚入り 84円
販売方法	指定店舗による販売。 市内38店舗	

《参考》

平成12年度の販売実績  
指定ごみ袋販売枚数  
大 1,576,500枚  
小 387,500枚  
ごみ袋代  
大 1,576,500枚×12.60円=19,863,900円  
小 387,500枚×8.40円=3,255,000円

根拠法令等

熊毛町指定ごみ袋取扱い

\*要綱等の取り決めは特に無し。

H14.4.1

区分	指定ごみ袋	
大きさ	可燃ごみ用	45ℓ(800mm×655mm) 厚さ0.02mm
	プラスチックごみ用	45ℓ(800mm×655mm) 厚さ0.03mm
材質	ダイオキシン対策用活性フェロキサイト配合 ポリエチレン袋	
価格	1枚20円(20枚単位)	
販売方法	町内の21店舗において販売	

《参考》

平成12年度の販売状況  
指定ごみ袋販売枚数 639,000枚  
ごみ袋代 5,486,250円  
販売手数料 1,006,410円

根拠法令等

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ処理に関する施策																																	
事業名	指定ごみ袋			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																	
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード																																		
現況				分	析																																	
鹿野町				問	題																																	
<p>鹿野町指定ごみ袋取扱い</p> <p>鹿野町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第3条第2項により指定</p> <p style="text-align: right;">H14.4.1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">可燃物</th> <th style="width: 20%;">不燃物(可燃性)</th> <th style="width: 20%;">不燃物(不燃性)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大きさ</td> <td>大45<sup>㍉</sup> (800mm×650mm) 厚さ0.025mm</td> <td rowspan="2">大45<sup>㍉</sup> (800mm×650mm) 厚さ0.050mm</td> <td rowspan="2">小30<sup>㍉</sup> (700mm×500mm) 厚さ0.080mm</td> </tr> <tr> <td>小30<sup>㍉</sup> (700mm×500mm) 厚さ0.025mm</td> </tr> <tr> <td>色</td> <td>白色の半透明袋</td> <td>黄色の半透明袋</td> <td>緑色の半透明袋</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td colspan="3">高密度ポリエチレン製</td> </tr> <tr> <td>価格</td> <td colspan="3">大20枚入 1,155円 小20枚入 735円</td> </tr> <tr> <td>販売方法</td> <td colspan="3">役場及び町内の8店舗において販売</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》 平成12年度の販売実績 指定ごみ袋販売枚数 113,660枚</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>販売総額</td> <td style="text-align: right;">5,416,212円</td> </tr> <tr> <td>内訳 ごみ袋代</td> <td style="text-align: right;">1,463,223円</td> </tr> <tr> <td>運搬処理費</td> <td style="text-align: right;">3,698,820円</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">254,169円</td> </tr> </table>				区分	可燃物	不燃物(可燃性)	不燃物(不燃性)	大きさ	大45 <sup>㍉</sup> (800mm×650mm) 厚さ0.025mm	大45 <sup>㍉</sup> (800mm×650mm) 厚さ0.050mm	小30 <sup>㍉</sup> (700mm×500mm) 厚さ0.080mm	小30 <sup>㍉</sup> (700mm×500mm) 厚さ0.025mm	色	白色の半透明袋	黄色の半透明袋	緑色の半透明袋	材質	高密度ポリエチレン製			価格	大20枚入 1,155円 小20枚入 735円			販売方法	役場及び町内の8店舗において販売			販売総額	5,416,212円	内訳 ごみ袋代	1,463,223円	運搬処理費	3,698,820円	販売手数料	254,169円	<p>1. 既存の処理施設(一部事務組合施設を含む)によって、指定ごみ袋の素材等に相違がある。</p> <p>徳山市 可燃は紙袋で対応(恋路クリーンセンター施設) 不燃はポリエチレン袋で対応(独自処分場)</p> <p>新南陽市 可燃はポリエチレン袋で対応(独自処理施設) 不燃は特に指定は無いがポリエチレン袋で対応(独自処分場)</p> <p>熊毛町 可燃・不燃ともダイオキシン対策用ポリエチレン袋で対応 (可燃は周陽環境整備組合施設、不燃は独自処分場)</p> <p>鹿野町 可燃・不燃ともポリエチレン袋で対応 (可燃は新南陽市処理施設利用、不燃は独自処分場)</p> <p>2. 各市・町によって指定ごみ袋の大きさ、価格、販売方法に相違がある。</p>	
区分	可燃物	不燃物(可燃性)	不燃物(不燃性)																																			
大きさ	大45 <sup>㍉</sup> (800mm×650mm) 厚さ0.025mm	大45 <sup>㍉</sup> (800mm×650mm) 厚さ0.050mm	小30 <sup>㍉</sup> (700mm×500mm) 厚さ0.080mm																																			
	小30 <sup>㍉</sup> (700mm×500mm) 厚さ0.025mm																																					
色	白色の半透明袋	黄色の半透明袋	緑色の半透明袋																																			
材質	高密度ポリエチレン製																																					
価格	大20枚入 1,155円 小20枚入 735円																																					
販売方法	役場及び町内の8店舗において販売																																					
販売総額	5,416,212円																																					
内訳 ごみ袋代	1,463,223円																																					
運搬処理費	3,698,820円																																					
販売手数料	254,169円																																					
				対	策																																	
				<p>1. 既存の処理施設に対応できる指定ごみ袋の内容(紙袋・ポリエチレン袋の材質・大きさ・厚さ等)を指定する。</p> <p>2. 価格については、熊毛町・鹿野町の運搬処理費の上乗せ分を除き、販売条件整備後、速やかに調整する。</p> <p>3. 販売方法等については、徳山市の例により速やかに調整する。</p>																																		
				調 整 案																																		
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>																																		
根 拠 法 令 等																																						

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	教育委員会事務局	小項目	教育の推進																																														
事業名	奨学金貸付事業			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																														
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード																																															
現			況																																																
徳山市		新南陽市		熊毛町																																															
<p>【奨学金貸付基金条例】 基金の額 12,000万円を限度(毎年度徳山市一般会計歳入歳出予算から一定額を繰り入れる) 貸付金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学又は専修学校の専門課程に在学する者</td> <td>国公立 21,000円 私立 26,000円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校に在学する者</td> <td>国公立 13,000円 私立 15,000円</td> </tr> <tr> <td>高等学校又は専修学校の高等過程に在学する者</td> <td>国公立 11,000円 私立 13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>償還 据置：貸付けを受けた学校卒業後1年以内 償還：貸付けを受けた期間の2倍以内の期間</p> <p>【奨学金貸付基金条例施行規則】 奨学金審議会 審議会は、委員長及び委員をもって組織する。 委員長は、助役をもって充てる 委員は、教育長・企画部長・総務部長・教育次長・教育委員会総務課長・学校教育課長 審議会の会議 定例会は、毎年4月に開催する 臨時会は、必要に応じ随時開催する</p> <p>【貸付金の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>貸付金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>53</td> <td>14,879</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>62</td> <td>16,199</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>53</td> <td>14,610</td> </tr> </tbody> </table>		学校区分	月額	大学又は専修学校の専門課程に在学する者	国公立 21,000円 私立 26,000円	高等専門学校に在学する者	国公立 13,000円 私立 15,000円	高等学校又は専修学校の高等過程に在学する者	国公立 11,000円 私立 13,000円		対象者数	貸付金額(千円)	平成10年度	53	14,879	平成11年度	62	16,199	平成12年度	53	14,610	<p>【奨学基金条例】 基金の額：8,500万円を限度(毎年度一般会計歳入歳出予算から一定額を繰り入れる)</p> <p>【奨学金貸付基金条例】 貸付金 奨学基金をもってあてる 貸付金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校区分</th> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>22,000円</td> <td>31,000円</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>22,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>15,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>償還 据置：貸付けを受けた学校卒業後1年以内 償還：貸付けを受けた期間の2倍以内の期間 新南陽市奨学金貸付審議会 委員数：13名以内 任期：2年</p> <p>【奨学金貸付基金条例施行規則】 (1)市議会議員 2名以内 (2)教育委員 2名以内 (3)児童民生委員 3名以内 (4)中学校長 3名以内 (5)学識経験者 3名以内 (会長及び副会長) 審議会に会長及び副会長各1名を置き 委員の互選によって定める。 会議は委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。</p> <p>【貸付金の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>貸付金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>9</td> <td>3,144</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>9</td> <td>2,952</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>12</td> <td>4,188</td> </tr> </tbody> </table>		学校区分	国公立	私立	大学	22,000円	31,000円	短大	22,000円	30,000円	高等専門学校	15,000円	21,000円	高等学校	10,000円	15,000円		対象者数	貸付金額(千円)	平成10年度	9	3,144	平成11年度	9	2,952	平成12年度	12	4,188	なし
学校区分	月額																																																		
大学又は専修学校の専門課程に在学する者	国公立 21,000円 私立 26,000円																																																		
高等専門学校に在学する者	国公立 13,000円 私立 15,000円																																																		
高等学校又は専修学校の高等過程に在学する者	国公立 11,000円 私立 13,000円																																																		
	対象者数	貸付金額(千円)																																																	
平成10年度	53	14,879																																																	
平成11年度	62	16,199																																																	
平成12年度	53	14,610																																																	
学校区分	国公立	私立																																																	
大学	22,000円	31,000円																																																	
短大	22,000円	30,000円																																																	
高等専門学校	15,000円	21,000円																																																	
高等学校	10,000円	15,000円																																																	
	対象者数	貸付金額(千円)																																																	
平成10年度	9	3,144																																																	
平成11年度	9	2,952																																																	
平成12年度	12	4,188																																																	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																															
<p>【奨学金貸付基金条例】 【奨学金貸付基金条例施行規則】</p>		<p>【奨学基金条例】 【奨学金貸付条例】 【奨学金貸付条例施行規則】</p>																																																	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	教育委員会事務局	小項目	教育の推進																													
事業名	奨学金貸付事業			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																													
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード																														
現況				分	析																													
鹿野町				問	題																													
<p>【奨学金基金条例】 基金の額：毎年町長が定める額を積み立てその総額は4,000万円を限度とする。 奨学金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>区分</th> <th>奨学金月額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>一般</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>21,000円</td> <td>遠距離通学、寮等寄宿通学並びに高等専門学校(第1学年から第3学年)生徒</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>一般</td> <td>31,000円</td> <td>高等専門学校(第4学年及び第5学年)短期大学並びに高等学校卒業資格を条件とする各種学校を含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【奨学金基金条例施行規則】 審議会：7名の役員 ・会長 1名(教育委員会委員長) ・副会長 1名(教育長) ・委員 5名(助役、町議会議長、文教厚生委員長、中学校長、高等学校長) 審議会：定例会(毎年1月及び9月)、臨時会(必要に応じて) 奨学生の数 ・毎年高等学校5名、大学5名以内とする。 ただし、高等学校、大学の各奨学生の数に満たない場合、10名以内で増員することができる。 返還 ・卒業の月の1か年後から高校貸付を受けた期間の2倍の期間内 ・ " " 大学貸付を受けた期間の3倍の期間内</p> <p>【貸付金の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>貸付金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>10</td> <td>3,420</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>10</td> <td>2,901</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>13</td> <td>3,843</td> </tr> </tbody> </table>				校種	区分	奨学金月額	摘要	高校	国公立	一般	13,000円	特別	16,000円	私立	21,000円	遠距離通学、寮等寄宿通学並びに高等専門学校(第1学年から第3学年)生徒	大学	一般	31,000円	高等専門学校(第4学年及び第5学年)短期大学並びに高等学校卒業資格を条件とする各種学校を含む。		対象者数	貸付金額(千円)	平成10年度	10	3,420	平成11年度	10	2,901	平成12年度	13	3,843	<p>・熊毛町を除く3団体に制度がある。</p>	
校種	区分	奨学金月額	摘要																															
高校	国公立	一般	13,000円																															
		特別	16,000円																															
	私立	21,000円	遠距離通学、寮等寄宿通学並びに高等専門学校(第1学年から第3学年)生徒																															
大学	一般	31,000円	高等専門学校(第4学年及び第5学年)短期大学並びに高等学校卒業資格を条件とする各種学校を含む。																															
	対象者数	貸付金額(千円)																																
平成10年度	10	3,420																																
平成11年度	10	2,901																																
平成12年度	13	3,843																																
				対	策																													
				<p>・制度については、専修学校及び市内に外国人登録をしている者についても貸し付け対象としている徳山市の例により、また、貸付額については上位のものに合わせることにする。</p>																														
				調	案																													
根拠法令等				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (徳山市)の例により調整する。 ただし、貸付額については上位のものに合わせる。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>																														
<p>【奨学金基金条例】 【奨学金基金条例施行規則】</p>				<p>その他( )</p>																														

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	就学費の援助	分科会名	学校教育	協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会			コード	

現況

徳山市	新南陽市	熊毛町																																																																																																																																																																																																																							
<p>【就学費援助】 目的 就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を与える。 適用範囲 次に該当する児童生徒のうち、経済的理由によって就学困難と認められる者の保護者に適用する。 (1) 徳山市立小中学校に通学する児童生徒 (2) 徳山市に居住する小中学校の児童生徒 就学困難と認められる者 (1) 生活保護法第6条第2項に定める要保護者と同一世帯にある児童生徒 (2) 生活保護法第6条第2項に定める要保護者に準ずる程度に困窮している者と同一世帯にある児童生徒 生活保護法により援助が行われているものを除き、単給又は併給して行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">支給する額</th> </tr> <tr> <th>学 校 別</th> <th colspan="2">小 学 校</th> <th colspan="2">中 学 校</th> </tr> <tr> <th>費 目 学 年 別</th> <th>1 年</th> <th>2 ~ 6 年</th> <th>1 年</th> <th>2・3 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費・通学用品費・校外活動費(年額:単位円)</td> <td>12,610</td> <td>14,780</td> <td>23,880</td> <td>26,050</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等(年額・単位円)</td> <td>19,900</td> <td></td> <td>22,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給食費</td> <td colspan="4">当該学校において学校給食費として徴収する実費</td> </tr> <tr> <td>通学に必要な交通費</td> <td colspan="4">船賃等として要するものの実費</td> </tr> <tr> <td>【修学旅行費】</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <th>種別区分</th> <th colspan="4">支給する額</th> </tr> <tr> <td>鉄道賃・船賃・車馬賃・見学科・記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料・宿泊料</td> <td colspan="4">実費として他の一般児童生徒が負担する額</td> </tr> <tr> <td>雑 費</td> <td>小学校児童</td> <td>250円以内</td> <td>中学校生徒</td> <td>700円以内</td> </tr> <tr> <td>支 度 費</td> <td>小学校児童</td> <td>500円以内</td> <td>中学校生徒</td> <td>1,000円以内</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="4">雑費、支度費については毎年1回限りとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【就学援助費】 (単位:人、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>要保護</th> <th>準要保護</th> <th>総支給額</th> <th>児童生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>小学校</td> <td>28</td> <td>1,059</td> <td>63,404,511</td> <td>6,437</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>28</td> <td>572</td> <td>52,389,284</td> <td>3,818</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td>小学校</td> <td>28</td> <td>1,105</td> <td>67,366,996</td> <td>6,146</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>28</td> <td>579</td> <td>52,217,015</td> <td>3,734</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11</td> <td>小学校</td> <td>20</td> <td>1,230</td> <td>75,397,886</td> <td>5,993</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>19</td> <td>600</td> <td>56,087,150</td> <td>3,563</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12</td> <td>小学校</td> <td>18</td> <td>1,260</td> <td>75,988,491</td> <td>5,782</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>18</td> <td>602</td> <td>54,150,843</td> <td>3,325</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給する額				学 校 別	小 学 校		中 学 校		費 目 学 年 別	1 年	2 ~ 6 年	1 年	2・3 年	学用品費・通学用品費・校外活動費(年額:単位円)	12,610	14,780	23,880	26,050	新入学児童生徒学用品費等(年額・単位円)	19,900		22,900		給食費	当該学校において学校給食費として徴収する実費				通学に必要な交通費	船賃等として要するものの実費				【修学旅行費】					種別区分	支給する額				鉄道賃・船賃・車馬賃・見学科・記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料・宿泊料	実費として他の一般児童生徒が負担する額				雑 費	小学校児童	250円以内	中学校生徒	700円以内	支 度 費	小学校児童	500円以内	中学校生徒	1,000円以内	備 考	雑費、支度費については毎年1回限りとする。				年度	区分	要保護	準要保護	総支給額	児童生徒数	9	小学校	28	1,059	63,404,511	6,437	中学校	28	572	52,389,284	3,818	10	小学校	28	1,105	67,366,996	6,146	中学校	28	579	52,217,015	3,734	11	小学校	20	1,230	75,397,886	5,993	中学校	19	600	56,087,150	3,563	12	小学校	18	1,260	75,988,491	5,782	中学校	18	602	54,150,843	3,325	<p>【就学費援助】 目的 就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を与える 就学困難者 生活保護世帯, 準要保護世帯 援助の範囲, 金額 学用品費 通学用品費 修学旅行費 学校給食, その他</p> <p>【就学援助費】 (単位:人、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>要保護</th> <th>準要保護</th> <th>総支給額</th> <th>児童生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>小学校</td> <td>5</td> <td>285</td> <td>17,269,579</td> <td>2,078</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3</td> <td>131</td> <td>11,639,202</td> <td>1,206</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td>小学校</td> <td>4</td> <td>250</td> <td>15,276,665</td> <td>2,027</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>5</td> <td>111</td> <td>10,622,759</td> <td>1,149</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11</td> <td>小学校</td> <td>3</td> <td>297</td> <td>18,236,529</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>4</td> <td>128</td> <td>12,038,436</td> <td>1,148</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12</td> <td>小学校</td> <td>1</td> <td>317</td> <td>15,306,316</td> <td>1,906</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>4</td> <td>165</td> <td>19,965,110</td> <td>1,143</td> </tr> </tbody> </table>	年度	区分	要保護	準要保護	総支給額	児童生徒数	9	小学校	5	285	17,269,579	2,078	中学校	3	131	11,639,202	1,206	10	小学校	4	250	15,276,665	2,027	中学校	5	111	10,622,759	1,149	11	小学校	3	297	18,236,529	1,950	中学校	4	128	12,038,436	1,148	12	小学校	1	317	15,306,316	1,906	中学校	4	165	19,965,110	1,143	<p>目的 就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を与える。 適用範囲 次に該当する児童生徒のうち、経済的理由によって就学困難と認められる者の保護者に適用する。 (1) 熊毛町立小中学校に通学する児童生徒 (2) 熊毛町に居住する小中学校の児童生徒 就学困難と認められる者 (1) 生活保護法第6条第2項に定める要保護者と同一世帯にある児童生徒 (2) 生活保護法第6条第2項に定める要保護者に準ずる程度に困窮している者と同一世帯にある児童生徒 援助 (1) 給食費 (2) 学用品費・通学用品費・校外活動費 (3) 修学旅行費 (4) 通学に要する交通費 (5) 新入学児童生徒学用品費等</p> <p>【就学援助費】 (単位:人、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>要保護</th> <th>準要保護</th> <th>総支給額</th> <th>児童生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>小学校</td> <td>1</td> <td>32</td> <td>2,718,316</td> <td>935</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>3,488,687</td> <td>594</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td>小学校</td> <td>1</td> <td>70</td> <td>3,762,084</td> <td>905</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1</td> <td>33</td> <td>2,923,893</td> <td>580</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11</td> <td>小学校</td> <td>1</td> <td>93</td> <td>5,104,410</td> <td>866</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>0</td> <td>43</td> <td>3,618,293</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12</td> <td>小学校</td> <td>0</td> <td>133</td> <td>7,318,008</td> <td>896</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>0</td> <td>45</td> <td>3,742,080</td> <td>510</td> </tr> </tbody> </table>	年度	区分	要保護	準要保護	総支給額	児童生徒数	9	小学校	1	32	2,718,316	935	中学校	1	30	3,488,687	594	10	小学校	1	70	3,762,084	905	中学校	1	33	2,923,893	580	11	小学校	1	93	5,104,410	866	中学校	0	43	3,618,293	570	12	小学校	0	133	7,318,008	896	中学校	0	45	3,742,080	510
区分	支給する額																																																																																																																																																																																																																								
学 校 別	小 学 校		中 学 校																																																																																																																																																																																																																						
費 目 学 年 別	1 年	2 ~ 6 年	1 年	2・3 年																																																																																																																																																																																																																					
学用品費・通学用品費・校外活動費(年額:単位円)	12,610	14,780	23,880	26,050																																																																																																																																																																																																																					
新入学児童生徒学用品費等(年額・単位円)	19,900		22,900																																																																																																																																																																																																																						
給食費	当該学校において学校給食費として徴収する実費																																																																																																																																																																																																																								
通学に必要な交通費	船賃等として要するものの実費																																																																																																																																																																																																																								
【修学旅行費】																																																																																																																																																																																																																									
種別区分	支給する額																																																																																																																																																																																																																								
鉄道賃・船賃・車馬賃・見学科・記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料・宿泊料	実費として他の一般児童生徒が負担する額																																																																																																																																																																																																																								
雑 費	小学校児童	250円以内	中学校生徒	700円以内																																																																																																																																																																																																																					
支 度 費	小学校児童	500円以内	中学校生徒	1,000円以内																																																																																																																																																																																																																					
備 考	雑費、支度費については毎年1回限りとする。																																																																																																																																																																																																																								
年度	区分	要保護	準要保護	総支給額	児童生徒数																																																																																																																																																																																																																				
9	小学校	28	1,059	63,404,511	6,437																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	28	572	52,389,284	3,818																																																																																																																																																																																																																				
10	小学校	28	1,105	67,366,996	6,146																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	28	579	52,217,015	3,734																																																																																																																																																																																																																				
11	小学校	20	1,230	75,397,886	5,993																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	19	600	56,087,150	3,563																																																																																																																																																																																																																				
12	小学校	18	1,260	75,988,491	5,782																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	18	602	54,150,843	3,325																																																																																																																																																																																																																				
年度	区分	要保護	準要保護	総支給額	児童生徒数																																																																																																																																																																																																																				
9	小学校	5	285	17,269,579	2,078																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	3	131	11,639,202	1,206																																																																																																																																																																																																																				
10	小学校	4	250	15,276,665	2,027																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	5	111	10,622,759	1,149																																																																																																																																																																																																																				
11	小学校	3	297	18,236,529	1,950																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	4	128	12,038,436	1,148																																																																																																																																																																																																																				
12	小学校	1	317	15,306,316	1,906																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	4	165	19,965,110	1,143																																																																																																																																																																																																																				
年度	区分	要保護	準要保護	総支給額	児童生徒数																																																																																																																																																																																																																				
9	小学校	1	32	2,718,316	935																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	1	30	3,488,687	594																																																																																																																																																																																																																				
10	小学校	1	70	3,762,084	905																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	1	33	2,923,893	580																																																																																																																																																																																																																				
11	小学校	1	93	5,104,410	866																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	0	43	3,618,293	570																																																																																																																																																																																																																				
12	小学校	0	133	7,318,008	896																																																																																																																																																																																																																				
	中学校	0	45	3,742,080	510																																																																																																																																																																																																																				
根拠法令等	根拠法令等	根拠法令等																																																																																																																																																																																																																							
【小中学校児童生徒就学援助条例】 【小中学校児童生徒就学援助条例施行規則】	【就学費援助条例】	【小中学校児童生徒就学援助に関する規則】																																																																																																																																																																																																																							

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																																																		
事業名	就学費の援助			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																		
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育	コード																																																			
現況				分 析																																																			
鹿 野 町				問 題 点																																																			
援助額 ・修学旅行、給食費、宿泊訓練については、実費を援助 ・それ以外のもの：要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に規定する国の補助対象となる限度額として毎年度文部大臣が定める額				・熊毛町は準要保護者の所得は要保護者の所得基準の1.3倍で認定。 ・その他の2市1町は準要保護者の所得を要保護者の基準の1.5倍で認定。 ・支給項目として、徳山市は、国の基準にない支度金、雑費がある。 ・文部省は過去に準要保護者の所得は、1.3倍～1.5倍が適当と答えたとのこと。 ・徳山市の就学援助費の受給者の割合は、他市町に比して高い状況にある。																																																			
【就学援助費】 (単位：人、円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>要保護</th> <th>準要保護</th> <th>総支給額</th> <th>児童生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>小学校</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>176,982</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>183,948</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td>小学校</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>414,668</td> <td>243</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>412,187</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11</td> <td>小学校</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>453,760</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>589,322</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12</td> <td>小学校</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>718,000</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>343,116</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table>				年度	区分	要保護	準要保護	総支給額	児童生徒数	9	小学校	0	3	176,982	265	中学校	0	2	183,948	147	10	小学校	0	8	414,668	243	中学校	0	6	412,187	151	11	小学校	0	8	453,760	222	中学校	0	6	589,322	162	12	小学校	0	12	718,000	223	中学校	0	4	343,116	156	対 応 策	
年度	区分	要保護	準要保護	総支給額	児童生徒数																																																		
9	小学校	0	3	176,982	265																																																		
	中学校	0	2	183,948	147																																																		
10	小学校	0	8	414,668	243																																																		
	中学校	0	6	412,187	151																																																		
11	小学校	0	8	453,760	222																																																		
	中学校	0	6	589,322	162																																																		
12	小学校	0	12	718,000	223																																																		
	中学校	0	4	343,116	156																																																		
				・調整方針は要保護者の所得基準の1.5倍とし、新市移行後、財政事情により検討する。 ・国の基準にない支度金、雑費は廃止する方向で検討する。																																																			
根 拠 法 令 等				調 整 案																																																			
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (新南陽市・鹿野町)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  ( ) その他( )																																																			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	通学区域〔小・中学校〕			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	

現

況

【徳山市通学区域】

中学校名	小学校名	通学区域
鼓南中	大島小	大島(打上、大浦、居守、東佐倉、西佐倉を除く。)
	糀島小	糀島、大島打上
太華中	櫛浜小	櫛浜(岩徳線以北を除く。)、栗屋(岩徳線以北を除く。)、大島大浦、大島居守、大島西佐倉、大島東佐倉、久米元町、由加町
	久米小	久米(元町、滑松ケ甲を除く。)、櫛浜の岩徳線以北、栗屋の岩徳線以北(院内一遠石小学校)(旭一遠石小学校)
	久米小譲羽分校	譲羽(譲羽一久米小学校)
岐陽中	遠石小	青山町、若草町、東山町、松保町、速玉町、新宮町、宮前町(青山町のうち青山町東自治会に属する地域一周陽中学校)
	岐山小	久米滑松ケ甲、泉原町、清水町(1・2番を除く。)、楠木1丁目、東辻、三田川、公園区、東一ノ井手、西一ノ井手、上一ノ井手、高尾団地、栄谷、掘越、中金剛山、東金剛山、幸の台、西金剛山、新掘、西辻、下一ノ井手、辻町、岐南町、鐘楼町(東辻のうち一番丁自治会に属する地域一徳山小学校)(西金剛山一今宿小学校、住吉中学校)(新堀一今宿小学校、住吉中学校)(岐南町一徳山小学校)(鐘楼町一今宿小学校、住吉中学校)
	徳山小	毛利町、岐山通、児玉町、二番町、三番町、桜馬場通、平和通、飯島町、昭通、靴町、橋本町、柳町、川端町、河東町、慶万町、舞車町、上御弓町、一番丁、黒髪島、花畠町、清水町1番~2番(花畠町一岐山小学校、住吉中学校)(清水町1番~2番一岐山小学校)
住吉中	徳山小	梅園町、弥生町、代々木通、栄町、御幸通、新町、若宮町、銀南街、銀座、本町、みなみ銀座、有楽町、那智町、晴海町、住崎町、築港町、港町、千代田町、入船町(5番~8番を除く。)
	今宿小	今宿町、緑町、月丘町、新宿通、初音町、戎町、相生町、野上町、沖見町、都町、入船町5番~8番、権現町、御影町、西松原、錦町、新地、山手通、卯の手、原宿町、今住町、住吉町、東北山、西北山、土越、御山町、小野、浦山、水上、岡田町、蓮ヶ浴
菊川中	菊川小	上村(浦山、水上を除く。)、川上、川曲、四熊井谷、下上、中野
	四熊小	四熊(井谷、下り山を除く。)
	小畑小	小畑、四熊下り山
桜田中	夜市小	夜市
	戸田小	戸田
	湯野小	湯野
大津島中	大津島小	大津島
須々万中	沼城小	須々万本郷 須々万奥
中須中	中須小	中須南、中須北
	須磨小	須万 金峰
須金中	須磨小峰畑分校	須万峰畑(須万峰畑一須磨小学校)
周陽中	周陽小	周陽1丁目、周陽2丁目、周陽3丁目、大内町、瀬戸見町、孝田町、馬屋、五月町のうち15番~17番、大河内(五月町のうち15番~17番一遠石小学校)(大河内一遠石小学校)
	桜木小	桜木1丁目、桜木2丁目、桜木3丁目、城ヶ丘1丁目、城ヶ丘2丁目、城ヶ丘3丁目、城ヶ丘4丁目、城ヶ丘5丁目、平原町
	遠石小	横浜町、五月町(15番~17番を除く。)、遠石1丁目、遠石2丁目、遠石3丁目、上遠石、上遠石町、桜ヶ迫(横浜町一太華中学校)(桜ヶ迫一岐陽中学校)
秋月中	秋月小	秋月1丁目、秋月2丁目、秋月2丁目に沿接する東部及び北部の地域、扇町、楠木2丁目、江の宮町、花陽1丁目、花陽2丁目、秋月3丁目、秋月4丁目
翔北中	大道理小	大道理(田代、横瀬を除く。)
	大向小	大向、大道理田代、大道理横瀬
	長穂小	長穂、筋地
備考	印は申請により学区外通学を認める。	

【新南陽市通学区域】

学校名	通学区域	
富田東小	川崎一丁目、川崎二丁目、川崎三丁目、土井一丁目、土井二丁目、政所一丁目、(19番6号~19番18号を除く)、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、横川町、清水一丁目、清水二丁目、古川町、川手一丁目、川手二丁目、千代田町、道源町、椎木町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、三笠町、宮の前一丁目1番1号、宮の前二丁目2番1号~3番6号、中央町1番1号、1番3号、2番2号~3番10号、古泉一丁目(6番1号~10番20号、10番51号~11番5号を除く)、古泉二丁目(10番15号~10番28号を除く)、古泉三丁目、花園	
富田中	湯田一丁目、湯田二丁目、富田一丁目、富田二丁目、日地町、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、丸山町、港町、坂根町、河内町、新堤町、大神一丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、大神五丁目、政所一丁目19番6号~19番18号、宮の前一丁目(1番1号を除く)、宮の前二丁目(2番1号~3番6号を除く)、中央町(1番1号、1番3号、2番2号~3番10号を除く)、古市一丁目、古市二丁目、古泉一丁目6番1号~10番20号、10番51号~11番5号、古泉二丁目10番15号~10番28号、古市北、新堤、新町東、新町中、新町北、新町西、中溝、中溝南、浜田	
富田西小	湯田一丁目、湯田二丁目、富田一丁目、富田二丁目、日地町、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、丸山町、港町、坂根町、河内町、新堤町、大神一丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、大神五丁目、政所一丁目19番6号~19番18号、宮の前一丁目(1番1号を除く)、宮の前二丁目(2番1号~3番6号を除く)、中央町(1番1号、1番3号、2番2号~3番10号を除く)、古市一丁目、古市二丁目、古泉一丁目6番1号~10番20号、10番51号~11番5号、古泉二丁目10番15号~10番28号、古市北、新堤、新町東、新町中、新町北、新町西、中溝、中溝南、浜田	
福川中	福川小	福川一丁目、福川二丁目、福川三丁目、皿山町、社地町、福川中市町、神迫町、本陣町、若山一丁目、若山二丁目、御姫町、新地町、西柵町、新田一丁目、新田二丁目、福川南町
	福川南小	長田町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ河原、中綴町、室尾一丁目、室尾二丁目
和田中	和田小	大崩町、殿明、秋字名、巢山、西迫上、西迫下、大原、中村、林、原赤、初切、升谷、古屋敷、山河内、峠の畑、神頭谷、野広、和田、米光上、米光下、平木、大谷、池広、車木、十郎、打木野、木屋ヶ迫、湯野峠、失地峠、西広沢、田所

【鹿野町通学区域】

学校名	就学指定区域
大潮小	大字大潮のうち西河内及び中津と桶山の一部を除く区域
仁保津小	大字巢山のうち清涼寺を除く区域
洪川小	大字鹿野上のうち上洪川及び中洪川、下洪川(ただし、下洪川の一部を除く)区域
鹿野小学校金峰分校	大字金峰及び大字須万(ただし、大字須万の一部を除く)区域
鹿野小	上記以外の区域
鹿野中	鹿野町の全域



事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	通学区域〔小・中学校〕			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	
現況				分 析	
【熊毛町通学区域】				問 題 点	
学校名	通学区域の範囲	該当部落名		・合併により、児童・生徒の通学の利便性を考慮した場合、合併前の境界付近を中心に、通学区域の見直しを行なう必要のある地域が発生すると予想される  ・通学区域の見直しは、関係者（地元住民等）との協議や通学区審議会等の判断を仰ぎ決定する必要があることから、新市移行後、速やかに調整する。	
三丘小	大字安田のうち、三丘原、三丘古市、鶴見台1丁目から6丁目までを除く地域	東中村、西中村、正安、宮河内、迫、森河内、安田上、安田下、追迫			
	大字小松原の全域	石光上、石光中、石光下、広末、筏場、黒岩、荒瀬、兼清、小深、阿下、十楽、東善地上、東善地下、川尻、和田、土手			
高水小	大字清尾の全域	下清尾、中清尾、上清尾			
	大字樋口の全域	新町、今市、下大歳、上大歳、小成川、大成川、樋口、南下樋口、南一班、秋里、東秋里、青葉台			
	大字原の全域	東原、西原、太刀野、徳万、たちの台			
	大字安田のうち、鶴見台1丁目から鶴見台6丁目までの地域	鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、鶴見台3丁目、鶴見台4丁目、鶴見台5丁目、鶴見台6丁目			
勝間小	大字呼坂の全域	本町、西町、地方、和那手、関屋、勝間古市、大江、勝間下、勝間中東、勝間中西、勝間上、白石、松舟、新畑、御所尾原上、御所尾原中、御所尾原下、東勝間原、西勝間原、南勝間原、北勝間原、王子免、定光、緑ヶ丘1丁目、緑ヶ丘2丁目、緑ヶ丘3丁目、叶松、向陽、夢ヶ丘1丁目、夢ヶ丘2丁目、夢ヶ丘3丁目、夢ヶ丘4丁目、夢ヶ丘5丁目、勝間ヶ丘、南向陽			
	大字奥関屋の全域	奥関屋			
	大字中村の全域	勝間中村、新清光台1丁目、新清光台2丁目、新清光台3丁目、新清光台4丁目、新清光台5丁目、新清光台6丁目、新清光台7丁目、新清光台8丁目			
	大字大河内のうち、遠見、御幸台、新清光台3丁目の地域	遠見、御幸台、新清光台3丁目			
	大字安田のうち、三丘原、三丘古市の地域	三丘原、三丘古市			
大河内小	大字大河内のうち、遠見、御幸台、新清光台3丁目を除く地域	下笠野、中笠野、上笠野、別所、院内、畑上、畑下、大河内、上河内、此原、峠、幸が丘上、幸が丘中、幸が丘下、自由が丘1丁目、自由が丘2丁目、自由が丘3丁目、自由が丘4丁目、自由が丘5丁目、自由が丘6丁目、自由が丘7丁目、自由が丘8丁目、自由が丘9丁目、清光台1丁目、清光台2丁目、清光台3丁目、清光台4丁目、清光台5丁目、清光台6丁目、清光台7丁目、幸が丘西			
八代小	大字八代の全域	河原畑、八代原、上市、下市、大迫、松尾、吉国、中郷、高代、下魚切、中魚切、上魚切、八代新畑、上須野河内、下須野河内			
熊毛中	熊毛町の全域	熊毛町の全部落			
根拠法令等				対 応 策	
徳山市【小・中学校の通学区に関する規則】 下松市【小・中学校の通学区に関する規則】 新南陽市【小・中学校通学区に関する規則】 熊毛町【学校教育法施行細則】 鹿野町【町立小学校区指定に関する規程】				調 整 案	
				( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . ( ) の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。  ( ) その他 ( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校給食の状況	小項目	
事業名	学校給食の状況			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育	コード	

現況

学校給食現況調査表 (平成14年3月末日現在)

項目 市町	学校数 (校)	給食総数 (食)	給食費 (円)	職員数					会計		形態					概要		備考			
				管理	事務	調理員		技術 他	公	私	委託	献立	食器	システ ム	配送 容器	運営	調理能力 (センターのみ)		開設年月		
						正規	臨パ														
徳山市	東部センター	小学 12 中学 5 計 18	3,545 1,996 5,541	220 250	課長 1 所長兼 1	事務 2 栄養 2	19	18	7			米飯 パン 牛乳	2本 献立	アル マイ ト	ウエ ット	混載 一部 コン テナ	公設 直営	10,000	S42.11	親子調理場 須磨小・須金中 中須小・中須中 大津島小・大津島中	
	西部センター	小学 10 中学 5 計 15	2,035 1,105 3,140	220 250	所長 1	栄養 2	11	8	5									6,000	S54.4		
	単独校	小学 3 中学 3 計 6	63 53 116	220 250			2	4				パン 牛乳	1本 献立	ポリ カ	ウエ ット			-	-		
	合計	小学 25 中学 14 計 39	5,643 3,154 8,797	220 250			32	30	12									16,000			
	新南陽市	センター	小学 5 中学 3 合計 8	1,998 1,118 3,116	230 260	所長 1	事務 1 栄養 3	0	0	0			米飯 調理 パン 牛乳 配送	2本 献立	ポリ プロ	ウエ ット	コン テナ	公設 直営	6,000		S55.4
		合計	8	3,116		1	4	0	0	0								6,000			
		熊毛町	小学 5 中学 1 合計 6	988 509 1,497	200 240	所長 1	事務 0 栄養 1	6	6	0			パン 牛乳 配送	1本 献立	ポリ カ	ウエ ット	コン テナ	公設 直営	2,900		S46.4
鹿野町	小学 1 中学 1 幼稚 1 合計 3	221 162 55 438	209 249 181	所長兼 1 副所長兼 1	事務 0 栄養 1 主事兼 1	(4) 配送	1	(2)	3			パン 牛乳	1本 献立	ステン ・ ポリ PEN	ウエ ット	混載	公設 直営	800	S63.2	( )内は代替を含む人数	
	合計	3	438	0(2)	2(1)	2	4										800				
	総合計	単独	小学 3 中学 3	63 53																	
		センター	幼稚 1 小学 33 中学 15 総合計 55	55 8,787 4,890 13,848																	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校給食の状況	小項目		
事業名	学校給食の状況		協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い		
専門部会名	教育部会		分科会名	学校教育		
問題点			対応策		調整案	
<p>給食費についての問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性や特殊性によって献立内容に相違があり、2市2町の給食費に差がある。(小学校200円～230円、中学校240円～260円)</li> </ul> <p>公会計と私会計についての問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徳山市、新南陽市、鹿野町のセンターは公会計で、徳山市の単独校、熊毛町が私会計で学校給食運営がなされている。</li> </ul> <p>センター方式と単独校方式についての問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2市2町にはそれぞれ給食センターがあるが、徳山市に単独校方式がある。単独校方式には、過去の経緯や地理的条件、配送の問題もあり、現状ではセンター化の対応は難しい。</li> </ul> <p>業務委託についての問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独校方式を除き、新南陽市は平成6年度に配送部門を、また平成13年度からは調理部門も業務委託している。</li> <li>・徳山市、熊毛町、鹿野町は直営で運営しているが、いずれも直ちに業務委託することは難しい。</li> </ul> <p>幼稚園給食について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿野町のみ幼稚園給食がある。</li> </ul>			<p>給食費についての対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2市2町の給食費に差があるが、負担公平の立場に立ち行政格差が生じないよう新市移行後、統一価格の設定を図るべきである。献立やその内容については新市移行後、検討すべきである。</li> </ul> <p>公会計と私会計についての対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では、各市町での制度が異なるが、新市の一体性の確保を図るため、センターでの会計は統一した公会計を基本に推進していくことが望ましい。</li> </ul> <p>センター方式と単独校方式についての対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独校方式は新市における健全財政の観点からしてセンター加入が望ましいが、現状では対応が困難である。しかし、新市移行後はセンター施設の建設や配送ルートが確立されれば、センター方式も可能となる。</li> </ul> <p>業務委託についての対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市における健全財政を考慮して給食業務の委託化が考えられるが、急激な業務委託は避け、条件整備を図った段階で委託化を推進すべきである。</li> </ul> <p>幼稚園給食についての対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園の全市域における給食の提供は、2市2町の現状の施設能力に限界がある。鹿野町の幼稚園給食については、現状のままで新市に引き継ぐ。</li> </ul>		<p>給食費についての調整案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. ( ) の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) その他( )</li> </ul> <p>公会計と私会計についての調整案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. ( ) の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) その他( )</li> </ul> <p>センター方式と単独校方式についての調整案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. ( ) の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) その他( )</li> </ul> <p>業務委託についての調整案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. ( ) の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) その他( )</li> </ul> <p>幼稚園給食についての調整案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. ( ) の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> <li>( ) その他( )</li> </ul>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習
事業名	公民館の管理、使用基準			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>【公民館条例】(抜粋) 公民館に館長及び必要な職員を置く。</p> <p>【公民館使用条例】 館の使用料：使用許可の際、前納しなければならない。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 減免等：社会教育に関する目的で使用する場合に限り、館長においてこれを減額し又は免除することができる。</p> <p>〔公民館使用許可の取扱い〕 公民館使用料の徴収 ・大会議室 50㎡以上 ・小会議室 50㎡未満 ・調理実習室は、大会議室の使用料に準じる 使用料の減免(全額免除) ・市が使用するとき ・公共団体が使用するとき ・社会教育の目的達成のためにする地域住民の使用 社会教育団体の長期使用 ・公民館施設の専用使用は許可しないものとする。ただし、当該団体の活動に必要な事務用具等の保管については許可するが、公民館本来の使用に支障がないよう常時整理する。 公民館の使用を許可しないもの ・宗教団体の活動 ・営利を目的とする事業活動</p>		<p>【公民館条例】 使用料：前納しなければならない。ただし、食堂の使用料は当月分をその月の5日までに前納しなければならない。 ・公益上特別の事由があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期することができる。</p> <p>【公民館使用条例施行規則】 使用料の減免基準 市内の社会教育団体及びこれに準ずる団体が使用する場合 免除 社会教育団体が文化活動及び社会教育振興上入場料又はこれに類するものを徴収しないで使用する場合 免除 市と共催する場合 免除 市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校及び高等学校が教育目的のために使用する場合 免除 市が後援して使用する場合 30%減額 ・前項のほか教育委員会が特に必要と認める場合については、減免することができる。</p> <p>休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月4日まで 使用時間：平日、土曜 午前9時から午後10時まで 日曜 午前9時から午後5時まで 但し、福川公民館(ふれあいセンター)は月曜日休館</p>		<p>【公民館条例】 職員：館長、主事、その他必要な職員 公民館は、引続き3日以上使用することができない。ただし、教育委員会が特別の必要を認めるとき、または公民館の管理上支障がないと認められるときは、この限りではない。 長期的独占利用の制限：公民館の全部または一部を1年以上同一の者に独占的に使用させ、または利用させるときは、地方自治法第244条の2第2項に定める議会の議決を得なければならない。 使用料の減免：公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【公民館管理規則】 公民館事業 (1) 各種の講座を開設すること。 (2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。 (3) 図書、記録、模型、資料、器具を備え、これらの利用をなさしめること (4) 体育、保健、リクレーション、映写会、演芸会等に関する集会を催すこと (5) 各種団体、機関の連絡提携を図ること。 (6) 施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 施設、備品等の使用 公民館の施設備品等(図書を除く)を使用せんとするときは、その3日前までに所定の使用願を提出し、許可を受けなければならない。 図書の使用：館内閲覧、館外持出 ・館外貸出：個人にあつては、1回2冊以内、貸出期間10日以内 団体にあつては、1回30冊以内、貸出期間30日以内 公民館は、その地区内の社会教育に熱意を有するものの中から必要数の公民館協力委員を委嘱することができる。</p>	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等	
<p>【公民館条例】 7111 【徳山市公民館使用条例】 7113</p>		<p>【新南陽市公民館条例】 6712 【公民館使用条例施行規則】 6718</p>		<p>【公民館条例】 1525 【公民館管理規則】 1529</p>	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習
事業名	公民館の管理、使用基準			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
<p>【公民館条例】 職員：館長、主事、その他必要な職員</p> <p>【公民館管理及び職員に関する規則】 公民館事業：社会教育法第22条に規定する事業 主事等：必要に応じて社会教育主事、主事、主事補、用務員 組織上の職：必要に応じて館長補佐、係長 開館及び閉館 開館：午前8時30分 閉館：午後5時15分 休館日 日曜日・土曜日 国民の祝日に関する法律に定める休日 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日</p> <p>【公民館使用条例】 使用料：使用料の前納 使用料の減免 官公立学校及び教育委員会において必要と認められた社会教育団体 免除 教育委員会において必要があると認めるとき 減免</p> <p>【公民館設備使用規則】 公民館の備品：公民館の備品は原則として公民館で使用するものとする。</p>				<p>課題 ・使用基準の調整。(開館日・開館時間の調整など)</p>	
				対	策
				<p>・新南陽市の例を準用して調整する。</p>	
				調 整 案	
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . (新南陽市)の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。  ( ) その他( )</p>	
根 拠 法 令 等				第3回合併協議会における協議後の調整方針	
<p>【公民館条例】4973 【公民館管理及び職員に関する規則】4974 【公民館使用条例】4977 【公民館設備使用規則】4981</p>				<p>( ) 2 . (新南陽市)の例により調整する。 ただし、休館日については、12月29日から翌年の1月3日までとし、 使用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化		中項目	社会教育の状況		小項目	青少年		
事業名	成人の日記念行事					協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い		
専門部会名	教育部会		分科会名	社会教育		コード			
現況						分析			
						問題点			
						各市町とも、青年団やまちづくりグループの協力を得て、特色ある成人式を開催している。 平成11年度からのハッピーマンデー法の施行により、成人の日が第2月曜日課題 ・式典の統合。			
						対応策			
						式典を一本化し、総合式典として開催する。			
						調整案			
						<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ( )の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。  <input type="checkbox"/> その他( )			

	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	
開催月日 (平成12年度)	1月8日	1月8日	1月8日	1月8日	
対象者数 (平成12年度)	1,226人	455人	213人	50人	
記念行事 (平成12年度)	・太鼓 ・二十歳のメッセージ ・ミニコンサート	・ゲーム ・立食パーティ ・二十歳のメッセージ	・茶話会	・ゲーム ・立食パーティ ・クイズ ・レクリエーション	
記念品 (平成12年度)	・システム手帳	・アルバム(小) ・クオカード	・写真	・書籍	
事業費	平成10年度	1,949千円	1,231千円	271千円	390千円
	平成11年度	1,915千円	1,081千円	347千円	370千円
	平成12年度	1,964千円	935千円	375千円	380千円
備考	協力団体 連合青年団	協力団体 連合青年団 ジュニアターズ・クラブ		協力団体 青年団	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	美術展の開催			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>【徳山市美術展開催要項】</p> <p>主旨：広く一般から作品を募集し、一堂に展示することにより、美術の振興を図るとともに、美術鑑賞をとおして市民文化の推進に役立てる。</p> <p>会期（10月）</p> <p>前期展覧会＝日本画、洋画、デザイン、写真 後期展覧会＝彫刻・工芸、書</p> <p>場所：美術博物館 観覧料：無料</p> <p>部門及び出品規格</p> <p>第1部：日本画【額装で100号以下のもの。着彩・水墨とも表装・仮表装で全紙以下、額は2m以下のもの。】</p> <p>第2部：洋画【油絵・水彩・版画・その他で100号以下。枠付または額】</p> <p>第3部：彫刻・デザイン・工芸【彫刻・デザイン・陶磁器・染織・人形・その他、大きさは2㎡以内、重量は200kg以内で展示可能なもの】</p> <p>第4部：書【額・枠・屏風仕様で、仕上がりは1.5㎡以下のもので、半折1/2（全懐紙も含む）以上のもの。】</p> <p>第5部：カラー、モノクロームとも全倍以下。組写真は長辺2m以下。パネル張りまたは額装とする。】</p> <p>全部門とも額のガラス使用は不可（アクリル可） 全部門とも生物そのものを材料として使用した作品は不可。 応募作品には、必ず展示用金具、ひもなどを取り付けておくこと。 応募作品は、出品規格に合致し、自己の制作した未発表の作品であること。 出品規格外作品は審査対象としない。</p> <p>応募資格：徳山市・須佐町に在住又は通勤通学者等で昭和 年4月1日までに生まれた人。 応募資格外作品は審査対象としない。 出品点数：1部門1人1点、 出品料は無料 審査 各部門とも公開審査を行い各賞を決定します。 審査員：15名</p> <p>賞 市美展大賞・・・ 全作品の中から1点、副賞10万円 市美展準大賞・・・ 各部門ごとに1点、副賞3万円 市美展賞・・・ 各部門ごとに若干 佳作・・・・・・・ 各部門ごとに若干</p>		<p>【総合文化祭開催要項】</p> <p>総合文化祭開催事業＝美術展覧会、園芸展</p> <p>日程：美術展は、11月3日を基準日として4日間とする。園芸店は物産展と同じ日程とする。</p> <p>部門：審査を行い賞を授与するものうち、審査競技会の対象となる部門は、正式部門とし、出品人数は10人以上とする。10人に満たない場合は準部門とする。</p> <p>入賞：正式部門での入賞者には、市長賞・議長賞・教育長賞・商工会議所会頭賞・文化協会会長賞と奨励賞、佳作の各賞を授与する。</p> <p>賞の数：園芸展での賞の配布は、美術展での数を基本として算出する。 美術展での奨励賞と佳作の数は、出品作品8点につき1点とする。 園芸部門での奨励賞と佳作の数は、1人当りの出品数が多いため美術展での1人当りの平均出品数を求めたうえで、園芸展での出品人数に美術展での1人当りの平均出品数を掛けて標準出品数を求め、その標準出品数8点につき1点選出する。 準部門での奨励賞と佳作の数は出品者数の1/2を限度とする。</p> <p>副賞：副賞はトロフィーとするが、同額の現金を自主賞品購入資金として渡すことができる。</p> <p>開催交付金：昼食代、消耗品、市から支給される賞品（トロフィー）以外の賞品など、審査・展示をするうえで必要な経費として開催交付金を支払う。 必要な経費とは、作品の搬入から搬出までにかかる経費であるが、展示に必要な人件費や作品の日常の維持管理費などは含めない。</p> <p>開催交付金額：展示期間と前日の搬入日を基本期間として20,000円とする。 その期間以外に、10人以上が半日以上、搬入、搬出にかかわる場合には1日につき10,000円を支給する。</p> <p>【新南陽市美術展覧会開催要領】</p> <p>趣旨：美術を楽しむ人自らが企画運営していくことで、その振興と普及を図り、文化の向上を目指す。</p> <p>運営委員会の設置 組織：審査部門ごとに2名以上を事務局が選出し、文化協会長とで組織する委員の任期：2年とする</p> <p>職務 美術展の会期、場所の決定 開催部門、出品規格、出品資格の決定 作品展示の指導に係わること その他</p> <p>委員会の庶務：教育委員会生涯学習課 運営委員会は、委員のうち2名総合文化祭の実行委員に派遣する。 審査員は、運営委員により選出され、美術展の審査を行う。 審査員は原則として審査部門ごとに2名以上を選出する。 審査員の任期：原則として2年とする 招待作品：同一部門で5年以内に2回以上市長賞を受賞した人は、招待作家として作品を展示する。</p>		なし	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	美術展の開催			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
現況				分析	
鹿野町					
なし					
				問題点	
				徳山市は、市民美術展を開催。新南陽市は、総合文化祭の中で美術展覧会を開催。 市民美術展をどのような形態で開催するか。	
				対応策	
				統合して総合美術展の開催を検討する。 運営方式の検討。 ・財団への委託等の検討。 ・部門別の開催等を検討。 ・運営委員会の調整。 徳山市の例を基本として調整する。	
				調整案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (徳山市)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  ( ) その他( )	
根拠法令等					



事務一元化現況・分析調査

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化																																																										
事業名	国指定文化財の状況			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																										
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																																																											
現況				分析																																																											
国指定文化財  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>指定種別</th> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>所在地</th> <th>所有者等</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">徳山市</td> <td>1 記念物(天然)</td> <td>大玉杉</td> <td>1 本</td> <td>須々万本郷312番地</td> <td>飛龍八幡宮</td> <td>昭和5年8月25日</td> </tr> <tr> <td>2 重有文(絵画)</td> <td>絹本著色陶弘護像</td> <td>1 幅</td> <td>美術博物館(寄託)</td> <td>龍豊寺</td> <td>昭和49年6月8日</td> </tr> <tr> <td>3 記念物(天然)</td> <td>八代のツルおよびその渡来地</td> <td>1 地域</td> <td>中須南字大峠834番地</td> <td>岩崎 勇</td> <td>平成元年8月14日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新南陽市</td> <td>1 考古資料</td> <td>竹島古墳出土品</td> <td>3 5</td> <td>新南陽市本陣町</td> <td>藤井 一</td> <td>昭和63年6月6日</td> </tr> <tr> <td>2 重要無形民俗文化財</td> <td>三作神楽</td> <td>—</td> <td>新南陽市大字夏切</td> <td>三作神楽保存会</td> <td>平成12年12月27日</td> </tr> <tr> <td>3 登録有形文化財</td> <td>四熊家住宅主屋及び診療棟</td> <td>2 棟</td> <td>新南陽市土井1-1-1</td> <td>四熊家方</td> <td>平成12年10月18日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熊毛町</td> <td>1 特別天然記念物</td> <td>八代のツルおよびその渡来地</td> <td></td> <td>熊毛町大字八代</td> <td>熊毛町</td> <td>大正10年3月3日 (昭和30年2月15日)</td> </tr> <tr> <td>2 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されたもの</td> <td>八代の花笠踊</td> <td></td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>昭和46年4月21日 選択年月日</td> </tr> </tbody> </table>					指定種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定年月日	徳山市	1 記念物(天然)	大玉杉	1 本	須々万本郷312番地	飛龍八幡宮	昭和5年8月25日	2 重有文(絵画)	絹本著色陶弘護像	1 幅	美術博物館(寄託)	龍豊寺	昭和49年6月8日	3 記念物(天然)	八代のツルおよびその渡来地	1 地域	中須南字大峠834番地	岩崎 勇	平成元年8月14日	新南陽市	1 考古資料	竹島古墳出土品	3 5	新南陽市本陣町	藤井 一	昭和63年6月6日	2 重要無形民俗文化財	三作神楽	—	新南陽市大字夏切	三作神楽保存会	平成12年12月27日	3 登録有形文化財	四熊家住宅主屋及び診療棟	2 棟	新南陽市土井1-1-1	四熊家方	平成12年10月18日	熊毛町	1 特別天然記念物	八代のツルおよびその渡来地		熊毛町大字八代	熊毛町	大正10年3月3日 (昭和30年2月15日)	2 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されたもの	八代の花笠踊		"	"	昭和46年4月21日 選択年月日	問題点	
					指定種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定年月日																																																					
徳山市	1 記念物(天然)	大玉杉	1 本	須々万本郷312番地	飛龍八幡宮	昭和5年8月25日																																																									
	2 重有文(絵画)	絹本著色陶弘護像	1 幅	美術博物館(寄託)	龍豊寺	昭和49年6月8日																																																									
	3 記念物(天然)	八代のツルおよびその渡来地	1 地域	中須南字大峠834番地	岩崎 勇	平成元年8月14日																																																									
新南陽市	1 考古資料	竹島古墳出土品	3 5	新南陽市本陣町	藤井 一	昭和63年6月6日																																																									
	2 重要無形民俗文化財	三作神楽	—	新南陽市大字夏切	三作神楽保存会	平成12年12月27日																																																									
	3 登録有形文化財	四熊家住宅主屋及び診療棟	2 棟	新南陽市土井1-1-1	四熊家方	平成12年10月18日																																																									
熊毛町	1 特別天然記念物	八代のツルおよびその渡来地		熊毛町大字八代	熊毛町	大正10年3月3日 (昭和30年2月15日)																																																									
	2 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されたもの	八代の花笠踊		"	"	昭和46年4月21日 選択年月日																																																									
				・所在地の変更																																																											
				対応策																																																											
				・現行のまま新市に引き継ぐ																																																											
				調整案																																																											
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ( ) の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。  <input type="checkbox"/> その他( )																																																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化																																																																																																					
事業名	県指定文化財の状況			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																																																																					
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																																																																																																						
現況				分析																																																																																																						
<p>県指定文化財</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指定種別</th> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>所在地</th> <th>所有者等</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">徳山市</td> <td>1 有形文(建造物)</td> <td>山田屋本屋</td> <td>1棟</td> <td>毛利町2丁目16番地</td> <td>徳山市</td> <td>昭和41年6月10日</td> </tr> <tr> <td>2 無形民俗文</td> <td>式内踊</td> <td></td> <td>大向</td> <td>式内踊保存会</td> <td>昭和43年4月5日</td> </tr> <tr> <td>3 無形民俗文</td> <td>長穂念仏踊</td> <td></td> <td>長穂</td> <td>長穂念仏踊保存会</td> <td>昭和43年4月5日</td> </tr> <tr> <td>4 有形文(彫刻)</td> <td>金造菩薩形坐像</td> <td>1 軀</td> <td>湯野</td> <td>楞巖寺</td> <td>昭和62年3月27日</td> </tr> <tr> <td>5 記念物(史跡)</td> <td>若山城跡</td> <td>1箇所</td> <td>夜市・福川</td> <td>徳山市・新南陽市他</td> <td>昭和62年3月27日</td> </tr> <tr> <td>6 有形文(工芸)</td> <td>金梨子地菊桐紋散雲蒔絵 鞍・鎧</td> <td>1 具</td> <td>文化会館(寄託)</td> <td>毛利就拳</td> <td>平成2年3月30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新南陽市</td> <td>1 史跡</td> <td>若山城跡</td> <td>1 箇所</td> <td>新南陽市大字福川</td> <td>徳山市・新南陽市</td> <td>昭和62年3月27日</td> </tr> <tr> <td>2 "</td> <td>勝栄寺土塁及び旧境内</td> <td>1 箇所</td> <td>新南陽市中央町3-10</td> <td>新南陽市・勝栄寺</td> <td>昭和62年3月27日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">熊毛町</td> <td>1 無形民俗文</td> <td>諫鼓踊</td> <td></td> <td>熊毛町大字呼坂(熊毛神社)</td> <td>勝間諫鼓踊保存会</td> <td>昭和51年3月16日</td> </tr> <tr> <td>2 無形民俗文</td> <td>花笠踊</td> <td></td> <td>熊毛町大字八代(二所神社)</td> <td>花笠踊保存顕彰会</td> <td>昭和51年3月16日</td> </tr> <tr> <td>3 無形民俗文</td> <td>熊毛町安田の糸あやつり人形芝居</td> <td></td> <td>熊毛町大字安田(三丘徳修館)</td> <td>熊毛町安田の糸あやつり人形芝居保存会</td> <td>昭和51年3月16日</td> </tr> <tr> <td>4 有形文(建造物)</td> <td>徳修館 1棟 付 木主5基 祭器4個</td> <td></td> <td>熊毛町大字安田字天王569-1</td> <td>熊毛町</td> <td>昭和57年11月5日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鹿野町</td> <td>1 史跡</td> <td>潮音洞</td> <td></td> <td>鹿野町大字鹿野上字鏡池2872番地ほか</td> <td>鹿野町</td> <td>昭和41年6月10日</td> </tr> <tr> <td>2 天然記念物</td> <td>氷見神社の社叢</td> <td></td> <td>鹿野町大字須万秘密尾字宮ノ前1659番地ほか</td> <td>氷見神社 宮司宮本清胤</td> <td>昭和47年5月12日</td> </tr> <tr> <td>3 天然記念物</td> <td>風呂ヶ原の工ノキ</td> <td></td> <td>鹿野町大字須万字風呂ヶ原5183番地の3</td> <td>福田仁作</td> <td>昭和55年12月5日</td> </tr> </tbody> </table>					指定種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定年月日	徳山市	1 有形文(建造物)	山田屋本屋	1棟	毛利町2丁目16番地	徳山市	昭和41年6月10日	2 無形民俗文	式内踊		大向	式内踊保存会	昭和43年4月5日	3 無形民俗文	長穂念仏踊		長穂	長穂念仏踊保存会	昭和43年4月5日	4 有形文(彫刻)	金造菩薩形坐像	1 軀	湯野	楞巖寺	昭和62年3月27日	5 記念物(史跡)	若山城跡	1箇所	夜市・福川	徳山市・新南陽市他	昭和62年3月27日	6 有形文(工芸)	金梨子地菊桐紋散雲蒔絵 鞍・鎧	1 具	文化会館(寄託)	毛利就拳	平成2年3月30日	新南陽市	1 史跡	若山城跡	1 箇所	新南陽市大字福川	徳山市・新南陽市	昭和62年3月27日	2 "	勝栄寺土塁及び旧境内	1 箇所	新南陽市中央町3-10	新南陽市・勝栄寺	昭和62年3月27日	熊毛町	1 無形民俗文	諫鼓踊		熊毛町大字呼坂(熊毛神社)	勝間諫鼓踊保存会	昭和51年3月16日	2 無形民俗文	花笠踊		熊毛町大字八代(二所神社)	花笠踊保存顕彰会	昭和51年3月16日	3 無形民俗文	熊毛町安田の糸あやつり人形芝居		熊毛町大字安田(三丘徳修館)	熊毛町安田の糸あやつり人形芝居保存会	昭和51年3月16日	4 有形文(建造物)	徳修館 1棟 付 木主5基 祭器4個		熊毛町大字安田字天王569-1	熊毛町	昭和57年11月5日	鹿野町	1 史跡	潮音洞		鹿野町大字鹿野上字鏡池2872番地ほか	鹿野町	昭和41年6月10日	2 天然記念物	氷見神社の社叢		鹿野町大字須万秘密尾字宮ノ前1659番地ほか	氷見神社 宮司宮本清胤	昭和47年5月12日	3 天然記念物	風呂ヶ原の工ノキ		鹿野町大字須万字風呂ヶ原5183番地の3	福田仁作	昭和55年12月5日	問題点	
					指定種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定年月日																																																																																																
徳山市	1 有形文(建造物)	山田屋本屋	1棟	毛利町2丁目16番地	徳山市	昭和41年6月10日																																																																																																				
	2 無形民俗文	式内踊		大向	式内踊保存会	昭和43年4月5日																																																																																																				
	3 無形民俗文	長穂念仏踊		長穂	長穂念仏踊保存会	昭和43年4月5日																																																																																																				
	4 有形文(彫刻)	金造菩薩形坐像	1 軀	湯野	楞巖寺	昭和62年3月27日																																																																																																				
	5 記念物(史跡)	若山城跡	1箇所	夜市・福川	徳山市・新南陽市他	昭和62年3月27日																																																																																																				
	6 有形文(工芸)	金梨子地菊桐紋散雲蒔絵 鞍・鎧	1 具	文化会館(寄託)	毛利就拳	平成2年3月30日																																																																																																				
新南陽市	1 史跡	若山城跡	1 箇所	新南陽市大字福川	徳山市・新南陽市	昭和62年3月27日																																																																																																				
	2 "	勝栄寺土塁及び旧境内	1 箇所	新南陽市中央町3-10	新南陽市・勝栄寺	昭和62年3月27日																																																																																																				
熊毛町	1 無形民俗文	諫鼓踊		熊毛町大字呼坂(熊毛神社)	勝間諫鼓踊保存会	昭和51年3月16日																																																																																																				
	2 無形民俗文	花笠踊		熊毛町大字八代(二所神社)	花笠踊保存顕彰会	昭和51年3月16日																																																																																																				
	3 無形民俗文	熊毛町安田の糸あやつり人形芝居		熊毛町大字安田(三丘徳修館)	熊毛町安田の糸あやつり人形芝居保存会	昭和51年3月16日																																																																																																				
	4 有形文(建造物)	徳修館 1棟 付 木主5基 祭器4個		熊毛町大字安田字天王569-1	熊毛町	昭和57年11月5日																																																																																																				
鹿野町	1 史跡	潮音洞		鹿野町大字鹿野上字鏡池2872番地ほか	鹿野町	昭和41年6月10日																																																																																																				
	2 天然記念物	氷見神社の社叢		鹿野町大字須万秘密尾字宮ノ前1659番地ほか	氷見神社 宮司宮本清胤	昭和47年5月12日																																																																																																				
	3 天然記念物	風呂ヶ原の工ノキ		鹿野町大字須万字風呂ヶ原5183番地の3	福田仁作	昭和55年12月5日																																																																																																				
				・所在地の変更																																																																																																						
				対応策																																																																																																						
				・現行のまま新市に引き継ぐ																																																																																																						
				調整案																																																																																																						
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ( )の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 <input type="checkbox"/> その他( )																																																																																																						

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	市・町指定文化財の状況			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現況

市・町指定文化財

	指定種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定年月日	備考
徳山市	1 有形文(工芸)	遠石八幡宮洪鐘	1 口	遠石2丁目1,408番地	遠石八幡宮	昭和49年9月24日	市指定
	2 有形文(建造物)	上年五輪石塔	1 基	上村西南野1,502番地	尾上三子	昭和49年9月24日	
	3 記念物(天然)	明神の藪	1 箇所	大向嶽916番地	貞益義美 他4	昭和49年9月24日	
	4 記念物(天然)	周方神社社叢	1 箇所	長穂宮の原305番地の1	周方神社	昭和49年9月24日	
	5 有形文(建造物)	慈福寺宝篋印塔	1 基	桜木2丁目76番地	慈福寺	昭和51年7月26日	
	6 記念物(史跡)	杉元相父子の墓所	1 箇所	大字徳山5,123番地	興元寺	昭和51年7月26日	
	7 有形文(絵画)	絹本着色 釈迦十六善神図	1 幅	須々万奥肝要470番地	保福寺	昭和52年5月17日	
	8 有形文(典籍)	紙本墨書 大般若波羅密多經	598 巻	須々万奥肝要470番地	保福寺	昭和52年5月17日	
	9 有形文(工芸)	鉄造茶釜	1 口	長穂門前1,075番地の1	龍文寺	昭和53年7月13日	
	10 有形文(建造物)	岩屋の笠塔婆	1 基	下上岩屋2,215番地の1	不 明	昭和53年7月13日	
	11 有形文(建造物)	湯野自然石板碑	1 基	湯野佐古3,787番地の1	河野 薫	昭和56年3月24日	
	12 有形文(彫刻)	木造 聖観音菩薩立像	1 軀	下上岩屋2,215番地の1	岩屋寺	昭和56年3月24日	
	13 有形文(彫刻)	木造 如意論 観音菩薩輪王坐像	1 軀	大字徳山4,718番地	福田寺	昭和56年3月24日	
	14 有形文(彫刻)	木造釈迦如来坐像	1 軀	長穂門前1,075番地の1	龍文寺	昭和59年3月26日	
	15 有形文(工芸)	金銅聖観世音 菩薩坐像懸仏	1 面	大向二俣1,648番地の1	二俣神社	昭和59年3月26日	
	16 有形文(建造物)	自然石地蔵板碑	1 基	四熊庄原1,041番地	森重保	昭和59年3月26日	
	17 記念物(史跡)	徳山藩祖 毛利就隆夫婦の墓	2 基	慶万町1,816番地の1	毛利就 拳	昭和61年9月6日	
	18 記念物(史跡)	やげん谷一里塚	1 箇所	中須南字仏峠1,235番地の1	徳山市	昭和62年4月23日	
	19 有形文(彫刻)	鷹飛原八幡宮の神像	6 軀	夜市宮の下556番地	鷹飛原八幡宮	昭和63年6月1日	
	20 有形文(絵画)	紙本着色 八幡縁起絵巻	2 巻	夜市宮の下556番地	鷹飛原八幡宮	昭和63年6月1日	
	21 有形文(建造物)	貝籠五輪塔	1 0 基	夜市貝籠	徳山市	平成元年7月3日	
	22 有形文(工芸)	金銅経筒	1 口	長穂門前1,075番地の1	龍文寺	平成6年10月5日	
	23 記念物(天然)	興元寺のイチョウ	1 本	大字徳山5122番地	興元寺	平成6年10月5日	
	24 有形文(彫刻)	木造大日如来坐像	1 軀	上村中山1,967番地	蓮宅寺	平成10年7月27日	
新南陽市	1 建造物	福川本陣跡	1 棟	新南陽市本陣町13-12	福田京太郎	昭和48年8月1日	
	2 工芸品	七利元就奉獻に係る建味阮 吉物	7 件	新南陽市土井1丁目5-1	藤井太禅	昭和49年12月1日	
	3 "	莊宮寺所蔵に係る銅造鱧口	1 口	新南陽市大字富田2 4 3 8	村岡博	昭和49年12月1日	
	4 建造物	富田山崎八幡宮本山神事に 係る山車	1 輛	新南陽市宮ノ前1丁目	河谷昭彦	昭和49年12月1日	
	5 工芸品	三汲寺所蔵に係る金銅経筒	2 口	新南陽市大字高瀬4 0 3	林正之	昭和51年9月1日	
	6 書跡	原田健二氏所蔵に係る八代 集系漁	1 巻	新南陽市西樹町1-25	原田健二	昭和51年9月1日	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化		中項目	社会教育の状況		小項目	文化				
事業名	市・町指定文化財の状況					協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い				
専門部会名	教育部会		分科会名	社会教育		コード					
現況						分析					
	指定種別	名称	員数	所在地	所有者等	指定年月日	備考				
新南陽市	7	彫刻		浄真寺所蔵に係る木造阿彌陀如来立像	1 軀	新南陽市大字富田 2 9 6 0	小田 弁 真	昭和53年9月1日	市指定		
	8	"		建咲院所蔵に係る木造聖観世音菩薩立像	1 軀	新南陽市土井 1 丁目 5 - 1	藤井 太 禅	昭和53年9月1日			
	9	"		坂根河内自治会の管理に係る木造薬師如来立像	1 軀	新南陽市河内町1-4	河内自治会	昭和55年4月1日			
	10	書跡		山崎八幡宮所蔵に係る連歌懐紙 6 2 帳、付重硯一式、関係文書	62 帳	新南陽市宮ノ前1丁目	河谷 昭 彦	昭和57年5月1日			
	11	建造物		建咲院に係る正安二年刻銘の板碑	1 基	新南陽市土井 1 丁目 5 - 1	藤井 太 禅	昭和60年5月1日			
	12	"		大神地蔵板碑	1 基	新南陽市大字富田 2 0 9 6	大神自治会	昭和61年2月28日			
	13	史跡		羽島1号古墳	1 基	新南陽市大字福川 3 7 9	梅田 隆 里	昭和61年9月5日			
	14	天然記念物		高瀬先山のミズメ	—	新南陽市大字高瀬 2 1 8 8	木谷河内社	昭和62年5月12日			
	15	考古資料		永源山横穴墓出土遺物	1 括	新南陽市富田 1 丁目 1-1	新南陽市	昭和62年5月12日			
	16	建造物		日地地蔵自然石塔婆	1 基	新南陽市富田 2 丁目 3647 - 1	日地自治会	昭和62年11月24日			
	17	"		勝栄寺の板碑	1 基	新南陽市中央町 3 - 1 0	宗教法人 勝栄寺	平成4年12月22日			
	18	建造物		真福寺墓地の板碑(乾元二年銘) 1 基 付 板碑 2 基	3 基	新南陽市福川中市町6-27	宗教法人 真福寺	平成11年9月30日			
	19	古文書		健咲院文書 3 0 通、付棟札 2 枚	3 2 通	新南陽市土井 1 - 5 - 1	宗教法人 建咲院	平成12年3月30日			
	20	建造物		浄真寺の曼荼羅板碑	1 基	新南陽市富田 2 9 6 0	宗教法人 浄真寺	平成13年1月25日			
	21	建造物		浄真寺の一石五輪塔	1 基	"	"	"			
	熊毛町	1	史跡		寺嶋忠三郎誕生の地		熊毛町大字原54-1	西原 部 落		昭和43年3月6日	町指定
		2	史跡		呼坂宿駅本陣跡		熊毛町大字呼坂14	河内 卓 彦		昭和44年3月30日	
		3	史跡		毛利元就公齒廟		熊毛町大字小松原797-1	坂田 康 男		昭和44年3月30日	
		4	彫刻		元神光院本尊仏外本尊仏大日如来像他諸仏像6軀 涅槃画 1 幅 大般若経 600巻		熊毛町大字呼坂	勝間 部 落		昭和44年3月30日	
		5	典籍		大蔵経 8 5 3 4 巻		熊毛町大字八代下魚切	円 照 寺		昭和44年3月30日	
		6	史跡		吉田松陰先生江戸送りに際し寺嶋忠三郎訣別の地		熊毛町大字呼坂	木村 良 彦		昭和46年2月4日	
7		建造物		穴戸記念碑 1 基		熊毛町大字安田564-2	穴戸 寿 子	昭和46年2月4日			
8		彫刻		高寺の聖観音菩薩像 1 軀		熊毛町大字原593	安 国 寺	昭和51年4月1日			
9		無形民俗文化財		新畑神舞		熊毛町大字呼坂2361	新畑神舞保存会	昭和52年4月1日			
10		名勝		夫婦岩		熊毛町大字清尾字新宮	高水 神 社	昭和58年9月16日			
11		史跡		高水学園発祥の地及び高水村塾址の碑・楽学の碑		熊毛町大字樋口211-1	渡 辺 碩	昭和58年12月7日			
12		建造物		板碑 1 基		熊毛町大字清尾672	野村 市 松	昭和58年12月7日			
13		史跡		毛利元政公の墓地		熊毛町大字小松原2867	貞 昌 寺	平成3年5月16日			
鹿野町	1	彫刻		木造地蔵菩薩立像		鹿野町大字鹿野中字中山	鹿苑山漢陽寺 住職 杉村五由	平成元年4月28日	町指定		
	2	彫刻		木造11面観音菩薩座像		鹿野町大字鹿野中字中山	鹿苑山漢陽寺 住職 杉村五由	平成元年4月28日			
	3	彫刻		木造薬師如来座像 日光菩薩 月光菩薩 十二神将		鹿野町大字鹿野上薬師原	本生山龍雲寺 住職 杉村兌心	平成元年4月28日			
	4	石碑		菅蔵の石造塔碑遺物群		鹿野町大字金峰字菅蔵	高 光 耕 男	平成元年4月28日			
						所在地の変更					
						対 応 策					
						現行のまま新市に引き継ぐ。					
						調 整 案					
						( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。					
						( ) 2 . ( ) の例により調整する。					
						( ) 3 . 新たに制度等を創設する。					
						( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。					
						( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
						( ) 6 . 廃止の方向で検討する。					
						( ) その他 ( )					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	同和教育の状況	小項目	
事業名	同和教育推進体制			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現

況

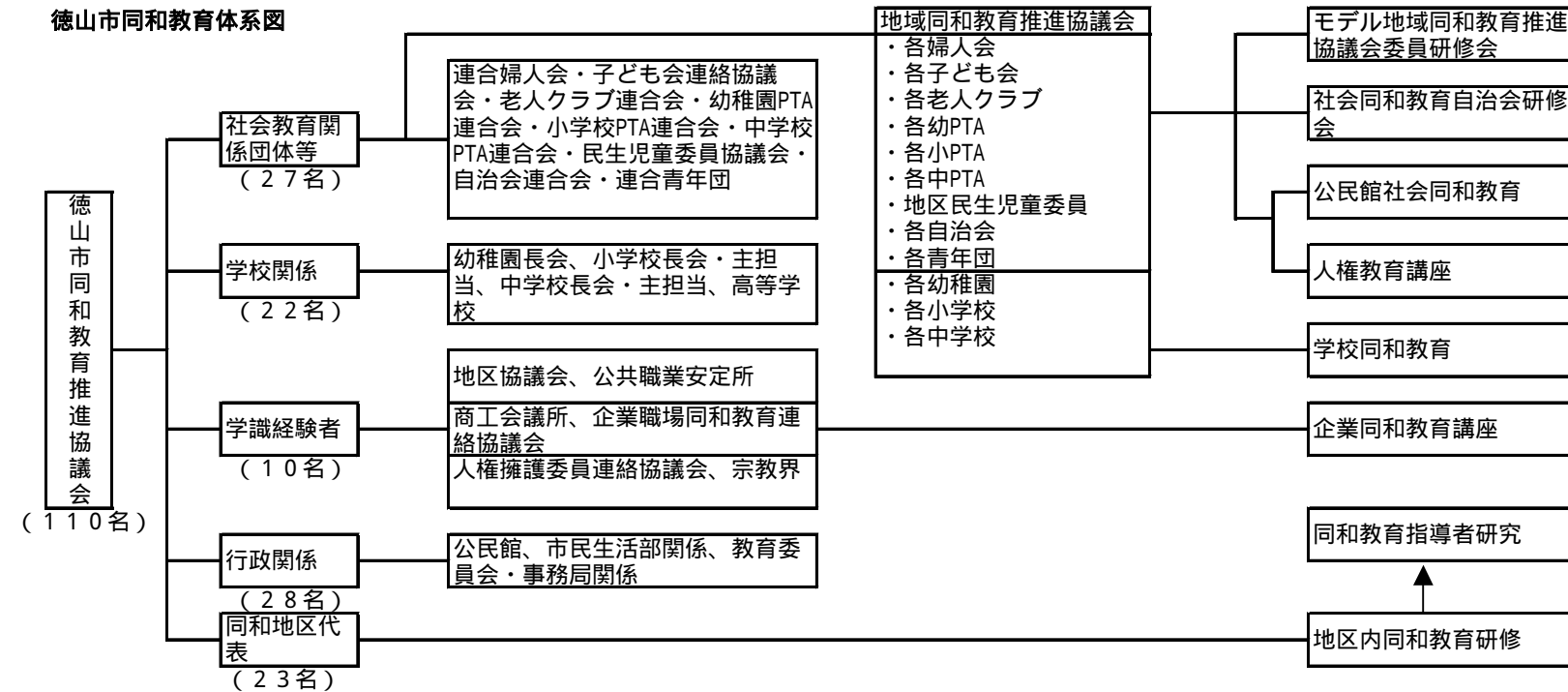
徳山市

新南陽市

【同和教育推進協議会】  
 全国民の課題である同和問題の解決を推進するために、同和教育推進協議会の組織・運営その他所要事項を定める。  
 同和教育推進協議会の研究協議内容  
 同和教育の推進方策に関すること。  
 同和教育の研修及び指導に関すること。  
 その他同和教育の推進に必要な事項。  
 委員の構成  
 市教育委員会関係各課長並びに同和教育担当各係  
 同和地区関係幼稚園、小中学校、高等学校代表  
 同和地区代表（婦人代表を含む）  
 幼稚園長会、小中学校長会代表  
 社会教育関係団体及びその他の団体代表  
 公民館代表  
 同和対策代表並びに隣保館長及び主事  
 学識経験者  
 任期：委員の任期 1年  
 役員：会長（1名）及び副会長（5名）、監事（2名）を置く。  
 ・会長は教育長。副会長、監事は委員の互選によって決める。  
 会議：委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。  
 専門部会  
 協議会の運営、活動その他に要する経費は、補助金その他による。

【同和教育推進委員会】  
 目的：同和問題の解決を促進するため設置する。  
 組織：委員20名以内  
 社会教育関係団体代表  
 学校代表  
 自治会及び老人クラブ代表  
 企業代表  
 民生・児童委員代表  
 運動団体代表  
 学識経験者  
 行政機関代表  
 任期：2年  
 役員：委員長(1) 副委員長(1)  
 （委員の互選による）  
 庶務：教育委員会生涯学習課  
 職務（委員の職務）  
 同和教育関係事業に関する助言  
 同和教育推進に関する事項

徳山市同和教育体系図



根拠法令等

根拠法令等

【同和教育推進協議会規程】

【同和教育推進委員会設置要綱】

# 事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	同和教育の状況	小項目	
事業名	同和教育推進体制			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
現況			分析		
熊毛町			鹿野町		
<p>【同和教育推進委員会】</p> <p>目的：同和問題の解決を促進する。</p> <p>委員会の組織</p> <p>委員会は35名以内の委員をもって組織する。</p> <p>町内の地区代表者、学識経験者および各団体から選出された委員</p> <p>専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会啓発部会、指導者養成部会、調査広報部会</li> </ul> <p>委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li></li> </ul>			<p>・同和教育推進組織としての同和教育推進協議会等(以下「同推協」という)は、最も重要な組織であり、2市2町の全てが設置済である。また、徳山市はこの下部組織して、地域同和教育推進協議会がある。</p> <p>2市2町とも同和対策審議会(地方自治法第138条の4第3項)がない。</p> <p>事務分掌の改定</p> <p>同推協は、熊毛町が「規則」、他の2市1町は「要綱」により設置しており、最初が徳山市の昭和45年度、最後の新南陽市が平成2年度となっておりAこの差が21年ある。また、組織、規模、運営方法等も多少異なっているため、教育推進に</p>		

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	図書館の状況	小項目	
事業名	図書館の管理運営	分科会名	社会教育	協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>【市立図書館条例】 職員：・館長，司書，事務職員その他の職員を置く 休館日 ・月曜日，毎月第3日曜日 ・12月28日から翌年1月4日 ・国民の祝日に関する法律に定める祝日 ・同祝日が月曜日の場合は，その翌日 ・月末整理日及び同整理日が月曜日に当たるときは，その前日 ・ぱく書期間（9月及び3月にそれぞれ10日以内） ・その他 開館時間 ・午前9時30分から午後6時 ・午前9時30分から午後5時（日曜日）</p> <p>【市立中央図書館規則】 分課：整理係・奉仕係を置くことができる。 補職 ・係に係長を置く ・必要に応じ，次長，次長補佐，主査，主任，副主任を置く 事務分掌 勤務時間 ・午前8時15分から午後5時 ・午前9時15分から午後6時 勤務を要しない日：・月曜日及び第3日曜日 資料の利用 ・同時に利用できる資料 5冊以内 ・新刊雑誌 2冊以内 図書館カード 館外利用の制限 ・1回につき 8冊以内 ・利用期間 14日以内 団体等の館外利用の制限 ・読書会文庫 1回2組（1組＝同一図書20冊以内） 期間2か月以内 ・貸出文庫 1回500冊以内 期間6か月以内 ・公民館文庫 300冊以上を常時配置 移動図書館 ・利用の制限 1回1人8冊以内 ・利用期間 次回の巡回日</p>		<p>【市立図書館条例】 職員：館長，司書，その他必要な職員を置く。</p> <p>【市立図書館規則】 休館日 ・月曜日 ・12月29日から翌年1月4日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・蔵書点検期 9月又は10月中においておよそ1週間 ・月末整理日 毎月末（その日が休日に当たるときは繰り上げる。） 開館時間 新南陽市図書館 ・平日 午前9時30分から午後6時30分 ・土曜・日曜 午前9時30分から午後5時30分 新南陽市福川図書館 ・平日及び土曜 午前9時30分から午後5時30分 ・日曜 午前9時30分から午後4時00分</p> <p>館外利用の制限 ・1回につき 5点以内 ・利用期間 2週間以内</p> <p>団体等の館外利用の制限 ・貸出資料 1回 50点程度 期間 1ヶ月以内</p> <p>移動図書館 ・利用の制限 1回1人5冊以内 期間 次回の巡回日</p>		<p>【町立図書館条例】 職員：館長，その他必要な職員を置く</p> <p>休館日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・同休日が月曜日の場合は，その翌日 ・毎月第3日曜日及び月曜日 ・12月28日から翌年1月4日 ・ぱく書期（年に1回7日以内） ・月末整理日。ただし，この日が月曜日に当たるときはその前日 ・特別な事情がある日 開館時間 ・午前9時30分から午後5時30分</p> <p>【町立図書館条例施行規則】 勤務時間 ・午前9時30分から午後6時 勤務を要しない日：月曜日、第3日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日 図書館カード 館外利用の制限 ・同時に利用できる資料 1人6点以内（2週間以内） ・ビデオ、資料等 1人2点以内（1週間以内）</p>	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等	
【市立図書館条例】 【市立中央図書館規則】		【市立図書館条例】 【市立図書館規則】		【町立図書館条例】 【町立図書館条例施行規則】	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	図書館の状況	小項目	
事業名	図書館の管理運営			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
現況				分析	
鹿野町				問題	点
<p>【町立図書館条例】 職員：館長のほか、主事、その他必要な職員を置く</p> <p>【町立図書館管理運営規則】 事務分掌 必要に応じ、主幹、課長補佐、係長、企画員、主任主事、主事を置く</p> <p>休館日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日。ただし、その日が日曜日（1月の第1日曜日は除く。）に当たる場合は除く。 ・月曜日 ・月末整理日 ・12月28日から翌年1月4日 ・特別整理期間（年1回5日以内）</p> <p>開館時間 ・午前9時から午後6時 ・午前9時から午後5時（土・日曜日）</p> <p>【図書館利用規定】 施設の利用時間 ・日曜日：午前9時～午後5時 ・火～金曜日：午前9時～午後6時 ・土曜日：午前9時～午後5時</p> <p>館外利用点数 ・視聴覚資料以外の資料：6冊（14日以内） ・視聴覚資料：4点（14日以内）</p>				<p>熊毛町においては、管理運営業務を農協に委託している。 各館の休館日、開館時間、勤務を要しない日にばらつきがある。 利用者カード（図書館カード）、資料の館外利用の冊数制限等が各市町において異なる。</p>	
				対	策
				<p>休館日、開館時間、勤務を要しない日の統一は、市民サービスの向上の面から、開館日の多い館に合わせる等検討すべきであるが、職員の勤務体制等を含め速やかに調整する。 利用者カード（図書館カード）資料の館外利用の冊数制限等については、各図書館のコンピュータシステムやMARCとの関係、ひいてはバーコード、背ラベルとの関係もあり、資料管理と深くかかわる問題であるため、新市移行後、コンピュータシステムの機種、図書の分類方法等について速やか（3年以内を目処）に調整していくことが必要である。 新市移行後、借りた図書館と返却する図書館が異なっても対応できるように、各図書館の貸出し蔵書等の運搬及び事務連絡用の車を配備し、サービスの向上を図る。</p> <p>MARC (Machine Readable Catalog): 書名・著者名・分類・内容細目などの書誌データをあつめたもの。媒体として、インターネット・CD・FDがあり、現在、年間7万冊の新刊書について、3社が販売している。それらのデータを、図書検索・入力・発注の際に用いる。選書用としては印刷された一覧表や冊子があり、パソコンでデータ発注できるなど、機能面からみても、蔵書の多い図書館でのMARC使用は不可欠である。</p>	
根拠法令等				調整案	
<p>【町立図書館条例】 【町立図書館管理運営規則】 【図書館利用規定】</p>				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) その他( )</p>	



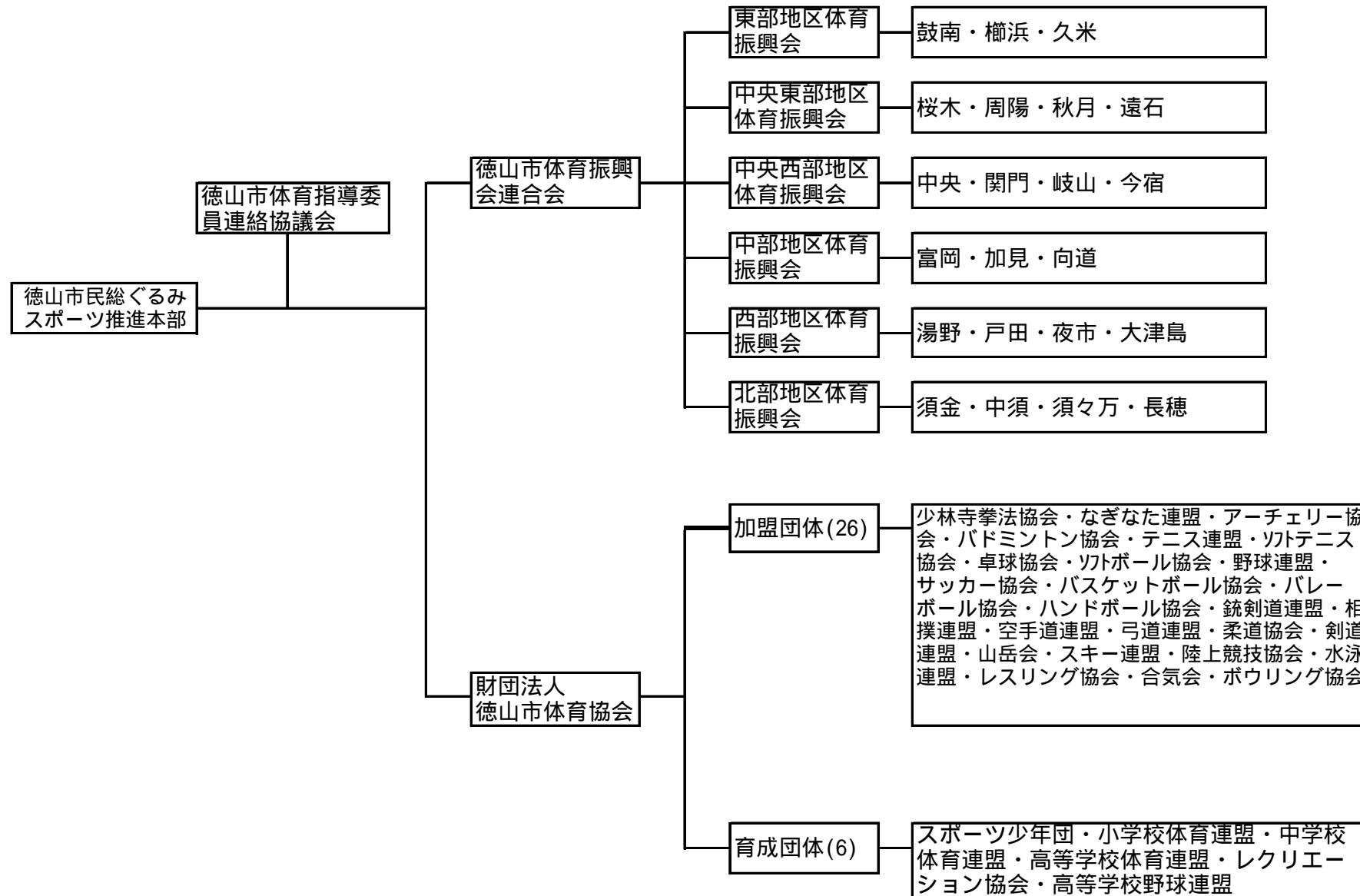
事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツの推進
事業名	スポーツの推進組織の状況			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現

況

【徳山市民総ぐるみスポーツ推進事業組織図】



【市民総ぐるみスポーツ推進本部設置規程】 7421

推進本部の事業

- 市民総ぐるみスポーツ運動を推進するための企画、開発、指導等に関する事。
- 国、県のスポーツ推進事業への参加、協力に関する事。

組織

- ・推進本部は、本部長（市長） 副本部長（助役、教育長） 本部委員で構成
- ・本部委員：企画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、都市開発部長、教育次長、秘書課長、企画調整課長、総務課長、財務課長、生活安全課長、健康増進課長、生涯学習課長、学校教育課長、市民スポーツ課長
- 事務局：教育委員会市民スポーツ課
- ・事務局長：市民スポーツ課長

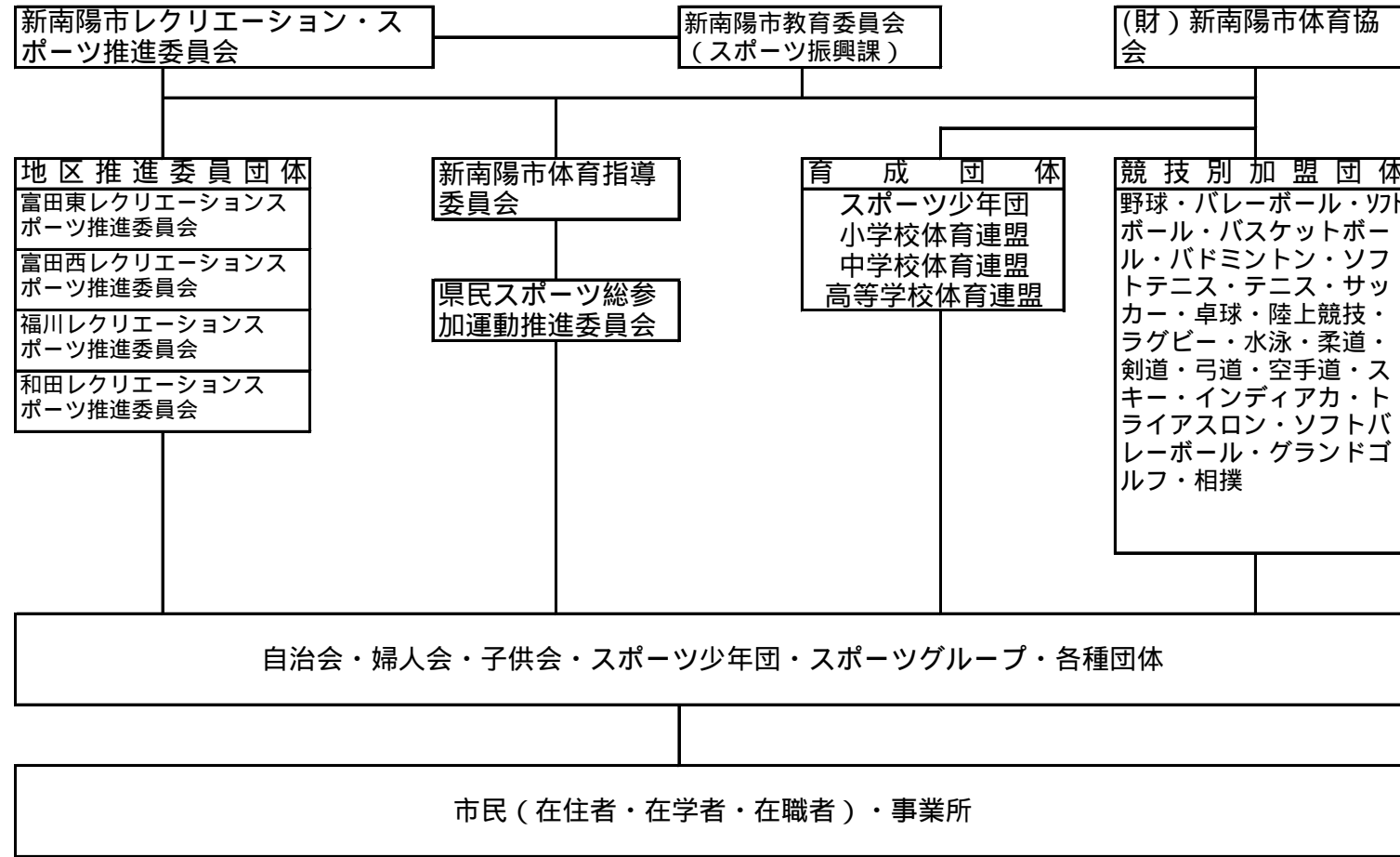
事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツの推進
事業名	スポーツの推進組織の状況			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

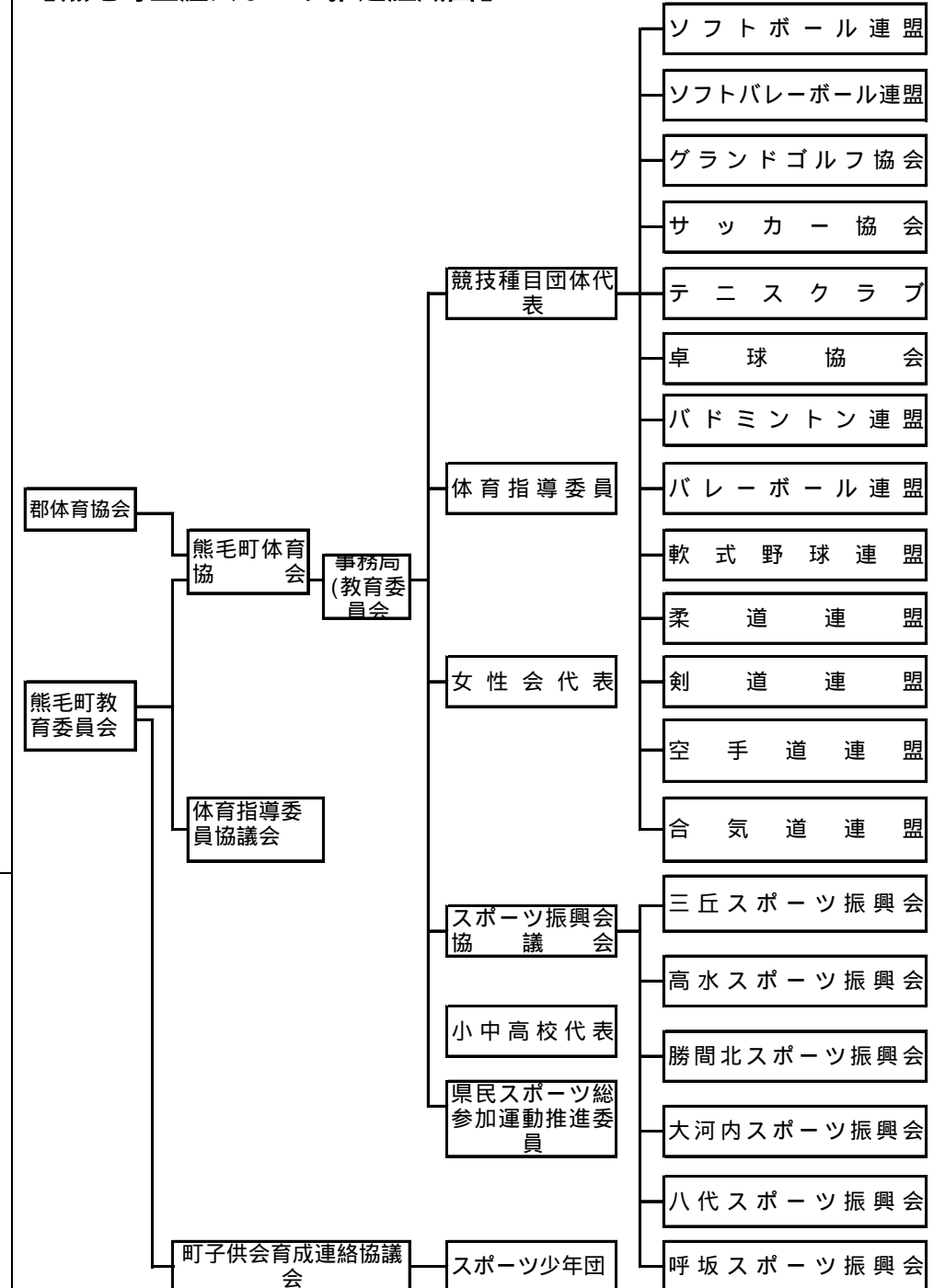
現

況

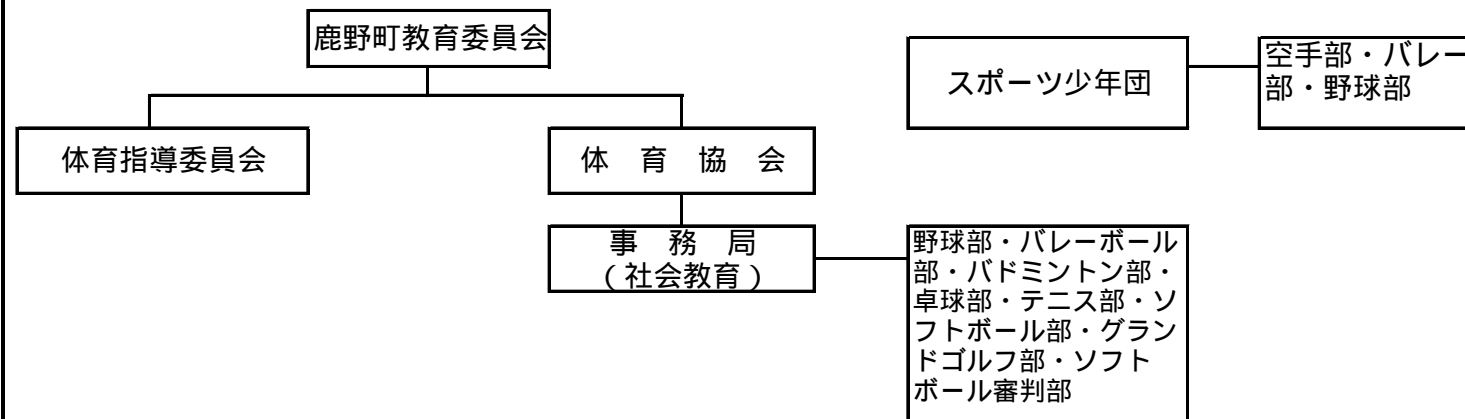
【新南陽市スポーツ振興組織図】



【熊毛町生涯スポーツ推進組織図】



【鹿野町各種スポーツ団体関係組織図】



事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツの推進
事業名	スポーツの推進組織の状況			協議事項	
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
問題点		対応策		調整案	
<p>推進団体に対する支援(補助金等)などの、関わり具合が各市町で異なる。体育協会が財団法人として独立しているのは徳山市と新南陽市で、他の市町は職員が事務局を兼務している状況にある。                  どんな推進体制にするかが大きな問題となる。</p>		<p>推進団体との調整も含め、効率的な推進体制を目指して、新市移行後に速やかに調整していく。</p>		<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) その他( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツの推進
事業名	全国大会出場賞賜金の交付			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現況

徳山市	新南陽市	熊毛町																																				
<p>【全国大会出場賞賜金交付要綱】</p> <p>目的：社会体育の振興・発展を図るため、全国大会へ出場する市民に対し、祝金を交付し祝意を表す。</p> <p>対象者：本市に住所又は勤務先（学校を含む）を有する個人及び団体に徳山市を含む地域を対象とする予選を経て、県・市の代表として出場資格を得たものとする。</p> <p>対象大会：全国を対象とする大会で、国又は地方公共団体並びに(財)日本体育協会加盟団体及び小体連・中体連・高体連各種目別大学連盟が主催する大会及び国際大会とする。ただし、出場資格の範囲が一部の特定団体に限られる場合はこの対象にならない。</p> <p>出場賞賜金の種別・額及び適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">出場賞賜金</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生（定時制を含む） 大学生・一般</td> <td>8,000</td> <td>30,000</td> <td>団体は人数に関係なく一律とする。 (ただし、4名に満たない場合は、人数分とする。)</td> </tr> <tr> <td>小学生 中学生</td> <td>3,000</td> <td>10,000</td> <td>小・中学校は、市からの一部補助とは別に祝金として支給する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>同一大会に個人・団体の両部門に出場する場合は団体のみとする。 国民体育大会は除く。 出場賞賜金は、本市で重複して支給しない。</p>	区分	出場賞賜金		備考	個人	団体	高校生（定時制を含む） 大学生・一般	8,000	30,000	団体は人数に関係なく一律とする。 (ただし、4名に満たない場合は、人数分とする。)	小学生 中学生	3,000	10,000	小・中学校は、市からの一部補助とは別に祝金として支給する。	<p>【全国大会に出場する補助金交付要綱】</p> <p>社会体育の振興を図るため、全国規模を対象とする大会に出場する市民等に対して、補助金を交付する。</p> <p>対象となるもの</p> <p>住所又は勤務先（学校を含む）を有する個人及び本市に所在する団体に、本市を含む地域を対象として行う予選を経て県・市を代表として出場資格を得たものとする。ただし、事業所の代表となるものを除く。</p> <p>対象となる大会</p> <p>全国を対象とする大会で、国又は地方公共団体が主催もしくは共催する大会並びに日本体育協会加盟団体、中体連及び高体連が主催する大会とし、教育委員会が対象とすることを認めた大会とする。</p> <p>補助金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1人 3,000円 ただし、1種目における限度額は、45,000円とする。</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 補助金交付対象人数は、団体（チーム）の場合、大会要綱で定められた人数（監督・コーチを含む）を限度とする。 2. 小・中学生の場合、大会主催者又は山口県等から補助金が交付されるときは、適用しないものとする。</p> <p>交付申請：交付申請書に次の書類を添付する 予選の際の大会要綱・成績及び対象となる大会の要綱 団体出場の場合は出場者名簿 その他</p>	補助金の額		一般	1人 3,000円 ただし、1種目における限度額は、45,000円とする。	高校生	同上	小・中学生	同上	<p>【全国大会出場賞賜金交付要綱】</p> <p>目的：社会体育の振興・発展を図るため、全国大会へ出場する町民に対し、祝金を交付し祝意を表す。</p> <p>対象者：本町に住所又は勤務先（学校を含む）を有する個人及び団体に県等の代表として出場資格を得たものとする。また、中学生、高校生、一般については、家族（扶養しているか、されている者）が町内に在住している者を含む。</p> <p>対象大会：全国を対象とする大会で、国並びに(財)日本体育協会加盟団体及び小体連・中体連・高体連・各種目別大学連盟が主催する大会とする。ただし、出場資格の範囲が一部の特定団体に限られる場合はこの対象には入らない。</p> <p>出場賞賜金の種別・額及び適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">出場賞賜金</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生（定時制を含む） 大学生・一般</td> <td>5,000</td> <td>30,000</td> <td>団体は人数に関係なく一律とする。 (ただし、6名に満たない場合は、人数分とする。)</td> </tr> <tr> <td>小学生 中学生</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>同一大会に個人・団体の両部門に出場する場合は団体のみとする。 団体出場の場合、町外クラブチーム等に所属して出場する場合は、個人のみとする。</p>	区分	出場賞賜金		備考	個人	団体	高校生（定時制を含む） 大学生・一般	5,000	30,000	団体は人数に関係なく一律とする。 (ただし、6名に満たない場合は、人数分とする。)	小学生 中学生	5,000	10,000	
区分		出場賞賜金			備考																																	
	個人	団体																																				
高校生（定時制を含む） 大学生・一般	8,000	30,000	団体は人数に関係なく一律とする。 (ただし、4名に満たない場合は、人数分とする。)																																			
小学生 中学生	3,000	10,000	小・中学校は、市からの一部補助とは別に祝金として支給する。																																			
補助金の額																																						
一般	1人 3,000円 ただし、1種目における限度額は、45,000円とする。																																					
高校生	同上																																					
小・中学生	同上																																					
区分	出場賞賜金		備考																																			
	個人	団体																																				
高校生（定時制を含む） 大学生・一般	5,000	30,000	団体は人数に関係なく一律とする。 (ただし、6名に満たない場合は、人数分とする。)																																			
小学生 中学生	5,000	10,000																																				
根拠法令等	根拠法令等	根拠法令等																																				

【全国大会出場賞賜金交付要綱】	【全国大会に出場する補助金交付要綱】	【全国大会出場賞賜金交付要綱】
-----------------	--------------------	-----------------

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツの推進																																																		
事業名	全国大会出場賞賜金の交付			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																		
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																																																			
現況				分 析 点																																																			
鹿 野 町				問 題																																																			
なし				<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町で金額にバラつきがある。</li> <li>・支出費目が異なる。</li> <li>・鹿野町には定めがない。(その都度対応)</li> <li>・国体出場の場合、支出元(市町、体育協会)が異なる。</li> <li>・県体出場に対して、交通費を補助する市がある。</li> </ul>																																																			
<p style="text-align: center;"><b>全国大会出場に伴う支給額(単位:千円)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>徳山市</th> <th>新南陽市</th> <th>熊毛町</th> <th>鹿野町</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成9年度</td> <td>970</td> <td>776</td> <td>90</td> <td>0</td> <td>1,836</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>1,270</td> <td>1,065</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>2,365</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>1,225</td> <td>258</td> <td>90</td> <td>0</td> <td>1,573</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>870</td> <td>234</td> <td>120</td> <td>0</td> <td>1,224</td> </tr> </tbody> </table>					徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	合計	平成9年度	970	776	90	0	1,836	平成10年度	1,270	1,065	30	0	2,365	平成11年度	1,225	258	90	0	1,573	平成12年度	870	234	120	0	1,224																						
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	合計																																																		
平成9年度	970	776	90	0	1,836																																																		
平成10年度	1,270	1,065	30	0	2,365																																																		
平成11年度	1,225	258	90	0	1,573																																																		
平成12年度	870	234	120	0	1,224																																																		
<p style="text-align: center;"><b>全国大会出場者(団体)の状況</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>徳山市</th> <th>新南陽市</th> <th>熊毛町</th> <th>鹿野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成9年度</td> <td>個人</td> <td>44</td> <td>115</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>13</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成10年度</td> <td>個人</td> <td>53</td> <td>150</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>19</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成11年度</td> <td>個人</td> <td>61</td> <td>86</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>16</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成12年度</td> <td>個人</td> <td>60</td> <td>78</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>17</td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>参加補助金は、個人当りで算出のため団体数未記入</p>						徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	平成9年度	個人	44	115	18	0	団体	13		0	0	平成10年度	個人	53	150	6	0	団体	19		0	0	平成11年度	個人	61	86	18	0	団体	16		0	0	平成12年度	個人	60	78	18	0	団体	17		1	0		
		徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町																																																		
平成9年度	個人	44	115	18	0																																																		
	団体	13		0	0																																																		
平成10年度	個人	53	150	6	0																																																		
	団体	19		0	0																																																		
平成11年度	個人	61	86	18	0																																																		
	団体	16		0	0																																																		
平成12年度	個人	60	78	18	0																																																		
	団体	17		1	0																																																		
				対 応 策																																																			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・国体・県体出場の場合の取扱い及び各市町で金額や予算措置等が異なるため、新たな制度を創設して対応する。</li> </ul>																																																			
				調 整 案																																																			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. ( ) の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> </ul>																																																			
根 拠 法 令 等																																																							
				( ) その他( )																																																			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	心身障害児母子通園訓練事業			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害	コード	
<b>現 況</b>					
<b>徳 山 市</b>		<b>新 南 陽 市</b>		<b>熊 毛 町</b>	
<p>目的 心身に障害があり又は心身に障害があると疑われる児童をその保護者とともに対象施設に通わせ、日常生活訓練、機能訓練その他の療育訓練を行うことにより、障害の除去又は軽減を図り、もって心身障害児の早期療育及びその家庭の福祉の向上に資する。</p> <p>対象者 原則として4歳に満たない児童であって、通園による訓練になじみ、保護者とともに通園できる児童とする。</p> <p>実施体主体 徳山市。ただし、事業の運営を社会福祉法人等に委託することができる。</p> <p>事業の内容 (1) 心身障害児に対し、日常動作訓練、集団訓練、運動訓練、言語訓練及び医学的な指導を行うこと。 (2) 心身障害児の保護者に対し、家庭内における療育訓練の方法を指導すること。 (3) 心身障害児の保護者に対し、電話等による相談指導を行うこと。 (4) 第1号に定めるもののほか、心身障害児の早期療育に必要な訓練を行うこと。</p> <p>実施回数 1教室につき1週間に概ね1回程度実施する。</p> <p>平成12年度実績 在籍数 61組 委託料 1,776,000円</p>	<p>目的 心身に障害があり又は心身に障害があると疑われる児童の早期療育及びその家庭の福祉の向上に資するため、心身障害児をその保護者とともに施設に通わせ、障害の除去又は軽減を図るための日常生活訓練、機能訓練その他の療育訓練を行う。</p> <p>対象者 原則として4歳に満たない心身障害児であって、通園による訓練になじみ、保護者とともに通園できる児童とする。</p> <p>実施体主体 新南陽市。ただし、事業の運営を社会福祉法人等に委託することができる。</p> <p>事業の内容 (1) 心身障害児に対し、日常動作訓練、集団訓練、運動訓練、言語訓練及び医学的な指導を行うこと。 (2) 心身障害児の保護者に対し、家庭内における療育訓練の方法を指導すること。 (3) 心身障害児の保護者に対し、電話等による相談指導を行うこと。 (4) 第1号に定めるもののほか、心身障害児の早期療育に必要な訓練を行うこと。</p> <p>実施回数 1教室につき1週間に1回程度実施</p> <p>平成12年度実績 在籍数 11組 委託料 828,800円</p>	<p>目的 心身に障害があり又は心身に障害があると疑われる児童をその保護者とともに通わせ、日常生活訓練、機能訓練その他の療育訓練を行うことにより、障害の除去又は軽減を図り、もって心身障害児の早期療育及びその家庭の福祉の向上に資する。</p> <p>対象者 原則として4歳に満たない児童であって、通園による訓練になじみ、保護者とともに通園できる児童とする。</p> <p>実施体主体 熊毛町。ただし、事業の運営を社会福祉法人等に委託することができる。</p> <p>事業の内容 (1) 心身障害児に対し、日常動作訓練、集団訓練、運動訓練、言語訓練及び医学的な指導を行うこと。 (2) 心身障害児の保護者に対し、家庭内における療育訓練の方法を指導すること。 (3) 心身障害児の保護者に対し、電話等による相談指導を行うこと。 (4) 第1号に定めるもののほか、心身障害児の早期療育に必要な訓練を行うこと。</p> <p>対象人員等 おおむね10組(20人)を1教室とし、1教室につき1週間に概ね1回程度実施する。 訓練時間は、心身障害児の障害の種類、程度等に応じて適切に指導を行うことができる時間とする。</p> <p>実施施設 肢体不自由児施設、知的障害児通園施設、知的障害者援護施設、心身障害児通園施設その他町長が適当と認めた施設。</p> <p>平成12年度実績 在籍数 2組 委託料 281,200円</p>			
<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>	
徳山市心身障害児母子通園訓練事業実施要綱		新南陽市中心身障害児母子通園訓練事業実施要綱		熊毛町心身障害児母子通園訓練事業実施要綱	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	心身障害児母子通園訓練事業			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>目的 心身に障害があり又は心身に障害があると疑われる児童をその保護者とともに対象施設に通わせ、日常生活訓練、機能訓練その他の療育訓練を行うことにより、障害の除去又は軽減を図り、もって心身障害児の早期療育及びその家庭の福祉の向上に資する。</p> <p>対象者 原則として4歳に満たない児童であって、通園による訓練になじみ、保護者とともに通園できる児童とする。</p> <p>実施主体 鹿野町。ただし、事業の運営を社会福祉法人等に委託することができる。</p> <p>事業の内容 (1) 心身障害児に対し、日常動作訓練、集団訓練、運動訓練、言語訓練及び医学的な指導を行うこと。 (2) 心身障害児の保護者に対し、家庭内における療育訓練の方法を指導すること。 (3) 心身障害児の保護者に対し、電話等による相談指導を行うこと。 (4) 第1号に定めるもののほか、心身障害児の早期療育に必要な訓練を行うこと。</p> <p>実施回数 1教室につき1週間に概ね1回程度実施する。</p> <p>平成12年度実績 1組 委託料 59,200円</p>				2市2町にある制度で相違なし	
				対 応 策	
				調 整 案	
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2 . ( ) の例により調整する。                  ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p>	
根 拠 法 令 等					
鹿野町心身障害児母子通園訓練事業実施要綱				その他 ( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	各種事業																										
事業名	福祉タクシー			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																										
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害	コード																											
現			況																												
徳山市		新南陽市		熊毛町																											
<p>目的 福祉タクシーを利用する心身障害者(児)に対して、タクシー利用料の一部を助成することによって、心身障害者(児)及びその家族の経済的負担を軽減し、もって社会的自立の促進を図る。</p> <p>対象者 タクシー利用料の助成を受けることができる者は、徳山市に住所を有する者(福祉施設に入所している者は除く)で、次の各号の一に該当するもの</p> <p>(1) 身体障害者手帳の総合等級において、内部機能障害を有する者は1級、視覚の障害を有する者は2級まで、下肢及び体幹の障害を有する者は3級までの者</p> <p>(2) 療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度がAに該当する者</p> <p>利用できるタクシー 市長が別に指定する業者の所属車両</p> <p>助成の範囲</p> <p>(1) 対象者がタクシーを利用しようとする際、タクシーの1回の利用ごとにその基本料金相当額を助成する。</p> <p>(2) 前項の利用法は、あらかじめ交付しているタクシー利用券をその都度当該タクシーの乗務員に切り渡すものとする。</p> <p>(3) タクシー券枚数は、年間48枚以内とする。ただし、腎臓機能障害のため週2回以上の通院による透析を受けている者で、通院証明書の提出がある場合は、年間1人48枚以内で追加するものとする。</p> <p>(4) 利用券は、毎年4月に1年分を交付するものとし、5月以降に申請した者は、申請した日の属する月から翌年の3月までの月数に4を乗じて得た数を交付枚数とする。</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td>延べ件数</td> <td>20,560件</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>12,515,820円</td> </tr> </table>		延べ件数	20,560件	決算額	12,515,820円	<p>目的 福祉タクシーを利用する心身障害者(児)に対して、タクシー利用料の一部を助成することによって、心身障害者(児)及びその家族の経済的負担を軽減し、もって社会的自立の促進を図る。</p> <p>対象者 タクシー利用料の助成を受けることができる者は、新南陽市に住所を有する在宅者で、次の各号に該当する者</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で身体障害者福祉法施行規則別表第5号中、次の表に掲げる障害の程度を有する者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>障害の種類</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>視覚に障害を有する者</td> <td>1級及び2級に該当する者</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>下肢、体幹に障害を有する者</td> <td>1級、2級及び3級</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>心臓、じん臓又は呼吸器に障害を有する者</td> <td>1級に該当する者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度がAに該当する者</p> <p>利用できるタクシー 新南陽市及び徳山市内に事業所を有する者で市長が別に指定する業者の所属車両</p> <p>助成の範囲</p> <p>(1) 対象者がタクシーを利用しようとする際、タクシーの1回の利用ごとにその基本料金相当額を助成する。</p> <p>(2) 前項の利用法は、あらかじめ交付しているタクシー利用券をその都度当該タクシーの乗務員に切り渡すものとする。</p> <p>(3) 利用券枚数は、年間48枚以内とし、毎年度予算の範囲内で助成する。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている人工透析による通院については、48枚追加する。</p> <p>(4) 利用券は、毎年4月に1年分を交付するものとし、指定月の翌月以降に申請した者は、申請した日の属する月から次回の指定月の前月までの月数に4を乗じて得た数を交付枚数とする。</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td>交付人数</td> <td>290人</td> </tr> <tr> <td>延べ件数</td> <td>5,899件</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>3,314,960円</td> </tr> </table>		区分	障害の種類	障害の級別	1	視覚に障害を有する者	1級及び2級に該当する者	2	下肢、体幹に障害を有する者	1級、2級及び3級	3	心臓、じん臓又は呼吸器に障害を有する者	1級に該当する者	交付人数	290人	延べ件数	5,899件	決算額	3,314,960円	<p>目的 心身障害者の福祉の増進を図るため、福祉タクシーを利用する心身障害者に対し予算の範囲内において、当該タクシーの利用料の一部を助成する。</p> <p>対象者 熊毛町に住民登録をし、町内に居住する心身障害者で、次の各号に該当する在宅者。</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から2級までのいずれかに該当するもの</p> <p>(2) 療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が山口県民生部長通知による障害程度が「A」と記載されたもの</p> <p>助成の対象及び助成金の額</p> <p>(1) タクシー利用料金の助成は、心身障害者がタクシーを利用した場合に当該心身障害者に対し助成する。</p> <p>(2) タクシーの利用料金の助成額は、1回につきその会計年度における小型車(車椅子昇降機又はストレッチャーの設備を装備したタクシーにあっては当該装備車)の基本料金とする。ただし、1会計年度につき36回を限度とし、年度途中で資格を有することになった者については、月割で算出して得た回数とする。</p> <p>(3) タクシーの利用方法は、対象者がタクシーを利用して降車する際に、当該タクシーの運転手に資格証、及び料金割引証を提示して行う。</p> <p>(4) 助成金の支払請求は、タクシー会社が請求書に割引証を添付して、当月分を一括して翌月の10日までに町長に提出する。</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td>延べ件数</td> <td>1,281件</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>705,140円</td> </tr> </table>		延べ件数	1,281件	助成額	705,140円
延べ件数	20,560件																														
決算額	12,515,820円																														
区分	障害の種類	障害の級別																													
1	視覚に障害を有する者	1級及び2級に該当する者																													
2	下肢、体幹に障害を有する者	1級、2級及び3級																													
3	心臓、じん臓又は呼吸器に障害を有する者	1級に該当する者																													
交付人数	290人																														
延べ件数	5,899件																														
決算額	3,314,960円																														
延べ件数	1,281件																														
助成額	705,140円																														
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																											
徳山市心身障害者(児)福祉タクシー助成事業要綱		新南陽市心身障害者(児)福祉タクシー助成事業要綱		熊毛町心身障害者福祉タクシー利用助成要綱																											



事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	各種事業																																															
事業名	福祉タクシー	分科会名	高齢障害	協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																															
専門部会名	福祉部会			コード																																																
現況				分析																																																
鹿野町				問題点																																																
<p>目的 タクシー(この要綱の趣旨を理解し、制度の取り扱いを承諾した町内のタクシー業者に限る)を利用する心身障害者またはその保護者に対し、当該タクシーの利用料金の一部を助成することにより、心身障害者の福祉の増進を計る。</p> <p>対象者 鹿野町に住所を有し、町内に居住する心身障害者で、次の各号に該当する者。 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から3級の該当者 (2) 療育手帳の交付を受けた者</p> <p>助成の対象及び助成金の額 (1) タクシー利用料金の助成は、心身障害者がタクシーを利用した場合に当該心身障害者または保護者に対し助成金を交付する。 (2) 助成金の交付額は1回につき基本料金とする。ただし、1会計年度につき36回を限度とし、年度途中で資格を有することになった者については、月割で算出して得た回数とする。 (3) タクシーの利用方法は、対象者がタクシーを利用して降車する際に、当該タクシーの運転者に割引証を提示し、利用料金から基本料金を控除した額を支払うものとする。 (4) 助成金の支払請求は、タクシー業者が請求書に割引証を添付して、当月分を一括して翌月の10日までに町長に提出する。</p> <p>平成12年度実績 延べ件数 408件 助成額 224,440円</p>				<p>対象者の障害等級が相違する。 助成対象額は、タクシーの基本料金であり、2市2町とも同様。 助成回数が相違 人工透析をしている者に対する助成(上乘せ)が、2市はあるが、2町にはない。</p>																																																
				対応策																																																
				<p>肢体不自由は3級までとするが、不自由の部位を指定するか、全てとするか検討が必要。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">現行</th> <th rowspan="2">新方式</th> </tr> <tr> <th>徳山市</th> <th>新南陽市</th> <th>熊毛町</th> <th>鹿野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療育手帳</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A, B</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">身体障害者手帳</td> <td>視覚</td> <td>2級</td> <td>2級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>2級</td> </tr> <tr> <td>肢体</td> <td>下・体3級</td> <td>下・体3級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>上・下・体・平3級</td> </tr> <tr> <td>内部</td> <td>1級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>枚数(基本)</td> <td>48枚</td> <td>48枚</td> <td>36枚</td> <td>36枚</td> <td>48枚</td> </tr> <tr> <td>人工透析患者上乘せ枚</td> <td>(証明)48枚</td> <td>腎(全て)48枚</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(証明)48枚</td> </tr> </tbody> </table>			現行				新方式	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	療育手帳	A	A	A	A, B	A	身体障害者手帳	視覚	2級	2級	2級	3級	2級	肢体	下・体3級	下・体3級	2級	3級	上・下・体・平3級	内部	1級	1級	2級	3級	1級	枚数(基本)	48枚	48枚	36枚	36枚	48枚	人工透析患者上乘せ枚	(証明)48枚	腎(全て)48枚	-	-	(証明)48枚
	現行				新方式																																															
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町																																																
療育手帳	A	A	A	A, B	A																																															
身体障害者手帳	視覚	2級	2級	2級	3級	2級																																														
	肢体	下・体3級	下・体3級	2級	3級	上・下・体・平3級																																														
	内部	1級	1級	2級	3級	1級																																														
枚数(基本)	48枚	48枚	36枚	36枚	48枚																																															
人工透析患者上乘せ枚	(証明)48枚	腎(全て)48枚	-	-	(証明)48枚																																															
根拠法令等				調整案																																																
鹿野町心身障害者福祉タクシー利用料金助成要綱				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (徳山市、新南陽市)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>																																																

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	手当と医療
事業名	重度心身障害児(者)福祉手当			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害	コード	
現況					
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>(重度心身障害者福祉手当)</p> <p>目的 身体又は知的に重度の障害を有する者に福祉手当を支給することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>用語の定義 「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する20歳以上の者であって本市に居住している者(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2第1号の厚生省令で定める施設に入所している者は除く)をいい、「保護者」とは、重度心身障害者と生計を一にしている者(生計を主として維持する者を含む)をいう。 (1)身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級、2級又は3級に該当するもの (2)知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所又は市長の指定する医療機関が判定を行った知的障害者で知能指数50以下のもの</p> <p>対象者 重度心身障害者又はその保護者</p> <p>手当の額 重度心身障害者1人につき年額12,000円</p> <p>平成12年度実績 2,140人 25,680,000円</p>		<p>目的 精神又は身体に重度の障害を有する者に心身障害者福祉手当を支給することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>用語の定義 (1)「児童」とは、満20歳未満の者で次に掲げる者。 ア 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害の程度が施行規則別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害にあるもの イ 児童福祉法第15条に規定する児童相談所、知的障害者更生相談所の判定を受けた者で知的障害の程度が重・中程度(知能指数50以下)と判定された者 ウ 市長の指定する知能判定機関等の判定を受けた者で知的障害の程度が重・中程度(知能指数50以下)と判定された者 (2)「心身障害者」とは、満20歳以上の者で次に掲げる者。ただし、身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設で厚生省令に定めるものに収容されているときは除くものとする。 ア 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害の程度が施行規則別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害にあるもの イ 知能判定機関等の判定により知的障害の程度が重・中程度(知能指数50以下)と判定された者 (3)「保護者」とは、親権を行う者、配偶者、後見人及びその他の者で、現に児童又は心身障害者を監護し、かつ、これと生計を同じくする者をいう。</p> <p>対象者 保護者で、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、引き続き6箇月以上居住している者</p> <p>手当の額 (1)児童のうち2級以上の障害のある者又は知能指数が35以下であると判定された者1人につき 月額 4,200円 (2)前号以外の児童1人につき 月額 2,500円 (3)心身障害者1人につき 月額 1,000円</p> <p>平成12年度実績 605人 8,662,100円</p>		<p>該当なし</p>	
<p>(重度心身障害児福祉手当)</p> <p>目的 知的又は身体に重度の障害を有する児童を保護している者に福祉手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。</p> <p>用語の定義 「児童」とは、20歳未満の者であって次の各号の一に該当する者(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条第2号の厚生省令で定める施設に入所している者は除く) (1)身体障害者福祉法施行規則第7条第3項の規定に基づく3級以上の障害を有する者 (2)知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法第15条に規定する児童相談所及び専門の医師により知能指数50以下であると判定された者</p> <p>対象者 徳山市に住所を有している保護者</p> <p>手当の額 (1)児童のうち、2級以上の障害を有する者又は知能指数が35以下であると判定された者で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給対象となった児童以外の者 月額 3,000円 (2)前号以外の者 月額 2,400円</p> <p>平成12年度実績 152人 4,066,800円</p>		<p>根拠法令等</p> <p>新南陽市重度心身障害者福祉手当支給条例 新南陽市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則</p>		<p>根拠法令等</p>	
<p>根拠法令等</p> <p>徳山市重度心身障害者福祉手当支給条例 徳山市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則 徳山市重度心身障害児福祉手当支給条例 徳山市重度心身障害児福祉手当支給条例施行規則</p>		<p>根拠法令等</p>		<p>根拠法令等</p>	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	手当と医療
事業名	重度心身障害児(者)福祉手当			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題 点	
目的 鹿野町に居住地を有する重度心身障害者(児)に対し福祉手当を支給することにより、家庭における安定と福祉の向上を図る。 支給対象者 本人及び保護者が鹿野町に住所を有する者であって次の各号の一に該当する者 (1)身体障害者福祉法施行規則第7条第3項に基づく2級以上に該当する者 (2)国民年金法第30条第1項の規定に基づく1級に該当する者 (3)療育手帳制度第3条第1項第1号の規定に基づくAに該当する者 手当の額 1人につき年額9,000円 平成12年度実績 117人 1,053,000円				手当額が相違する。	
				対 応 策	
				新南陽市の例により調整する。	
				調 整 案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (新南陽市)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。	
根 拠 法 令 等					
鹿野町重度心身障害者(児)福祉手当支給要綱				その他 ( )	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	手当と医療																																								
事業名	重度心身障害者医療制度			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																								
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害	コード																																									
<b>現 況</b>				<b>分 析</b>																																									
<p>目的 重度の心身障害者の医療費の一部を助成することにより、当該障害者の保健の向上を図り、もって障害者の福祉の増進に資する。</p> <p>対象者 各市町内に居住地を有する者又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により各市町が行う国民健康保険の被保険者とした者で、かつ、別表第1に定める障害者に該当する者のうち、その所得が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第52条に規定するところにより、なおその効力を有することとなる旧国民年金法施行令第6条の4第1項に規定する額(老齢福祉年金の所得制限の額)を超えないものであって次の各号の一に該当する者</p> <p>(1) 64歳以下の者で社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者 (2) 65歳以上の者で老人保健法第25条第1項の規定により医療費の給付を受けている者</p> <p>別表第1 障害者の範囲</p> <table border="1"> <tr> <th>号</th> <th>障 害 者</th> <th>上記下線部の所得制限のない町</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>国民年金法別表の1級に該当する程度の障害を有する者</td> <td>鹿野町</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級以上に該当する程度の障害を有する者</td> <td></td> </tr> </table> <p>所得制限額について(平成11年7月1日以降適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の数(人)</th> <th>所得制限額(円)</th> <th>給与収入額(参考)(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>1,595,000</td><td>2,536,000</td></tr> <tr><td>1</td><td>1,975,000</td><td>3,080,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>2,355,000</td><td>3,620,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>2,735,000</td><td>4,096,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>3,115,000</td><td>4,572,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>3,495,000</td><td>5,044,000</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 所得税法において規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族について、上記制限額に加算される額は、100,000円、また、特定不要親族に加算される額は、200,000円である。 2 収入額は、給与所得控除前の給与等の金額を参考に掲げたものである。</p> <p>対象除外者 次の各号の一に該当する者は対象としない。 (1) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者 (2) 児童福祉法による児童福祉施設に入所している者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者 (3) 知的障害者福祉法による知的障害者援護施設に入所している者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者 (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給を受けることができる者 (5) 国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により他市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者</p> <p>助成の程度 (1) 保険診療にかかる医療費の自己負担額。ただし、老人医療該当者については老人医療負担金分 (2) 入院時食事療養費のうち住民税非課税世帯の者で入院日数90日を超える者が負担する減額後の食事療養費負担額に相当する額</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>対象件数 39,908件(食事日数 146,903日) 金額 458,396,025円(食費 73,448,500円)</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>対象者 583人 対象件数 11,054件(食事日数 34,956日) 金額 109,238,287円</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td>対象件数 5,297件(食事日数 14,889日) 金額 54,511,894円(食費 7,444,500円)</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td>対象件数 2,517件 金額 40,460,337円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">( )は再掲</p>				号	障 害 者	上記下線部の所得制限のない町	1	国民年金法別表の1級に該当する程度の障害を有する者	鹿野町	2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級以上に該当する程度の障害を有する者		扶養親族の数(人)	所得制限額(円)	給与収入額(参考)(円)	0	1,595,000	2,536,000	1	1,975,000	3,080,000	2	2,355,000	3,620,000	3	2,735,000	4,096,000	4	3,115,000	4,572,000	5	3,495,000	5,044,000	市町名	実 績	徳山市	対象件数 39,908件(食事日数 146,903日) 金額 458,396,025円(食費 73,448,500円)	新南陽市	対象者 583人 対象件数 11,054件(食事日数 34,956日) 金額 109,238,287円	熊毛町	対象件数 5,297件(食事日数 14,889日) 金額 54,511,894円(食費 7,444,500円)	鹿野町	対象件数 2,517件 金額 40,460,337円	<p>問 題 点 2市1町は県制度のとおりであり相違ないが、鹿野町が所得制限を撤廃している。</p> <p>対 応 策 県制度に合わせ、所得制限を設ける。</p> <p>調 整 案</p> <p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . (徳山市、新南陽市、熊毛町)の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>	
号	障 害 者	上記下線部の所得制限のない町																																											
1	国民年金法別表の1級に該当する程度の障害を有する者	鹿野町																																											
2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級以上に該当する程度の障害を有する者																																												
扶養親族の数(人)	所得制限額(円)	給与収入額(参考)(円)																																											
0	1,595,000	2,536,000																																											
1	1,975,000	3,080,000																																											
2	2,355,000	3,620,000																																											
3	2,735,000	4,096,000																																											
4	3,115,000	4,572,000																																											
5	3,495,000	5,044,000																																											
市町名	実 績																																												
徳山市	対象件数 39,908件(食事日数 146,903日) 金額 458,396,025円(食費 73,448,500円)																																												
新南陽市	対象者 583人 対象件数 11,054件(食事日数 34,956日) 金額 109,238,287円																																												
熊毛町	対象件数 5,297件(食事日数 14,889日) 金額 54,511,894円(食費 7,444,500円)																																												
鹿野町	対象件数 2,517件 金額 40,460,337円																																												
<p>関係法令等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>要 綱 等 の 名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>徳山市重度心身障害者医療費助成要綱</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>新南陽市重度心身障害者医療費助成要綱</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td>熊毛町重度心身障害者医療費助成要綱</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td>鹿野町重度心身障害者医療費助成要綱</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	要 綱 等 の 名 称	徳山市	徳山市重度心身障害者医療費助成要綱	新南陽市	新南陽市重度心身障害者医療費助成要綱	熊毛町	熊毛町重度心身障害者医療費助成要綱	鹿野町	鹿野町重度心身障害者医療費助成要綱																																
市町名	要 綱 等 の 名 称																																												
徳山市	徳山市重度心身障害者医療費助成要綱																																												
新南陽市	新南陽市重度心身障害者医療費助成要綱																																												
熊毛町	熊毛町重度心身障害者医療費助成要綱																																												
鹿野町	鹿野町重度心身障害者医療費助成要綱																																												

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	介護予防・生活支援事業(生きがい活動支援通所)			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
<b>現 況</b>					
<b>徳 山 市</b>		<b>新 南 陽 市</b>		<b>熊 毛 町</b>	
<p>目的 家に閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者等を、老人デイサービスセンター等に通所させ、各種サービスを提供することにより、当該高齢者等の社会的孤立感を解消するとともに、自立した生活の継続を可能にし、要介護状態への進行を予防する。</p> <p>対象者 徳山市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するもので、サービスの提供を必要とする場合。 (1)平成12年3月31日以前に、徳山市老人デイサービス事業(転入者については、前の居住地における同様な事業)を利用したことがあり、介護保険制度の対象外となる在宅でおおむね65歳以上の者等 (2)その他市長が特に必要と認める者</p> <p>サービスの内容 次に掲げるもののうち、必要と認められるもの (1)生活指導 (2)日常動作訓練 (3)健康状態の確認 (4)送迎 (5)入浴 (6)給食 (7)趣味活動等 (8)その他市長が特に必要と認めるサービス</p> <p>費用負担 1回につき 800円</p> <p>平成12年度実績 委託料 24,046,200円</p>	<p>利用対象者 65歳以上の要援護者(介護保険制度において要介護認定を受けた者以外の被保険者)又はおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者で、家に閉じこもりがちな者</p> <p>事業内容 生きがい活動援助員を配置し、利用者のニーズ及び身体状況に応じ、日常動作訓練から趣味活動等の各種メニュー及び給食サービス、入浴サービスを実施する。</p> <p>利用料 1人1回 800円</p> <p>平成12年度実績 委託料 10,876,512円</p>	<p>目的 町内に居住する比較的元気で介護保険の介護サービスの対象とならない者に対し、公民館等を活用し通所の方法により各種サービスを提供することによって、これらの者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。</p> <p>実施運営 実施主体は熊毛町とし、社会福祉法人熊毛町社会福祉協議会及び社会福祉法人一仁会に運営を委託する。</p> <p>対象者 熊毛町内に居住するおおむね60歳以上の者であって比較的元気で介護保険の対象とならないもの</p> <p>サービスの内容 (1)基本事業 ア 生活指導 イ 養護 ウ 日常動作訓練 エ 家庭介護相談 オ 健康チェック (2)通所事業 ア 給食サービス イ 入浴サービス</p> <p>利用料 利用者は、利用料を社会福祉法人に直接支払うものとする。 1回につき 700円 入浴サービスを実施した場合 100円加算</p> <p>平成12年度実績 実利用者 245人 延利用回数 2,178回 委託料 8,426,138円</p>			
<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>	
徳山市生きがい活動支援通所事業実施要綱		新南陽市介護予防・生活支援事業実施要綱		熊毛町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	介護予防・生活支援事業(生きがい活動支援通所)			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>目的 家に閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者等を、老人デイサービスセンター等に通所させ、各種サービスを提供することにより、当該高齢者等の社会的孤立感を解消するとともに、自立した生活の継続を可能にし、要介護状態への進行を予防する。</p> <p>サービスの内容 次に掲げるもののうち、必要と認められるもの (1)生活指導 (2)日常動作訓練 (3)健康状態の確認 (4)入浴 (5)給食 (6)趣味活動等 (7)その他町長が特に必要と認めるサービス</p> <p>費用負担 1回につき 800円 送迎については実費相当額を加算する。</p>				<p>利用料が相違。 介護保険制度に同様のサービスがあり、該当者は、サービス費用の1割を負担することになる。</p> <p>(介護保険制度におけるサービス費用=単位×10円) イ 単独型通所介護費 (2)所要時間4時間以上6時間未満の場合 (一)要支援 474単位 注4 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定通所介護事業所において、通所介護計画で食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき39単位を所定単位数に加算する。 5 利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき44単位を所定単位数に加算する。 6 別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 イ 通所介護入浴介助加算 39単位</p> <p>負担額(474単位+39単位+44単位×2+39単位)×10円×1割=640円</p>	
				対 応 策	
				<p>利用料は1回800円とし、送迎は無料とする。 (入浴設備のない施設においては、利用料を100円減額する。)</p> <p>(従来の軽度デイサービスの費用3,700円×1割+食費)</p>	
				調 整 案	
				<p>( )1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( )2. (徳山市、新南陽市)の例により調整する。 ( )3. 新たに制度等を創設する。 ( )4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( )5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( )6. 廃止の方向で検討する。</p>	
根 拠 法 令 等					
				<p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	介護予防・生活支援事業(軽度生活援助)			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>目的 在宅のひとり暮らし高齢者等が、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態等への進行を予防する必要がある場合に、軽度生活援助員を派遣して援助を行い、もって当該高齢者等の福祉の向上を図る。</p> <p>実施主体 実施主体は徳山市とし、軽度生活援助員の派遣対象者及びサービスの内容の決定を除き、介護保険制度の指定居宅サービス事業者等に委託して実施する。</p> <p>対象者 徳山市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するもので、日常生活上の援助を必要とする場合。 (1)平成12年3月31日以前に、徳山市ホームヘルプサービス事業(転入者については、前の居住地における同様な事業)を利用したことがあり、介護保険制度の対象外となる在宅でおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者 (2)その他市長が特に必要と認める者</p> <p>サービスの内容 次に掲げる軽度な日常生活上の援助のうち、必要と認められるもの (1)外出時の援助 (2)食事・食材の確保 (3)寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入 (4)家周りの手入れ (5)軽微な修繕等 (6)家屋内の整理・整頓 (7)多少目が不自由な方に対する朗読、代筆などのサービス (8)雪下ろし、除雪 (9)自然災害への防備 (10)健康管理や栄養管理に関する助言等 (11)その他市長が特に必要と認める軽度なサービス</p> <p>派遣時間 1回当たりの派遣時間は概ね1時間とする。</p> <p>費用負担 1回につき150円 ただし、市長が特に必要と認め、1回の派遣時間がおおむね1時間を超えるときは、1時間を増すごとに150円を加算する。</p> <p>平成12年度実績 委託料 3,014,550円</p>		<p>事業内容 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。</p> <p>実施主体 事業の実施主体は、新南陽市とする。ただし、地域の実情に応じ、利用者、サービスの内容及び利用料の決定を除き、必要がある場合には、この事業の一部を、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、住民参加型非営利組織等に委託することができる。</p> <p>利用対象者 概ね65歳以上の要介護者(介護保険制度において要介護認定を受けた者以外の被保険者)高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要なもの</p> <p>援助の内容 (ア)外出時の援助(外出・散歩の付き添い、運転代行) (イ)掃除、洗濯、炊事 (ウ)食事・食材の確保(宅配の手配、食材の買物) (エ)寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入 (オ)家周りの手入れ(庭、生垣、庭木等) (カ)軽微な修繕等(家屋の軽微な修理、電気修理等) (キ)家屋内の整理・整頓(配偶者が亡くなった時などの遺品処理等) (ク)多少目が不自由な方に対するサービス(朗読、代筆等) (ケ)台風時等自然災害への防備 (コ)健康管理や栄養管理に関する助言等</p> <p>利用料 (1)60分以内は150円とし、60分を超える部分については30分ごとに75円を追加するものとする。 ただし、平成11年度にホームヘルプサービスを利用していた介護保険非該当者で、生計中心者が所得税非課税の者の利用料は、平成14年度まで3分の1の額とする。 (2)生活保護受給世帯は、利用料を免除する。</p> <p>平成12年度実績 委託料 2,976,070円</p>		<p>目的 介護保険制度等に対応しきれない多様なニーズに対して、効果的かつ効率的に対応できる活動を促進し、町民の福祉意識の啓発とボランティア活動による在宅サービスを推進するため、町民の主体的参加に基づく地域相互システムの確立を図る。</p> <p>実施運営 実施主体は熊毛町とし、社会福祉法人熊毛町社会福祉協議会(以下「社協」)に運営委託する。</p> <p>会員 この事業の利用者は、協力会員と利用会員とする。 協力会員 地域福祉に理解があり、サービス提供できるもの 利用会員 町内に居住するおおむね65歳以上の単身世帯の者、高齢者のみの世帯の者及びこれに準ずる世帯に属するものであって、日常生活上の援助が必要な世帯の者 疾病等により日常生活上の援助が必要な世帯の者 母子・父子家庭等で、日常生活上の援助が必要な世帯の者 賛助会員 この事業に賛同し、経済的に支援できる者</p> <p>事業の内容 (1)サービス提供システム 協力会員：サービスの担い手となり、活動費を受け取る者 利用会員：サービスの受け手となり、利用料を支払う者 賛助会員：事業の趣旨に賛同して、金銭等により支援する者 社協：本システムの需給調整等を行うコーディネーター等を配置し、事業を円滑に実施する。 (2)サービスの内容 ア 家事サービス (食事食材の確保、家屋内の整理整頓、軽微な修繕、朗読、代筆等) イ その他必要なサービス</p> <p>利用料 利用会員の支払う利用料については、直接、社協に支払う。 1単位(30分)あたり 350円 30分を1単位とし、30分を経過するごとに1単位加算</p> <p>平成12年度実績 年間実利用者 31人 年間延サービス回数 466回 決算額 3,136,567円</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
徳山市軽度生活援助事業実施要綱		新南陽市介護予防・生活支援事業実施要綱		熊毛町ふれあい訪問サービス事業実施要綱	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	介護予防・生活支援事業(軽度生活援助)			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町					
<p>目的 在宅のひとり暮らし高齢者等が、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態等への進行を予防する必要がある場合に、軽度生活援助員を派遣して援助を行い、もって当該高齢者等の福祉の向上を図る。</p> <p>サービスの内容 次に掲げる軽度な日常生活上の援助のうち、必要と認められるもの (1) 外出時の援助 (2) 食事・食材の確保 (3) 寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入 (4) 家屋内の整理・整頓 (5) 健康管理や栄養管理に関する助言等 (6) その他町長が特に必要と認める軽度なサービス</p> <p>派遣時間 1回当たりの派遣時間は概ね1時間とする。</p> <p>費用負担 1回につき 150円 ただし、町長が特に必要と認める場合は、1時間の延長を認め、150円を加算する。</p>				<p>1週の訪問回数、単価が相違する。 熊毛町は町民ボランティアによる地域互助としてのサービスであり、他の2市1町と事業内容が相違する。 介護保険制度に同様のサービスがあり、該当者は、サービス費用の1割を負担することになる。</p> <p>(介護保険制度におけるサービス費用=単位×10円) 1 訪問介護費(ホームヘルプサービス) □ 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間30分以上1時間未満の場合 153単位</p> <p>負担額 153単位×10円×1割=153円</p>	
				対 応 策	
				<p>新市においては、熊毛町の制度は住民参加型有償ボランティア制度として再編成する。 本事業については、原則として指定居宅サービス事業者又は基準該当事業者に委託する事業とする。 派遣回数は週2回とし、利用料は1時間当たり150円とする。</p>	
				調 整 案	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (新南陽市)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>	
根 拠 法 令 等					
				<p>その他 ( )</p>	



事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	介護予防・生活支援事業(生活管理指導短期宿泊)			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況					
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>目的                      基本的な生活習慣が欠如していたり、社会適応が困難な在宅の高齢者等を、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、日常生活等の指導を行うとともに、給食の提供等により体調の調整を図り、もって要介護状態等への進行を予防する。</p> <p>対象者                      徳山市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するもので、指導を必要とする場合。                      (1) 介護保険制度の対象外となる在宅でおおむね65歳以上の者等                      (2) その他市長が特に必要と認める者</p> <p>サービスの内容                      次に掲げる指導のうち、必要と認められるもの                      (1) 基本的な生活習慣等の指導                      (2) 健康状態の管理                      (3) 給食の提供による栄養管理                      (4) その他市長が特に必要と認める指導</p> <p>利用の期間                      原則として6か月間につき7日を限度とする。</p> <p>費用負担                      利用料 1日につき 400円                      給食費 1食につき 400円</p> <p>平成12年度実績                      委託料 777,480円</p>		<p>事業内容                      基本的な生活習慣が欠如していたり、社会適応が困難な在宅の高齢者等を、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、日常生活等の指導を行うとともに、給食の提供等により体調の調整を図り、もって要介護状態等への進行を予防する。</p> <p>利用対象者                      65歳以上で在宅の要援護者(介護保険制度において要介護認定を受けた者以外の被保険者)</p> <p>利用料                      1日当たり 1,600円(食費込み) 養護老人ホーム                      1日当たり 2,250円(食費込み) 特別養護老人ホーム</p> <p>平成12年度実績                      委託料 426,760円</p>		<p>目的                      基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会的適応が困難な在宅の高齢者等に対して短期宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態等への進行を予防する。</p> <p>対象者                      おおむね65歳以上で熊毛町に住所を有し、かつ要介護認定において非該当と認定された者のうち、養護老人ホームに一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導が必要であると町長が認めた者。</p> <p>実施施設等                      実施主体は熊毛町とする。                      実施施設は、あらかじめ町長がその同意を得て指定した養護老人ホームとし、空きベット及びショートステイのために整備したベット等を利用して実施する。</p> <p>宿泊の期間                      原則として6か月間につき7日とする。ただし、診断書等により内容診査の結果、宿泊期間の延長が真に止むを得ないと認められる場合には、必要最小限度の範囲で延長することができる。</p> <p>費用負担                      宿泊に要する費用 1日につき 400円                      食費 給食費として1食につき 400円</p> <p>平成12年度実績                      利用延人数 2人                      委託料 61,380円</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
徳山市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱		新南陽市介護予防・生活支援事業実施要綱		熊毛町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	介護予防・生活支援事業(生活管理指導短期宿泊)			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>目的                      基本的な生活習慣が欠如していたり、社会適応が困難な在宅の高齢者等を、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、日常生活等の指導を行うとともに、給食の提供等により体調の調整を図り、もって要介護状態等への進行を予防する。</p> <p>サービスの内容                      次に掲げる指導のうち、必要と認められるもの                      (1) 基本的な生活習慣等の指導                      (2) 健康状態の管理                      (3) 給食の提供による栄養管理                      (4) その他町長が特に必要と認める指導</p> <p>利用の期間                      原則として6か月間につき7日を限度とする。</p> <p>費用負担                      利用料 1日につき 1,400円(食費込み)</p>				<p>利用料が相違する。                      介護保険制度に同様のサービスがあり、該当者は、サービス費用の1割を負担することになる。</p> <p>(介護保険制度におけるサービス費用=単位×10円)                      短期入所生活介護費(ショートステイ)                      イ 単独型短期入所生活介護費                      (3) 併設型短期入所生活介護費( )                      (一) 要支援 794単位                      負担額 794単位×10円×1割=794円</p>	
				対 応 策	
				<p>利用料は、1日につき400円とし、これに給食費として1食につき400円を加算する。                      (従来の養護老人ホームでのショートステイ費用3,810円×1割)</p>	
				調 整 案	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。                      ( ) 2. (徳山市)の例により調整する。                      ( ) 3. 新たに制度等を創設する。                      ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。                      ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                      ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>	
根 拠 法 令 等					
				<p>その他                      ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業																								
事業名	配食サービス		協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																									
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード																									
現			況																										
徳山市		新南陽市		熊毛町																									
<p>目的 食事の調理が困難な高齢者等に対し、定期的に居宅を訪問して栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに、あわせて安否の確認を行い、自立した生活を支援する。</p> <p>対象者 市内全域 概ね 65 歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯であって、老衰、心身の障害や傷病等の理由により、食事の調理が困難なもの。</p> <p>サービス内容 昼食、夕食の選択制で、毎日の配食が可能</p> <p>利用料 1食につき 400円</p> <p>実施主体 市が社会福祉協議会に委託して実施</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td>4月~9月</td> <td>25人</td> <td>1,157食</td> </tr> <tr> <td>10月~3月</td> <td>419人</td> <td>31,228食</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td></td> <td>21,050,250円</td> </tr> </table>	4月~9月	25人	1,157食	10月~3月	419人	31,228食	委託料		21,050,250円	<p>目的 ひとり暮らしの老人等の食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否の確認を行う。</p> <p>事業の委託 社会福祉法人「新南陽福祉の会」に委託する。</p> <p>対象者 おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により調理が困難なもの。</p> <p>サービス内容 新南陽デイサービスセンター又は南陽給食センターで調理した夕食を配食。 月曜日から土曜日まで 毎日利用することも可(平成13年度より)</p> <p>利用者負担 利用者は、一食当たり 400 円(食材料費の実費)を負担する。</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td>年間配食数</td> <td>9,142食</td> </tr> <tr> <td>年間延べサービス回数</td> <td>240回</td> </tr> <tr> <td>1回当たり配食数</td> <td>38.1食</td> </tr> <tr> <td>年間実利用人数</td> <td>141人</td> </tr> <tr> <td>1人当たり配食数</td> <td>64.8食</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>8,060,878円</td> </tr> </table>	年間配食数	9,142食	年間延べサービス回数	240回	1回当たり配食数	38.1食	年間実利用人数	141人	1人当たり配食数	64.8食	委託料	8,060,878円	<p>目的 在宅において食事を調理するのが困難な老人及び重度身体障害者等に対し、給食サービスを提供することにより、これらの者の健康維持及び配食時における安否の確認等を図る。</p> <p>事業の委託 熊毛町社会福祉協議会に委託する。福祉協議会はこの事業の一部を在宅配食サービスガイドラインの内容を満たす民間業者等に委託することができる。</p> <p>対象者 熊毛町内に居住する者で次の各号の要件を満たしている者。ただし、70歳以上の者については、いずれかを選択する。</p> <p>(1) ふれあい型給食 おおむね 70 歳以上の単身世帯、またはこれに準ずる世帯。</p> <p>(2) 生活支援型給食 おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯又は身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事を調理するのが困難な者で、週 2 回以上の利用を必要とする者</p> <p>サービス内容</p> <p>(1) 栄養バランスのとれた食事を調理する。</p> <p>(2) 訪問により定期的に食事(昼食)を提供する。</p> <p>(3) 訪問の際、利用者の安否を確認し、健康状態に異常があった場合には関係機関への連絡等を行う。</p> <p>利用者負担 利用者は、食材料費の実費として 1 食当たり 300 円を負担する。</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td>年間配食数</td> <td>10,140食</td> </tr> <tr> <td>年間実利用人数</td> <td>102人</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>10,592,309円</td> </tr> </table>	年間配食数	10,140食	年間実利用人数	102人	委託料	10,592,309円
4月~9月	25人	1,157食																											
10月~3月	419人	31,228食																											
委託料		21,050,250円																											
年間配食数	9,142食																												
年間延べサービス回数	240回																												
1回当たり配食数	38.1食																												
年間実利用人数	141人																												
1人当たり配食数	64.8食																												
委託料	8,060,878円																												
年間配食数	10,140食																												
年間実利用人数	102人																												
委託料	10,592,309円																												
根拠法令等	根拠法令等	根拠法令等																											
	新南陽市給食サービス事業実施要綱	熊毛町給食サービス事業運営要綱																											

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業						
事業名	配食サービス			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い						
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード							
現況				分析							
鹿野町				問題点							
<p>目的 ひとり暮らし老人等に対するサービスを提供し、これらの者の自立と生活の質の確保を図ることにより、「健やかで活力ある地域づくり」を推進し、もってひとり暮らし老人等の総合的な保健福祉向上に資する。</p> <p>事業の委託 鹿野町社会福祉協議会に委託する。</p> <p>対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者</p> <p>サービス内容 栄養バランスのとれた食事(昼食)を調理し、居宅に訪問して定期的(週2回)に提供するとともに、その際、当該利用者の安否を確認し、健康状態に異常があったとき等は、関係機関への連絡を行う。</p> <p>利用者負担 町は適切な食材料費等を定め、利用者に負担させる。 1食あたり300円</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="0"> <tr> <td>年間配食数</td> <td>2,009食</td> </tr> <tr> <td>年間延サービス回数</td> <td>101回</td> </tr> <tr> <td>年間実利用人数</td> <td>65人</td> </tr> </table>				年間配食数	2,009食	年間延サービス回数	101回	年間実利用人数	65人	<p>利用料金(300円、400円)が相違する。 配食回数(週2回~7回)、配食時期(昼食、夕食)が相違する。</p>	
年間配食数	2,009食										
年間延サービス回数	101回										
年間実利用人数	65人										
				対応策							
				<p>全市域で実施する。 利用料金については、食材費実費相当額とするが、配食回数、時期とあわせて、新市移行後、速やかに調整する。</p>							
				調整案							
				<p>( )1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( )2. ( )の例により調整する。 ( )3. 新たに制度等を創設する。 ( )4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( )5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( )6. 廃止の方向で検討する。</p>							
根拠法令等				根拠法令等							
鹿野町給食サービス事業運営要綱				その他 ( )							

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業									
事業名	紙オムツ給付		協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い										
専門部会名	福祉部会		分科会名	高齢障害分科会										
現			況											
徳山市		新南陽市		熊毛町										
<p>目的 在宅のねたきり老人、痴呆性老人及び重度身体障害者に対し、紙オムツを給付ことにより日常生活の便宜を図るとともに、その介護人の介護を容易にし、介護者の経済的負担を軽減する。</p> <p>対象者 徳山市に住所を有し、現に居住する65歳以上のもの(重度身体障害者に付いては年齢要件を除く)で、常時失禁状態にあり、かつ今後もその状態が継続し、オムツが必要と認められる者(民生委員の証明)で、その世帯又はその介護者の属する世帯が住民税非課税であるもの。</p> <p>支給内容 介護保険要介護4又は5に該当する対象者については対象者1人につき月額4,000円、その他の対象者については対象者1人につき月額2,000円を限度として現物を給付する。 (パンツタイプ、ナイトタイプ又はケアパットタイプのうちから金額の範囲内で業者と家族が話し合いで枚数を調整する。) 3ヶ月分づつ年4回(5、7、10、1月)業者より対象者宅へ配達。</p> <p>平成12年度実績 受給者数 91人 決算額 1,694,000円</p>		<p>目的 在宅のねたきり老人等に対して介護用品を支給することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>対象者 新南陽市に住所を有し、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護4又は5と判定された者又は重度身体障害者。</p> <p>支給内容 対象者1人につき月額2,000円の紙おむつ助成券を支給。</p> <p>平成12年度実績 受給者数 12人 決算額 264,000円</p>		<p>趣旨 在宅ねたきり老人等に対し、介護用品(以下「用品」という。)を支給することにより、それらの者の経済的負担を軽減、在宅生活の継続を支援し、福祉の向上を目的とする。</p> <p>実施主体 熊毛町</p> <p>支給対象者 町内に居住し在宅で介護を受けている介護保険被保険者で市町村民税世帯非課税者であるものとする。ただし、介護保険被保険者のうち2号被保険者については要介護認定を受けているものとする。 また、介護保険の要介護認定を受けている生活保護受給者についても用品の支給対象者とする。</p> <p>用品の種目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">支給</td> <td>紙おむつ</td> </tr> <tr> <td>尿とりパット</td> </tr> <tr> <td>使い捨て手袋</td> </tr> <tr> <td>清拭剤</td> </tr> <tr> <td>ドライシャンプー</td> </tr> <tr> <td>その他 (介護用品と認められるもの)</td> </tr> </tbody> </table> <p>手続 用品の支給希望者は、熊毛町介護用品支給申込書を町長に提出する。 町長は、その必要性を検討した上で決定し、介護用品支給券を当該申請者に交付する。</p> <p>支給額 介護用品支給券1枚につき6,250円とする。ただし、1会計年度につき12枚を限度とし、年度途中で決定を受けた者については、月割りで算出して得た枚数とする。</p> <p>平成12年度実績 受給者数 1人 決算額 14,000円</p>		区分	種目	支給	紙おむつ	尿とりパット	使い捨て手袋	清拭剤	ドライシャンプー	その他 (介護用品と認められるもの)
区分	種目													
支給	紙おむつ													
	尿とりパット													
	使い捨て手袋													
	清拭剤													
	ドライシャンプー													
	その他 (介護用品と認められるもの)													
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等										
徳山市ねたきり老人等紙オムツ給付要綱		新南陽市家族介護支援特別事業実施要綱		熊毛町介護用品支給事業実施要綱										

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	紙おむつ給付	分科会名	高齢障害分科会	協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会			コード	
現況				分析	
鹿野町				問題点	
<p>目的 高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、各種サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図る。</p> <p>実施主体 鹿野町とする。ただし、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。</p> <p>介護用品の支給 (1) 事業内容 支給対象者に対して、介護用品（紙おむつ）を支給する。 (2) 支給対象者 介護保険法に規定する要介護認定において要介護3、4又は5に相当する町民税非課税世帯に属する在宅高齢者を現に介護している家族 (3) 支給方法 対象者1人につき、月額2,000円を限度として、現物を支給する。 (4) 支給の申請及び決定 紙おむつの支給を受けようとする者は、紙おむつ支給申請書を町長に提出しなければならない。 町長は、申請があったときは、必要事項を調査のうえ利用の適否を決定し、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>実施方法 (1) この事業の実施に当たっては、介護保険法とは別に実施するものとする。 (2) 紙おむつの支給、要介護認定を受けていない高齢者については、要介護認定と同じ方法を利用して、要介護3、4又は5に相当すると判断されるものを対象とする。また、家族が高齢者と同居していない場合は、事実上同居に近い形で介護していると認められる者については、支給することができるものとする。</p> <p>平成12年度実績 受給者数 2人</p>				<p>給付金額が相違する。</p>	
				対 応 策	
				<p>徳山市の例により調整、実施する。</p>	
				調 整 案	
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . (徳山市) の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p>	
根 拠 法 令 等					
鹿野町家族介護支援事業実施要綱				<p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業													
事業名	緊急通報装置		協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い														
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード														
<b>現 況</b>																		
<b>徳 山 市</b>		<b>新 南 陽 市</b>		<b>熊 毛 町</b>														
<p>目的 日常生活に不安のあるひとり暮らし等の高齢者又は身体障害者等に対し、緊急通報システム(以下「システム」という。)を設置することにより、緊急事態等の発生時に適切に対処するとともに、安否確認及び各種相談等を行い、もって緊急通報システム対象者(以下「対象者」という。)の生活支援と在宅福祉の増進に資する。</p> <p>事業の内容 (1) センター方式 利用者の居宅に設置されている装置で通報した場合、センターへ直接通じるシステム (2) 消防本部直結方式 利用者の居宅に設置されている装置で通報した場合、消防本部へ直接通じるシステム</p> <p>対象者 徳山市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する在宅要援護者で、かつ、その居宅に電話回線が設置されている者とする。 (1) ひとり暮らしの高齢者でおおむね65歳以上の者 (2) ひとり暮らしの重度身体障害者等 (3) その他市長が特に必要と認められた者</p> <p>貸与機器 (1) 緊急装置本体 (2) 無線受信機 (3) ペンダント型押しボタン(無線発信機)</p> <p>費用の負担 (1) 設置(新規の場合に限る)保守管理料および撤去(装置利用の解除)にかかるものについては、市が負担する。 (2) 利用者の居所の移動に伴う装置の移転にかかる費用については、利用者が負担する。</p> <p>平成12年度実績 設置台数 285台 委託料 3,759,067円</p>	<p>目的 ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>対象者 おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者</p> <p>給付機器の性能 ひとり暮らしの老人が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な機器</p> <p>システム 新南陽市消防署にセンターを置いて、第1通報がセンターに入るようにしている。(直送方式)</p> <p>費用の負担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者世帯の階層区分</th> <th>利用者負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B 生計中心者が前年所得税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C 生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯</td> <td>16,300円</td> </tr> <tr> <td>D 生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯</td> <td>28,400円</td> </tr> <tr> <td>E 生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯</td> <td>42,800円</td> </tr> <tr> <td>F 生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯</td> <td>52,400円</td> </tr> <tr> <td>G 生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯</td> <td>69,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成12年度実績 延設置台数 135台 新規設置台数 28台 決算額 1,897,600円</p>	利用者世帯の階層区分	利用者負担	A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	B 生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円	C 生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円	D 生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円	E 生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円	F 生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円	G 生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	69,300円	<p>目的 ひとり暮らし等の高齢者又は身体障害者等に対し、緊急通報システム(以下「システム」という。)を設置することにより、緊急事態等の発生時に適切に対処するとともに、安否確認及び各種相談等を行い、もって緊急通報システム対象者(以下「対象者」という。)の生活支援と在宅福祉の増進に資する。</p> <p>実施主体 実施主体は熊毛町とし、対象者の決定を除き、事業者等に委託して行うことができる。</p> <p>定義 (1) 緊急通報装置(以下「装置」という。)とは、緊急通報を発信及び安否確認を受発信するために対象者の居宅に設置する専用端末機をいう。 (2) 受信管理センター(以下「センター」という。)とは、対象者からの緊急通報等にかかる受発信を、24時間中専門員により集中して通信及び管理する場所をいう。</p> <p>通報処理 (転送方式) 在宅の一人暮らし老人等が急病にかかり、又は、災害時の緊急事態に遭遇したとき、当該老人等の居宅に設置する緊急通報用発信装置を用いて通報することにより、あらかじめ登録された第1から第3通報先のうちひとつの通報先が応答するまで転送され、第3通報先を光地区消防組合に協力依頼することにより地域協力員と共に24時間体制の速やかな援助を得ながら、当該老人等の日常生活の安全を確保する。</p> <p>(センター方式) (1) 対象者は、緊急時などに装置によりセンターへ通報するものとする。 (2) センターは、対象者の居宅に設置されている装置で通報があった場合、直ちに通報内容を識別し、急病又は災害等の緊急事態のときは、速やかに消防本部へ通報する。 (3) センターは、対象者から緊急通報を受け、通報者からの応答がなく安否が気づかわれる場合は、通報協力員又は担当民生委員等に確認し、迅速かつ適切な処置を行う。 (4) センターは、緊急通報を処置した場合は、適切な情報管理を行い熊毛町へ報告するものとする。 (5) センターは、対象者へ月に1回程度、定期的な安否確認及び実通テストを行うものとする。 (6) センターは、対象者から各種相談を受けた場合、関連機関等と連携を図り適切な処置をするとともに、その情報管理を行うものとする。</p> <p>対象者 熊毛町に住所を有する次の各号のいずれかに該当する在宅の要援護者で、かつその居宅に電話回線が設置されている者とする。 (1) ひとり暮らし高齢者でおおむね65歳以上の者 (2) ひとり暮らしの重度身体障害者等 (3) その他町長が特に必要と認められた者</p> <p>貸与機器 (1) 緊急装置本体 (2) 無線受信機 (3) ペンダント型押しボタン(無線発信機)</p> <p>費用の負担 (1) 設置(新規の場合に限る)、保守管理料および撤去(装置利用の解除)にかかるものについては、町が負担する。 (2) 利用者の居所の移動に伴う装置の移転にかかる費用については、利用者が負担する。</p> <p>平成12年度実績 決算額 274,641円</p>
利用者世帯の階層区分	利用者負担																	
A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円																	
B 生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円																	
C 生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円																	
D 生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円																	
E 生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円																	
F 生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円																	
G 生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	69,300円																	
<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>														
徳山市緊急通報システム事業実施要綱		新南陽市介護予防・生活支援事業実施要綱		熊毛町緊急通報システム事業実施要綱														

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業										
事業名	緊急通報装置			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い										
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード											
現況				分 析											
鹿 野 町				問 題 点											
<p>目的 一人暮らし老人等の家庭での緊急事態の発生に適切に対処することを目指した緊急通報システム事業を実施することにより、当該老人等の在宅福祉の増進に資する。</p> <p>事業の内容 在宅の一人暮らし老人等が急病にかかり、又は、災害時の緊急事態に遭遇したとき、当該老人等の居宅に設置する緊急通報用発信装置を用いて、あらかじめ組織された地域協力体制による速やかな援助を得ながら、最終緊急通報先の消防本部に設置する緊急通報用受信装置に通報することにより当該老人等の日常生活の安全を確保すると共に緊急事態の発生に適切に対処する。 愛称は、「おもいやりコール 命綱」とする。</p> <p>システム 転送方式 社会福祉協議会 在宅介護支援センター 消防本部</p> <p>対象者 鹿野町に住所を有する次の各号のいずれかに該当する在宅要援護者で、かつ、その居宅に電話が設置されている者とする。 (1) おおむね65歳以上の一人暮らし老人 (2) おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で構成されるねたきり老人 (3) その他前各号に準じ町長が特に必要と認めた者</p> <p>貸与発信装置 (1) 専用電話機 (2) 無線受信機 (3) ペンダント型押しボタン[無線発信機] (4) 枕元用押しボタン[有線発信機]</p> <p>費用の負担 発信装置の設置(移設)工事費及び専用電話機の利用料等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>通 話 料</th> <th>専用電話機の配線回路使用料</th> <th>設置又は移設工事費</th> <th>保 守 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負担内訳</td> <td>全額自己負担</td> <td>全額自己負担</td> <td>町負担</td> <td>町負担</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成13年3月31日現在実績 給付 3台 貸与 50台</p>					通 話 料	専用電話機の配線回路使用料	設置又は移設工事費	保 守 料	負担内訳	全額自己負担	全額自己負担	町負担	町負担	<p>システムが相違する。(消防署への転送方式と直送方式) 各市町とも従来システムが老朽化しており、見直し(直営又は民間委託)を行っている。</p>	
	通 話 料	専用電話機の配線回路使用料	設置又は移設工事費	保 守 料											
負担内訳	全額自己負担	全額自己負担	町負担	町負担											
				対 応 策											
				緊急通報の現行システムを維持しつつ、新市移行後随時調整する。											
				調 整 案											
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>											
根 拠 法 令 等															
鹿野町緊急通報システム事業実施要綱				その他 ( )											



事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	手当と医療	小項目	各種事業																
事業名	敬老祝金		協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																	
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード																	
<b>現</b>			<b>況</b>																		
徳山市		新南陽市		熊毛町																	
<p>敬老年金 目的 多年にわたり社会に貢献してきたおとしよりに対し、敬老年金を支給してその長寿を祝福し、あわせて老人福祉の向上を図る。</p> <p>対象者及び祝金の額 祝金は毎年9月1日(基準日)現在本市に住所を有する次に掲げる者に対し支給する。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 基準日の属する年中に満75歳になる者</td> <td style="text-align: right;">7,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 基準日の属する年中に満77歳になる者</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 基準日の属する年中に満88歳になる者</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 基準日の属する年中に満99歳になる者及び満100歳以上の者</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> </table> <p>平成12年度実績 対象者 2,268人 総支給額 22,600,000円</p>		(1) 基準日の属する年中に満75歳になる者	7,000円	(2) 基準日の属する年中に満77歳になる者	10,000円	(3) 基準日の属する年中に満88歳になる者	20,000円	(4) 基準日の属する年中に満99歳になる者及び満100歳以上の者	30,000円	<p>目的 新南陽市に住所を有する老人に対して、敬老祝い金を支給し、もって老人の福祉の増進と敬老精神の高揚に寄与する。</p> <p>受給資格 祝金の支給を受けることができる者は、8月31日現在、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 市内に引き続き1年以上住居を有していること。 (2) 年齢が満75歳以上であること。</p> <p>祝金の額 5,000円</p> <p>支払期日 毎年9月中に支払う。</p> <p>平成12年度実績 対象者 4,120人 総支給額 33,134,000円</p>		<p>支給要件 9月15日現在、次に掲げる要件を具備している者 (1) 町内に引き続き3年以上居住している熊毛町民であること。 (2) 年齢満70歳以上であること。</p> <p>年金の額及び支給方法 年金の額は次のとおりとし、毎年9月に支給する。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 70歳以上75歳未満</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 75歳以上80歳未満</td> <td style="text-align: right;">8,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 80歳以上85歳未満</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 85歳以上</td> <td style="text-align: right;">17,000円</td> </tr> </table> <p>平成12年度実績 受給者数 2,254人 総支給額 19,619,000円</p>		(1) 70歳以上75歳未満	5,000円	(2) 75歳以上80歳未満	8,000円	(3) 80歳以上85歳未満	11,000円	(4) 85歳以上	17,000円
(1) 基準日の属する年中に満75歳になる者	7,000円																				
(2) 基準日の属する年中に満77歳になる者	10,000円																				
(3) 基準日の属する年中に満88歳になる者	20,000円																				
(4) 基準日の属する年中に満99歳になる者及び満100歳以上の者	30,000円																				
(1) 70歳以上75歳未満	5,000円																				
(2) 75歳以上80歳未満	8,000円																				
(3) 80歳以上85歳未満	11,000円																				
(4) 85歳以上	17,000円																				
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																	
徳山市敬老年金支給条例 徳山市敬老年金支給条例施行規則		新南陽市敬老祝金支給条例 新南陽市敬老祝金支給条例施行規則		熊毛町敬老年金支給条例 熊毛町敬老年金支給規則																	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	手当と医療	小項目	各種事業																																																																
事業名	敬老祝金			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																																
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード																																																																	
現況				分析																																																																	
鹿野町				問題点																																																																	
<p>目的 長寿を祝福し、敬老の意を表する。</p> <p>受給資格 次に掲げる要件を備えている者 (1) 当該年の8月1日現在、町内に引き続き1年以上住所を有すること。 (2) 当該年度の末日までに年齢満75歳以上に達する見込みであること。</p> <p>年金の額及び支給方法 年金の額は次のとおりとし、現金又は商品券をもって毎年9月15日までに支給する。 (注) 商品券とは、町内限定で使用できる商品券とし、町はこれを購入するものとする。 (1) 75歳以上80歳未満 7,000円 (2) 80歳以上85歳未満 9,000円 (3) 85歳以上 11,000円</p> <p>平成12年度実績 受給者数 806人 総支給額 6,946,000円</p>				<p>支給年齢、支給額が相違する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給年齢</th> <th colspan="4">支給額</th> </tr> <tr> <th>徳山市</th> <th>新南陽市</th> <th>熊毛町</th> <th>鹿野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70～74</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>7,000</td> <td>5,000</td> <td>8,000</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>76</td> <td>-</td> <td>5,000</td> <td>8,000</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>10,000</td> <td>5,000</td> <td>8,000</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>78～79</td> <td>-</td> <td>5,000</td> <td>8,000</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>80～84</td> <td>-</td> <td>5,000</td> <td>11,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>85～87</td> <td>-</td> <td>5,000</td> <td>17,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>88</td> <td>20,000</td> <td>5,000</td> <td>17,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>89～98</td> <td>-</td> <td>5,000</td> <td>17,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>99</td> <td>30,000</td> <td>5,000</td> <td>17,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>100以上</td> <td>30,000</td> <td>5,000</td> <td>17,000</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table>		支給年齢	支給額				徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	70～74	-	-	5,000	-	75	7,000	5,000	8,000	7,000	76	-	5,000	8,000	7,000	77	10,000	5,000	8,000	7,000	78～79	-	5,000	8,000	7,000	80～84	-	5,000	11,000	9,000	85～87	-	5,000	17,000	11,000	88	20,000	5,000	17,000	11,000	89～98	-	5,000	17,000	11,000	99	30,000	5,000	17,000	11,000	100以上	30,000	5,000	17,000	11,000
支給年齢	支給額																																																																				
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町																																																																	
70～74	-	-	5,000	-																																																																	
75	7,000	5,000	8,000	7,000																																																																	
76	-	5,000	8,000	7,000																																																																	
77	10,000	5,000	8,000	7,000																																																																	
78～79	-	5,000	8,000	7,000																																																																	
80～84	-	5,000	11,000	9,000																																																																	
85～87	-	5,000	17,000	11,000																																																																	
88	20,000	5,000	17,000	11,000																																																																	
89～98	-	5,000	17,000	11,000																																																																	
99	30,000	5,000	17,000	11,000																																																																	
100以上	30,000	5,000	17,000	11,000																																																																	
				対 応 策																																																																	
				75歳以上の者に一律支給する。ただし、支給額については新市移行後速やかに調整する。																																																																	
				調 整 案																																																																	
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. (新南陽市)の例により調整する。 支給額については新市移行後速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 その他 ( )																																																																	
根 拠 法 令 等																																																																					
鹿野町敬老祝金支給条例 鹿野町敬老祝金支給規則																																																																					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	手当と医療	小項目	各種事業														
事業名	ねたきり老人等介護見舞金			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い														
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード															
現				況															
徳山市		新南陽市		熊毛町															
制度なし		<p>目的 新南陽市に住所を有する在宅のねたきり老人等の常時介護者に対し、介護見舞金を支給し、もって常時介護者の労苦を慰謝激励するとともに、その家族の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>支給対象者 10月1日現在、65歳以上で在宅のねたきり老人(常時臥床しているか又は日常生活の大半を他人の介助によらなければならないものでその状態が6箇月を経過しているものをいう)又は痴呆性老人(特別養護老人ホーム入所判定基準に適合している者をいう)を常時介護している者とする。</p> <p>見舞金の額 対象者1人につき30,000円</p> <p>見舞金の支給 見舞金は、毎年12月中に支給する。</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="0"> <tr> <td>在宅ねたきり老人介護者</td> <td>67人</td> <td>2,010,000円</td> </tr> <tr> <td>在宅痴呆性老人介護者</td> <td>27人</td> <td>810,000円</td> </tr> </table>		在宅ねたきり老人介護者	67人	2,010,000円	在宅痴呆性老人介護者	27人	810,000円	<p>目的 在宅のねたきり老人等を介護する者に対し、その労苦を慰謝激励することを目的とする。</p> <p>支給対象者 毎年4月1日及び10月1日(以下「基準日」という)現在で、熊毛町に1年以上住所を有し、ねたきり老人等を常時介護していると町長が認めた者</p> <p>養護の定義</p> <p>(1) ねたきり老人 身体上又は精神上の著しい障害のため、次のいずれかの状態に6箇月以上あり、今後もその状態が継続すると認められる満65歳以上の者 ア 常時臥床している者 イ 常時臥床していないが、歩行、食事、入浴、排便、洗面等日常生活の大半を他人の介助によらなければならない者</p> <p>(2) 痴呆性老人 痴呆等精神障害のため、別表1に掲げる問題行動の重度または中度のいずれかに該当し、かつ、日常生活の大半を他人の介助によらなければならない状態に6箇月以上あり、今後もその状態が継続すると認められる満65歳以上の者</p> <p>見舞金の額 ねたきり老人等1人につき、各基準日において、30,000円とする。</p> <p>見舞金の支給 見舞金は、4月基準日分は6月に、10月基準日分は12月に民生委員を通じてそれぞれ支給する。</p> <p>別表1 問題行動 徳山市の別表に同じ</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>3,030,000円</td> </tr> <tr> <td>6月支給</td> <td>48人</td> </tr> <tr> <td>12月支給</td> <td>53人</td> </tr> <tr> <td>延べ</td> <td>101人</td> </tr> </table>			3,030,000円	6月支給	48人	12月支給	53人	延べ	101人
在宅ねたきり老人介護者	67人	2,010,000円																	
在宅痴呆性老人介護者	27人	810,000円																	
	3,030,000円																		
6月支給	48人																		
12月支給	53人																		
延べ	101人																		
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等															
		新南陽市家族介護支援特別事業実施要綱		熊毛町ねたきり老人等介護見舞金支給要綱															

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	手当と医療	小項目	各種事業
事業名	ねたきり老人等介護見舞金			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>目的 在宅ねたきり老人及び痴呆性老人(以下「ねたきり老人等」という。)を介護する者に対し、その労苦を慰謝するためにねたきり老人等介護見舞金(以下「見舞金」という。)を支給し、もって高齢者福祉の増進を図る。</p> <p>用語の意義 (1) ねたきり老人 身体上又は精神上の著しい障害のため、次のいずれかの状態に6箇月以上あり、今後もその状態が継続すると認められる満65歳以上の者 ア 常時臥床している者 イ 常時臥床していないが、歩行、食事、入浴、排便、洗面等日常生活の大半を他人の介助によらなければならない者 (2) 痴呆性老人 痴呆等の精神障害のため、別表1に掲げる問題行動の重度又は中度のいずれかに該当し、かつ、日常生活の大半を他人の介助によらなければならない状態に6か月以上あり、今後もその状態が継続すると認められる町内に1年以上住所を有する満65歳以上の者をいう。 別表1 問題行動 徳山市の別表に同じ</p> <p>支給対象者 (1) 毎年10月1日(以下「基準日」という。)において、町内に1年以上住所を有し、ねたきり老人等を常時介護していると町長が認めた者(以下「介護者」という。)に支給する。 (2) 前項の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者の介護者への見舞金は支給しない。 病院、診療所又は介護保険施設に3か月以前から継続して入院又は入所している者 その他社会福祉施設に入所している者</p> <p>見舞金の額 ねたきり老人等1人につき60,000円とする。</p> <p>見舞金の支給 見舞金は、毎年12月に支給する。</p> <p>平成12年度実績 14人 700,000円</p>				<p>介護保険制度導入により、県制度が平成12年度より廃止となった。金額、支給方法が相違する。徳山市は平成12年度から廃止している。基準日は、新南陽市、鹿野町は、10月1日、熊毛町は4月1日、10月1日である。</p>	
				対 応 策	
				<p>介護保険制度が導入され、ねたきり老人等を介護する者の労苦の軽減が図られることになると考えられるが、ねたきり老人介護見舞金については、新市移行後速やかに検討する。</p>	
				調 整 案	
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . ( ) の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p>	
根 拠 法 令 等					
鹿野町ねたきり老人等介護見舞金補助金交付要綱				<p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設措置
事業名	保育料	分科会名	児童母子	協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会			コード	

現況

徳山市			新南陽市			熊毛町		
徳山市保育所徴収金の徴収に関する規則 別表(第3条関係) 徳山市保育所徴収金額表			新南陽市立保育所条例施行規則 別表第2(第6条関係) 保育所保育料金額表			平成14年度熊毛町保育所徴収金額表(保育料)		
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金額(月額)		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	保育料(月額)		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金額(月額)	備考
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0		0				
B0	A及びDの階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯(母子世帯等)	0		0				
B	市町村民税非課税世帯	9,000 (4,500)		6,000 (3,000)				
C0	市町村民税課税世帯(母子世帯等)	17,000 (8,500)		14,000 (7,000)				
C	市町村民税課税世帯	18,000 (9,000)		15,000 (7,500)				
D1	Aの階層を除き、前年分の所得課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の額が10,000円未満の世帯 24,000 (12,000)		21,000 (10,500)				
D2	所得税の額が10,000円以上40,000円未満の世帯	30,000 (15,000)	28,000 (14,000)	26,000 (13,000)				
D3	所得税の額が40,000円以上90,000円未満の世帯	39,000 (19,500)	33,000 (16,500)	27,000 (13,500)				
D4	所得税の額が90,000円以上140,000円未満の世帯	50,000 (25,000)						
D5	所得税の額が140,000円以上370,000円未満の世帯	58,000 (29,000)						
D6	所得税の額が370,000円以上の世帯	74,000 (37,000)						

- (注)
- 表中の下段の括弧書きは、徴収金の半額を示す。母子世帯
  - 年齢は、入所日の属する月の初日をもって認定する。
  - 「母子世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等と認められた世帯を言う。
  - 平成11年に係る定率減税の取り扱いについては、減税後の課税額により階層区分の認定を行う。
  - B階層からD6階層までの世帯であって同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、児童の属する世帯が4に掲げる世帯のB階層からC2階層の第3欄については4に掲げる徴収金額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
BからD2階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額(表上段の金額)
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額×0.5(表中段の金額)
	ウ 上記以外の児童	無料
D3からD6階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額(表上段の金額)
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額×0.5(表中段の金額)
	ウ 上記以外の児童	無料

- 備考(抜粋)
- 児童の属する世帯が、次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料の額とする。
    - 母子世帯 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
    - 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
      - 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
      - 療育手帳要綱に定める養育手帳の交付を受けた者
      - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
    - その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	徴収金額	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
B階層	0	0
C階層	17,000	14,000

- BからD2までの階層に属する世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合における保育料の額は、最も保育料の額が低い児童(最も保育料の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)については、保育料金額表に定める額とし、それ以外の児童については、無料とする。ただし、児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合のB階層からC階層の保育料の額については、この表の規定にかかわらず、4に掲げる保育料の額とする。
- D3からD6までの階層に属する世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合における保育料の額は、最も保育料の額が高い児童(最も保育料の額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)については、保育料金額表に定める額とし、それ以外の児童については、無料とする。

(注) 同一世帯から2人以上の児童が入所した場合は、保育料が軽減されます。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設措置																																																														
事業名	保育料	分科会名	児童母子	協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																														
専門部会名	福祉部会			コード																																																															
現況				分析																																																															
鹿野町				問題点																																																															
<p>鹿野町立保育園条例 別表(第10条関係) 保育料金額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="3">徴収金額(月額)</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>B特</td> <td>A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>9,000</td> <td></td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>C特</td> <td>市町村民税が課税の母子世帯等の特例世帯</td> <td>17,000</td> <td></td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>18,000</td> <td></td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>D1</td> <td>A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>20,000円未満</td> <td>23,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>D2</td> <td></td> <td>20,000円以上64,000円未満の世帯</td> <td>28,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>D3</td> <td></td> <td>64,000円以上112,000円未満</td> <td>33,000</td> <td rowspan="4">30,000 25,000</td> </tr> <tr> <td>D4</td> <td></td> <td>112,000円以上160,000円未満</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>D5</td> <td></td> <td>160,000円以上408,000円未満</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td>D6</td> <td></td> <td>408,000円以上</td> <td>58,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考(抜粋)</p> <p>3 BからD6階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、第2子目については、当該保育料を半額に、第3子目以降については無料とする。</p> <p>4 児童の属する世帯が、次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる世帯に認定された場合はこの表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料金額とする。</p> <p>母子世帯 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯</p> <p>在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳要綱に定める養育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p>				各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)			階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0		0	B特	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0		0	B	市町村民税非課税世帯	9,000		6,000	C特	市町村民税が課税の母子世帯等の特例世帯	17,000		13,000	C	市町村民税課税世帯	18,000		14,000	D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000円未満	23,000	20,000	D2		20,000円以上64,000円未満の世帯	28,000	25,000	D3		64,000円以上112,000円未満	33,000	30,000 25,000	D4		112,000円以上160,000円未満	40,000	D5		160,000円以上408,000円未満	47,000	D6		408,000円以上	58,000	<p>徴収金額が相違する。</p> <p>国基準では同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、第3子以降の徴収額は1/10としているが、無料としている市町がある。</p> <p>新南陽市においては、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、第2子目以降については保育料が無料となっている。</p>	
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)																																																																	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																																															
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0		0																																																															
B特	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0		0																																																															
B	市町村民税非課税世帯	9,000		6,000																																																															
C特	市町村民税が課税の母子世帯等の特例世帯	17,000		13,000																																																															
C	市町村民税課税世帯	18,000		14,000																																																															
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000円未満	23,000	20,000																																																															
D2		20,000円以上64,000円未満の世帯	28,000	25,000																																																															
D3		64,000円以上112,000円未満	33,000	30,000 25,000																																																															
D4		112,000円以上160,000円未満	40,000																																																																
D5		160,000円以上408,000円未満	47,000																																																																
D6		408,000円以上	58,000																																																																
				対 応 策																																																															
				<p>保育料(徴収金額表)については、国の徴収基準を参考に、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>子育て支援を充実するため、新南陽市の例により調整し、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合における第2子目以降の保育料は無料とする。</p>																																																															
				調 整 案																																																															
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. (新南陽市)の例により調整する。</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、保育所徴収金額表については、国の徴収基準を参考に新市移行後速やかに調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他</p> <p>( )</p>																																																															

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設措置																																																																																																																				
事業名	児童クラブ			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																																																																																				
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード																																																																																																																					
<b>現 況</b>																																																																																																																									
<b>徳 山 市</b>		<b>新 南 陽 市</b>		<b>熊 毛 町</b>																																																																																																																					
<p>目的 下校後家庭及び地域で適切な保護を受けられない児童の保護及び健全な生活の指導を行い、児童の福祉の向上に資する。</p> <p>対象者 ア 就労等で昼間保護者のいない家庭の小学校低学年(1学年～3学年)の児童 イ 放課後児童で、保護者の希望する者の中から自主的に児童クラブに参加でき、保護者が児童クラブとよく連絡のとれる者 ウ 入会の期間が、原則として1ヶ月以上継続する者</p> <p>活動内容 ア 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定 イ 遊びの活動への意欲と態度の形成 ウ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上 エ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡 オ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援 カ その他児童の健全育成上必要な活動</p> <p>市内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名称</th> <th>校区名</th> <th>運営主体</th> <th>開設時間</th> <th>定員</th> <th>指導員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>徳山小校区児童クラブ</td><td>徳山小</td><td>徳山市</td><td>12:30～17:30</td><td>40</td><td>1</td></tr> <tr><td>岐山小校区児童クラブ</td><td>岐山小</td><td>徳山市</td><td>12:30～17:30</td><td>40</td><td>1</td></tr> <tr><td>遠石小校区児童クラブ</td><td>遠石小</td><td>徳山市</td><td>12:30～17:30</td><td>50</td><td>2</td></tr> <tr><td>周陽小校区児童クラブ</td><td>周陽小</td><td>徳山市</td><td>12:30～17:30</td><td>40</td><td>1</td></tr> <tr><td>秋月小校区児童クラブ</td><td>秋月小</td><td>徳山市</td><td>12:30～17:30</td><td>40</td><td>2</td></tr> <tr><td>桜木小校区児童クラブ</td><td>桜木小</td><td>徳山市</td><td>12:30～17:30</td><td>30</td><td>1</td></tr> <tr><td>沼城小校区児童クラブ</td><td>沼城小</td><td>徳山市</td><td>12:30～17:30</td><td>40</td><td>2</td></tr> <tr><td>菊川小校区児童クラブ</td><td>菊川小</td><td>徳山市</td><td>12:30～17:30</td><td>30</td><td>1</td></tr> <tr><td>戸田小校区児童クラブ</td><td>戸田小</td><td>徳山市</td><td>12:30～17:30</td><td>30</td><td>1</td></tr> <tr><td>夜市小校区児童クラブ</td><td>夜市小</td><td>徳山市</td><td>12:30～17:30</td><td>30</td><td>1</td></tr> <tr><td>尚白園児童クラブ</td><td>今宿小</td><td>社会福祉協議会</td><td>13時～17時</td><td>45</td><td>1</td></tr> <tr><td>東福祉館児童クラブ</td><td>久米小</td><td>社会福祉協議会</td><td>13時～17時</td><td>45</td><td>1</td></tr> <tr><td>柳浜児童館児童クラブ</td><td>柳浜小</td><td>社会福祉協議会</td><td>13時～17時</td><td>45</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>開設日 開設日は次に掲げる日又は期間を除き毎日実施。 ア 日曜日・土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 イ 年末年始(12月28日から翌年1月5日まで) ウ 盆(8月13日から8月16日まで) エ その他、社会福祉事務所長が特に必要と認めたる日</p> <p>経 費 児童クラブ開設にかかる経費は市が負担。保育料月額3,000円(住民税非課税世帯は無料)とおやつ代、スポーツ安全保険加入料、父母会等で主催する行事等の経費は保護者負担。</p> <p>指導員 教員資格又は保育資格を有する者若しくは社会教育団体等で指導者の経験を有する者又は児童の育成指導に熱意を有し、知識経験を有する者</p> <p>平成12年度実績 決算額 23,260,520円</p>		児童クラブ名称	校区名	運営主体	開設時間	定員	指導員	徳山小校区児童クラブ	徳山小	徳山市	12:30～17:30	40	1	岐山小校区児童クラブ	岐山小	徳山市	12:30～17:30	40	1	遠石小校区児童クラブ	遠石小	徳山市	12:30～17:30	50	2	周陽小校区児童クラブ	周陽小	徳山市	12:30～17:30	40	1	秋月小校区児童クラブ	秋月小	徳山市	12:30～17:30	40	2	桜木小校区児童クラブ	桜木小	徳山市	12:30～17:30	30	1	沼城小校区児童クラブ	沼城小	徳山市	12:30～17:30	40	2	菊川小校区児童クラブ	菊川小	徳山市	12:30～17:30	30	1	戸田小校区児童クラブ	戸田小	徳山市	12:30～17:30	30	1	夜市小校区児童クラブ	夜市小	徳山市	12:30～17:30	30	1	尚白園児童クラブ	今宿小	社会福祉協議会	13時～17時	45	1	東福祉館児童クラブ	久米小	社会福祉協議会	13時～17時	45	1	柳浜児童館児童クラブ	柳浜小	社会福祉協議会	13時～17時	45	1	<p>目的 下校後、家庭及び地域で適切な保護を受けられない小学校低学年児童に対し、安全な生活の確保と心身の健全な育成を図る。</p> <p>対象者 市内の小学校に在学する1年生から3年生までの児童で、保護者の就労等により、下校後、家庭及び地域で適切な保護を受けられない者</p> <p>事業内容 家庭的な雰囲気の中で、児童に健全な余暇利用の機会を与えることを主とし、遊び、運動、読書等の指導及び援助を行う。</p> <p>市内設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>定 員</th> <th>利用児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>富田東児童クラブ</td><td>新南陽市桶川町2-1</td><td>30</td><td>62</td></tr> <tr><td>富田西児童クラブ</td><td>新南陽市富田2-14-</td><td>30</td><td>32</td></tr> <tr><td>福川児童クラブ</td><td>新南陽市福川3-2-1</td><td>30</td><td>21</td></tr> <tr><td>福川南児童クラブ</td><td>新南陽市中畷町6-1</td><td>30</td><td>32</td></tr> </tbody> </table> <p>小学校の空き教室を利用し、市内4ヶ所で実施 (国補助 3ヶ所 県補助 1ヶ所) 和田校区は、米光保育園において、他の児童クラブに準ずる形で実施 (利用児童数 26人)</p> <p>保育日 次の各号に掲げる日又は時間を除き、4月1日から翌年3月31日まで毎日実施する。 (1) 土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2) 1月2日から1月3日及び12月29日から12月31日まで (3) 8月14日から8月16日まで</p> <p>保育時間 小学校の授業終了時から17時30分までとする。ただし、授業を行わない日は10時から17時30分までとする。</p> <p>指導員 各児童クラブへ2人配置</p> <p>保護者負担経費 (1) 保育負担金 月額 2,000円(住民税非課税世帯は無料) (2) おやつ代、グループ保険料及び教材費の実費</p> <p>平成12年度実績 決算額 13,050,000円</p>		名 称	所 在 地	定 員	利用児童数	富田東児童クラブ	新南陽市桶川町2-1	30	62	富田西児童クラブ	新南陽市富田2-14-	30	32	福川児童クラブ	新南陽市福川3-2-1	30	21	福川南児童クラブ	新南陽市中畷町6-1	30	32	<p>目的 熊毛町立の小学校に在籍する児童で、保護者が家庭にいないため又はその他の理由により、昼間保護者の保護を受けられない児童の健全な育成を図るために必要な保護及び指導を行う。</p> <p>町内施設の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>勝間児童クラブ</td><td>熊毛町大字呼坂第477-2</td><td>60</td></tr> <tr><td>大河内児童クラブ</td><td>熊毛町大字大河内第1115-1</td><td>40</td></tr> <tr><td>高水児童クラブ</td><td>熊毛町大字樋口288-1</td><td>40</td></tr> </tbody> </table> <p>保育日 保育は次の各号に掲げる日を除き、毎日行う。 (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (2) 日曜日 (3) 1月2日から1月4日及び12月28日から12月31日までの日 (4) 8月13日から同月16日までの日 (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が保育を行うのが適当でない認めたる日</p> <p>保育時間 保育時間は次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、保育時間を変更することができる。 (1) 小学校が授業を行う日 授業終了時から17時まで (2) 小学校が授業を行わない日 8時30分から17時まで</p> <p>保育料の負担 月額 2,000円</p> <p>平成12年度実績 決算額 7,871,854円</p>		名 称	位 置	定 員	勝間児童クラブ	熊毛町大字呼坂第477-2	60	大河内児童クラブ	熊毛町大字大河内第1115-1	40	高水児童クラブ	熊毛町大字樋口288-1	40
児童クラブ名称	校区名	運営主体	開設時間	定員	指導員																																																																																																																				
徳山小校区児童クラブ	徳山小	徳山市	12:30～17:30	40	1																																																																																																																				
岐山小校区児童クラブ	岐山小	徳山市	12:30～17:30	40	1																																																																																																																				
遠石小校区児童クラブ	遠石小	徳山市	12:30～17:30	50	2																																																																																																																				
周陽小校区児童クラブ	周陽小	徳山市	12:30～17:30	40	1																																																																																																																				
秋月小校区児童クラブ	秋月小	徳山市	12:30～17:30	40	2																																																																																																																				
桜木小校区児童クラブ	桜木小	徳山市	12:30～17:30	30	1																																																																																																																				
沼城小校区児童クラブ	沼城小	徳山市	12:30～17:30	40	2																																																																																																																				
菊川小校区児童クラブ	菊川小	徳山市	12:30～17:30	30	1																																																																																																																				
戸田小校区児童クラブ	戸田小	徳山市	12:30～17:30	30	1																																																																																																																				
夜市小校区児童クラブ	夜市小	徳山市	12:30～17:30	30	1																																																																																																																				
尚白園児童クラブ	今宿小	社会福祉協議会	13時～17時	45	1																																																																																																																				
東福祉館児童クラブ	久米小	社会福祉協議会	13時～17時	45	1																																																																																																																				
柳浜児童館児童クラブ	柳浜小	社会福祉協議会	13時～17時	45	1																																																																																																																				
名 称	所 在 地	定 員	利用児童数																																																																																																																						
富田東児童クラブ	新南陽市桶川町2-1	30	62																																																																																																																						
富田西児童クラブ	新南陽市富田2-14-	30	32																																																																																																																						
福川児童クラブ	新南陽市福川3-2-1	30	21																																																																																																																						
福川南児童クラブ	新南陽市中畷町6-1	30	32																																																																																																																						
名 称	位 置	定 員																																																																																																																							
勝間児童クラブ	熊毛町大字呼坂第477-2	60																																																																																																																							
大河内児童クラブ	熊毛町大字大河内第1115-1	40																																																																																																																							
高水児童クラブ	熊毛町大字樋口288-1	40																																																																																																																							
<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>																																																																																																																					
徳山市児童クラブ条例 徳山市児童クラブ条例施行規則		新南陽市留守家庭児童保育(児童クラブ)事業実施要綱		熊毛町放課後児童の保育に関する条例																																																																																																																					

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設措置
事業名	児童クラブ			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード	
現況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
目的 児童に健全な場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにする。 町内施設の状況 名称 鹿野町こどもすくすくセンター 位置 鹿野町大字鹿野上字未永 利用料 利用する児童の保護者は、保育料として児童1人当たり月額2,000円を負担しなければならない。 ただし、月の途中で入退会する場合で、その月の保育日数が10日以下の場合は、その月の保育料は、1,000円とする。				保育料が相違(2,000円~3,000円) 土曜日について、2市は保育を行わない日としているが、2町は保育を行っている。	
				対 応 策	
				保育料は、新南陽市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。 土曜の保育の取扱いについては、当分の間現行どおりとする。	
				調 整 案	
				( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . (徳山市)の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ただし、保育料は2,000円とする。	
根 拠 法 令 等					
鹿野町こどもすくすくセンター設置条例				( ) 6 . 廃止の方向で検討する。 その他 ( )	



事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	手当と医療
事業名	乳幼児医療	分科会名	児童母子	協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会			コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>目的 乳幼児の医療費の一部を当該乳幼児の保護者に対し助成することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>定義 「乳幼児」 (1) 満3歳に達した日の属する月の末日までの間にある者 (2) 満3歳に達した日の属する月の翌月の初日から満6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者(入院及び歯科診療に係る者に限る)</p> <p>対象者 徳山市内に居住地を有する乳幼児又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により徳山市が行う国民健康保険の被保険者とした乳幼児のうち、社会保険各法による被扶養者又は被保険者であって、当該乳幼児の父母の市町村民税所得割の課税額が82,300円を超えないものとする。ただし、次の各号の一に該当する者を除く。 (1) 生活保護法による保護を受けている者 (2) 児童福祉法による児童福祉施設に入所している者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者 (3) 国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者</p> <p>助成の範囲 次の各号に掲げる額。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、この限りでない。 (1) 社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該給付に関する額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額。(保険診療の自己負担額) (2) 入院時食事療養費自己負担額(標準負担額)のうち、標準負担額の減額対象者が入院日数90日を超える場合に負担することとなる額に相当する額。</p> <p>平成12年度実績 対象者 3歳未満全科 2,060人 3歳以上(入院及び歯科) 1,880人 124,209,037円</p>		<p>(乳幼児の父母の所得制限以外は徳山市に同じ)</p> <p>対象者 新南陽市内に居住地を有する乳幼児又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により新南陽市が行う国民健康保険の被保険者とした乳幼児のうち、社会保険各法による被扶養者又は被保険者であるもの。ただし、次の各号の一に該当する者を除く。 (1) 生活保護法による保護を受けている者 (2) 児童福祉法による児童福祉施設に入所している者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者 (3) 国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者</p> <p>平成12年度実績 対象者 1,830人 決算額 71,499,165円</p> <p>単市制度として、所得制限を超える者にかかる医療費助成額 3歳未満全科分 4,480件 14,512千円 3歳以上就学前までの入院及び歯科分 545件 2,012千円</p>		<p>徳山市に同じ</p> <p>平成12年度実績(平成13年3月末) 対象者 3歳未満 283人 3歳以上 385人 17,517,011円</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
徳山市乳幼児医療費助成要綱					

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	手当と医療
事業名	乳幼児医療			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード	
現況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
(乳幼児の父母の所得制限以外は徳山市に同じ)  対象者 鹿野町内に居住地を有する乳幼児又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により鹿野町が行う国民健康保険の被保険者とした乳幼児のうち、社会保険各法による被扶養者又は被保険者であって、次の各号の一に該当する者を除く。 (1) 生活保護法による保護を受けている者 (2) 児童福祉法による児童福祉施設に入所している者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者 (3) 国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者				所得制限内の乳幼児医療については県制度であり、相違なし。 新南陽市、鹿野町については、県制度の所得制限を超える者に対して医療費助成を行っている。	
平成12年度実績 対象者            3歳未満            63人 3歳以上            98人				対 応 策	
				乳幼児を抱える世帯の経済的負担を軽減し乳幼児の保健の向上を図るために、所得制限を撤廃し乳幼児にかかる医療費の自己負担額を助成し、子育てに対する支援を充実する。	
根 拠 法 令 等				調 整 案	
鹿野町乳幼児医療助成要綱				( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . (新南陽市、鹿野町)の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。	
				その他 ( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	母(父)子福祉の状況	小項目	各種事業																										
事業名	母子家庭等就学・就職支度金			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																										
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード																											
<b>現</b>			<b>況</b>																												
<b>徳山市</b>		<b>新南陽市</b>		<b>熊毛町</b>																											
<p>目的 母子・父子家庭等に対して就学・就職支度金を給付することにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長並びに児童福祉の増進を図る。</p> <p>給付対象者 市内に住所を有する配偶者のない女子または配偶者のない男子で現に児童を扶養している者及び父母のいない児童を養育する者であって、次の各号に掲げる要件をそなえた者でなければならない。</p> <p>(1) 母子福祉法第5条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養している者及び父母のいない児童を養育する者</p> <p>(2) 所得税が課されていない者</p> <p>(3) 現に小学校、中学校に入学する児童又は義務教育終了後就学・就職する児童を養育している者。ただし、生活保護者は高校進学のみ対象。</p> <p>給付額</p> <p>(1) 小学校入学支度金 児童1人につき 10,000円</p> <p>(2) 中学校入学支度金 児童1人につき 10,000円</p> <p>(3) 義務教育終了後就学・就職支度金 児童1人につき 10,000円</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">対象人員</th> <th rowspan="2">給付額</th> </tr> <tr> <th>世帯数</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校入学</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>500,000</td> </tr> <tr> <td>中学校入学</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>460,000</td> </tr> <tr> <td>義務教育就学支度金</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>860,000</td> </tr> <tr> <td>義務教育終了就職支度金</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>184</td> <td>184</td> <td>1,840,000</td> </tr> </tbody> </table>			対象人員		給付額	世帯数	児童数	小学校入学	50	50	500,000	中学校入学	46	46	460,000	義務教育就学支度金	86	86	860,000	義務教育終了就職支度金	2	2	20,000	合計	184	184	1,840,000	<p>目的 母子家庭等に対して就学・就職支度金を給付することにより、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。</p> <p>給付対象者 市内に住所を有する配偶者のない女子または配偶者のない男子で現に児童を扶養している者及び父母のいない児童を養育する者であって、次の各号に掲げる要件をそなえた者でなければならない。ただし、小学校入学支度金・中学校入学支度金及び就職支度金については、生活保護受給者を除くものとする。</p> <p>(1) 母子福祉法第5条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養している者及び父母のいない児童を養育している者</p> <p>(2) 所得税が課されていない者</p> <p>(3) 現に小学校に入学する児童、中学校に入学する児童又は義務教育終了後就学・就職する児童を養育している者</p> <p>給付額</p> <p>(1) 小学校入学支度金 児童1人につき 10,000円</p> <p>(2) 中学校入学支度金 児童1人につき 10,000円</p> <p>(3) 義務教育終了後就学就職支度金 児童1人につき 10,000円</p> <p>平成12年度実績 対象者 13人 決算額 130,000円</p>		<p>目的 母子家庭等に対して就学・就職支度金を給付することにより、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。</p> <p>給付対象者 町内に住所を有する配偶者のない女子または配偶者のない男子で現に児童を扶養している者及び父母のいない児童を養育する者であって、次の各号に掲げる要件をそなえた者でなければならない。ただし、小学校入学支度金、中学校入学支度金及び就職支度金については、生活保護受給者を除くものとする。</p> <p>(1) 母子福祉法第5条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養している者及び父母のいない児童を養育する者</p> <p>(2) 所得税が課されていない者</p> <p>(3) 現に小学校に入学する児童、中学校に入学する児童又は義務教育終了後就学・就職する児童を養育している者</p> <p>給付額</p> <p>(1) 小中学校入学支度金 児童1人につき 10,000円</p> <p>(2) 義務教育終了者就学・就職支度金 児童1人につき 10,000円</p> <p>平成12年度実績 21件 210,000円</p>	
	対象人員		給付額																												
	世帯数	児童数																													
小学校入学	50	50	500,000																												
中学校入学	46	46	460,000																												
義務教育就学支度金	86	86	860,000																												
義務教育終了就職支度金	2	2	20,000																												
合計	184	184	1,840,000																												
<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>																											
徳山市母子家庭等就学・就職支度金給付要綱		新南陽市母子家庭等就学・就職支度金給付要綱		熊毛町母子家庭等就学・就職支度金給付要綱																											

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	母(父)子福祉の状況	小項目	各種事業																										
事業名	母子家庭等就学・就職支度金			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																										
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード																											
現況				分 析																											
鹿 野 町				問 題 点																											
<p>目的 母子家庭等に対して就学就職支度金を給付することにより、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。</p> <p>給付対象者 町内に住所を有する配偶者のない女子または配偶者のない男子で現に児童を扶養している者及び父母のいない児童を養育する者であって、次の各号に掲げる要件をそなえた者でなければならない。ただし、小学校入学支度金、中学校入学支度金及び就職支度金については、生活保護受給世帯は除くものとする。</p> <p>(1) 母子及び寡婦福祉法第5条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養している者及び父母のいない児童を養育する者</p> <p>(2) 所得税が課されていない者</p> <p>(3) 現に小学校、中学校に入学する児童又は義務教育終了後、就学又は就職する児童を養育している者</p> <p>給付額</p> <p>(1) 小学校入学支度金 児童1人につき 10,000円</p> <p>(2) 中学校入学支度金 児童1人につき 10,000円</p> <p>(3) 義務教育終了者就学、就職支度金 児童1人につき 20,000円</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">対象人員</th> <th rowspan="2">給付額</th> </tr> <tr> <th>世帯数</th> <th>児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校入学</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>中学校入学</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>義務教育就学支度金</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>義務教育就職支度金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>					対象人員		給付額	世帯数	児童数	小学校入学	1	1	10,000	中学校入学				義務教育就学支度金	2	2	40,000	義務教育就職支度金				合計	3	3	50,000	<p>鹿野町は、義務教育終了時の就学就職支度金が、20,000円だが、他2市1町は10,000円である。</p>	
	対象人員		給付額																												
	世帯数	児童数																													
小学校入学	1	1	10,000																												
中学校入学																															
義務教育就学支度金	2	2	40,000																												
義務教育就職支度金																															
合計	3	3	50,000																												
				対 応 策																											
				調 整 案																											
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. (徳山市、新南陽市、熊毛町)の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>																											
根 拠 法 令 等																															
鹿野町母子家庭等就学就職支度金給付要綱				その他 ( )																											

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	母(父)子福祉の状況	小項目	手当と医療
事業名	遺児福祉手当		協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い	
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>(遺児福祉手当)</p> <p>目的 遺児の福祉の増進を図るため、遺児の保護者に対し、遺児福祉手当を支給する。</p> <p>対象者 徳山市に住所を有している義務教育終了(15歳に達した日の属する学年の末日までをいう。ただし、同日以降引き続き中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在籍する場合は、その在籍期間とする。)までの児童で、次の各号の一に該当する者を現に養育する、徳山市に3月以上住所を有している保護者 (1) 父母(養父母のときは養父母)の両方又は一方が死亡した者 (2) そのた前号に準ずる状態にあると市長が認めた者</p> <p>受給資格の喪失 保護者が前条の受給資格を取得したのち、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。 (1) 保護者でなくなったとき (2) 父又は母が婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をし、遺児を養育することとなったとき。</p> <p>支給制限 手当を支給する年度の前年の合計所得金額が、児童扶養手当法第9条及び同法施行令第2条の4に規定する額を超えない保護者に対して手当てを支給する。</p> <p>手当の額 遺児1人につき年額30,000円。ただし、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、遺児1人につき年額15,000円とする。 (1) 当該年度の9月30日までに受給資格を失ったとき。 (2) 当該年度の10月1日から3月31日までに受給資格を得たとき。</p> <p>支給月 手当は毎年3月に支給する。</p> <p>支給対象者(平成13年3月) 受給者 45人 対象児童 77人 平成12年度決算額 2,190,000円</p>		<p>なし</p>		<p>なし</p>	
<p>(交通遺児手当)</p> <p>交通事故によって保護者の一人若しくは全部を失った義務教育終了前の幼児又は児童、生徒が心身ともに健やかに成長することを願い、交通遺児を激励するために、交通遺児すこやか基金を設け運用する。</p> <p>受給資格 交通遺児の保護者で、住民基本台帳法又は外国人登録法の規定により、徳山市に記載又は登録されているもの</p> <p>激励金等 激励金等については次に定める額以内で、徳山市交通安全対策推進協議会会長が定める額又は物品とする。 (1) 激励金 小学校又は中学校等に就学している交通遺児 1人につき年額3万円以内 義務教育就学前の交通遺児 1人につき年額2万円以内 (2) 祝い金 小学校等又は中学校等に入学する交通遺児 1人につき3万円以内 中学校等を卒業する交通遺児 1人につき5万円以内</p> <p>受給資格の取得 毎年1月中旬に、交通遺児激励金等申請書兼請求書(別記第1号様式)に次の書類を添えて申請する。 (1) 交通事故により死亡した交通遺児の保護者に関する自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書又はその写し (2) 交通事故により死亡した交通遺児の保護者に関する死亡診断書またはその写し (3) 交通遺児と死亡した保護者および激励金等の支給を受けようとする保護者との関係を証明する戸籍謄本 (4) その他徳山市交通安全対策推進協議会会長が必要と認めた書類</p>		<p>(交通遺児等扶養手当)</p> <p>目的 遺児家庭の負担の軽減と家庭生活の安定に資し、もって遺児の健全育成の強化と福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 交通災害等により父母等を亡くした遺児を保護している者</p> <p>受給資格の喪失 (1) 市内に居住しなくなったとき (2) 父又は母が婚姻(事実婚を含む)をし、それらの者に養育されることとなったとき</p> <p>手当の額 (1) 就学期間中の遺児 1人につき 月額 2,000円 (2) 前号以外の遺児 1人につき 月額 1,000円</p> <p>支給月 毎年3月及び9月に支給する。</p>		<p>なし</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
<p>徳山市遺児福祉手当支給条例 徳山市遺児福祉手当支給条例施行規則 徳山市交通遺児すこやか基金運営要綱</p>		<p>新南陽市交通遺児等扶養手当支給条例 新南陽市交通遺児等扶養手当支給条例施行規則</p>			

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	母(父)子福祉の状況	小項目	手当と医療
事業名	遺児福祉手当			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード	
現況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>(児童福祉手当)</p> <p>目的 児童を養育している者に児童福祉手当を支給することにより、家庭における安定と福祉の向上を目指す。</p> <p>支給対象者 18歳未満で次の各号の一に該当する児童を現に養育している、日本国籍を有し、鹿野町に住所を有する者。 (1) 父母(養父母を含む)の両方若しくは一方が死亡、重度の障害、離婚、生死不明(6ヶ月以上)並びに拘禁された者 (2) 身体障害者福祉法施行規則第7条第3項の規定に基づく6級以上の身体障害を有する者 (3) 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法第15条に規定する児童相談所及び医師により知的障害者であると判定された者</p> <p>支給額 児童1人につき年額9,000円で、毎年5月に支給する。</p> <p>平成12年度実績 55件 495,000円</p>				<p>交通遺児手当と遺児手当が両方ともある市町と両方ともない町がある。金額が相違する。</p>	
<p>(交通遺児手当)</p> <p>目的 交通災害等により父母等を亡くした遺児を激励し、就学等の安定を図るため、遺児を養育している者に対し交通遺児等援護手当を支給することにより、交通遺児等の福祉の増進を図る。</p> <p>定義 (1) 「交通災害等」とは、陸上、海上および航空の交通に起因する災害ならびに台風、地震、水害、地すべり等の天災に起因する災害をいう。 (2) 「父母等」とは、父母の両方もしくは一方または主として児童を監護し、かつ、生計を維持している者をいう。 (3) 「遺児」とは、父母等が交通災害等により死亡または、障害の状態(児童扶養手当法第4条第1項第3号に規定する障害の状態をいう)となった18歳未満の児童をいう。 (4) 「保護者」とは、親権を行う者、後見人またはその他の者で遺児を現に養育している者をいう。</p> <p>支給要件 (1) 手当は、町内に居住している保護者に支給する。 (2) 手当は、遺児の父または母が婚姻(事実婚を含む)をし、それらの者に養育されることとなったときは支給しない。</p> <p>支給額 (1) 月額 2,000円 (2) 毎年9月及び3月に支給する。</p>				対 応 策	
				<p>遺児福祉手当と交通遺児手当とを併せて新制度として整理する。</p>	
根 拠 法 令 等				調 整 案	
<p>児童福祉手当支給要綱 鹿野町交通遺児等援護手当支給要綱</p>				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	母(父)子福祉の状況	小項目	手当と医療				
事業名	母子・父子医療		協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い					
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード					
現			況						
徳山市		新南陽市		熊毛町					
<p>目的 母子(父子)家庭等の母子(父子)の医療費の一部を助成することにより、当該母子(父子)の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 徳山市内に居住地を有する者又は国民健康保険法第116条若しくは116条の2の規定により徳山市が行う国民健康保険の被保険者とした者であって、社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者のうち別表に掲げる者とする。(市町村民税所得割課税世帯の女子(男子)及び児童を除く。)ただし、次の各号の一に該当する者を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による保護を受けている者</li> <li>老人保健法による医療を受けることができる者</li> <li>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給を受けることができる者</li> <li>児童福祉法第7条の規定による児童福祉施設に収容されている児童又は同法第27条第1項第3号の規定による里親に養育されている児童であって、国若しくは地方公共団体の負担による医療費支給を受けることができる者</li> <li>重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成を受けることができる者</li> <li>国民健康保険法第116条若しくは116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者</li> </ol> <p>別表(第2条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに該当する者を養育している者及びその者が養育する対象児童並びに父母のない対象児童(市町村民税所得割課税世帯の女子(男子)及び児童を除く) <ol style="list-style-type: none"> <li>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</li> <li>学校教育法に規定する高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、高等専門学校(第3学年までの学年に限る)又は専修学校(高等課程に限る)に在学する者(20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る)</li> </ol> </li> <li>1に規定する対象児童を養育している者とは、次のいずれかに該当する者をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>配偶者(事実婚を含む。以下同じ)と死別した女子(男子)であって現に婚姻(事実婚を含む。以下同じ)をしていないもの。</li> <li>離婚した女子(男子)であって、現に婚姻をしていないもの</li> <li>配偶者の生死が明らかでない女子(男子)</li> <li>配偶者から遺棄されている女子(男子)</li> <li>配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子(男子)</li> <li>配偶者が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子(男子)</li> <li>配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子(男子)</li> <li>婚姻によらないで母子となった女子であって、現に婚姻をしていないもの</li> </ol> </li> </ol> <p>助成の範囲 次の各号に掲げる額。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該給付に関する額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額。(保険診療の自己負担額)</li> <li>入院時食事療養費自己負担額(標準負担額)のうち、標準負担額の減額対象者が入院日数90日を超える場合に負担することとなる額に相当する額。</li> </ol> <p>対象者数(H13.3.1)</p> <table> <tr> <td>母子</td> <td>1,079人</td> </tr> <tr> <td>父子</td> <td>9人</td> </tr> </table> <p>平成12年度実績 決算額 48,828,447円</p>		母子	1,079人	父子	9人	<p>(父子家庭の医療費助成はなし。母子医療については所得制限なし。その他は徳山市に同じ)</p> <p>対象者 新南陽市内に居住地を有する者又は国民健康保険法第116条若しくは116条の2の規定により新南陽市が行う国民健康保険の被保険者とした者であって、社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者のうち別表に掲げる者とする。ただし、次の各号の一に該当する者を除く。</p> <p>対象者(H13.4.1) 577人</p> <p>平成12年度実績 決算額 16,871,750円</p>		<p>(父子家庭の医療費助成はなし。母子医療については徳山市に同じ)</p> <p>平成12年度実績 1,758件 4,817,805円</p> <p>対象者(H13.4.1) 129人</p>	
母子	1,079人								
父子	9人								
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等					
徳山市母子家庭医療費助成要綱 徳山市父子家庭医療費助成要綱		新南陽市母子家庭医療費助成要綱							

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	母(父)子福祉の状況	小項目	手当と医療
事業名	母子・父子医療			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード	
現況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
(父子家庭の医療費助成はなし。母子医療については所得制限なし。他は、徳山市に同じ)  対象者 鹿野町内に居住地を有する者又は国民健康保険法第116条若しくは116条の2の規定により鹿野町が行う国民健康保険の被保険者とした者であつて、社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者のうち別表に掲げる者とする。ただし、次の各号の一に該当する者を除く。				父子に対する医療費の助成は、徳山市のみの制度。 母子医療について、新南陽市、鹿野町については、所得制限を超える者に対して医療費助成を行っている。	
平成12年度実績 707件 2,334,315円 対象者数(H14.4.1) 母子 所得制限以内の者 43人 所得制限を超える者 11人				対 応 策	
				父子に対する医療費助成は、全市域で行っていく。 母子医療、父子医療とも県制度に合わせ所得制限を設けることとし、徳山市の例により調整する。	
				調 整 案	
				( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . (徳山市) の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。	
根 拠 法 令 等					
鹿野町母子家庭医療費助成要綱				その他 ( )	



事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	母(父)子福祉の状況	小項目	手当と医療								
事業名	寡婦医療	分科会名	児童母子	協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い								
専門部会名	福祉部会			コード									
現況			分析										
徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町		鹿野町		問題点									
制度なし		<p>目的 鹿野町内に住所を有する寡婦に対して、医療費の一部を助成することによりその経済的自立と生活意欲の助長により寡婦福祉の増進を図る。</p> <p>対象者 次の各号の一に該当する50歳以上の者をいう。ただし、鹿野町母子家庭医療費助成要綱第2条第2項の各号の一に該当する者及び当該世帯の月額平均収入額が、鹿野町重度心身障害者医療費助成要綱別表第2に定める基準額を下回るものを除く。 (1) 離婚または配偶者が死亡した女子であって現に婚姻をしていないもの (2) 配偶者の生死が明らかでない女子 (3) 配偶者から遺棄されている女子 (4) 婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)によらないで母になった女子であって、現に婚姻をしていないもの</p> <p>鹿野町重度心身障害者医療費助成要綱 別表第2(第9条関係) 入院医療費助成の制限の対象となる者の収入の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準額</th> <th>基準額の内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準額の内訳の1から3までに定める事項につきそれぞれ算定した額を合算した額</td> <td>1 生活保護法による保護の基準で定める入院患者日用品費の月額基準額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 生活保護法による保護の基準で定める障害程度に応じた障害者加算の月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において最高となる月額の自己負担額</td> </tr> </tbody> </table> <p>助成の範囲 社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において被保険者、組合員又は被扶養者が負担すべき額から老人保健法第28条の規定による一部負担金に相当する額を控除した額を助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、この限りでない。</p> <p>平成12年度実績 延べ 113件 2,342,640円</p>		基準額	基準額の内訳	基準額の内訳の1から3までに定める事項につきそれぞれ算定した額を合算した額	1 生活保護法による保護の基準で定める入院患者日用品費の月額基準額		2 生活保護法による保護の基準で定める障害程度に応じた障害者加算の月額		3 社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において最高となる月額の自己負担額	鹿野町の単独事業である。	
基準額	基準額の内訳												
基準額の内訳の1から3までに定める事項につきそれぞれ算定した額を合算した額	1 生活保護法による保護の基準で定める入院患者日用品費の月額基準額												
	2 生活保護法による保護の基準で定める障害程度に応じた障害者加算の月額												
	3 社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において最高となる月額の自己負担額												
根拠法令等		根拠法令等		対策									
		鹿野町寡婦医療費助成要綱		<p>所得制限を設ける等対象者を絞り、新市の制度として全地域に適用することも考えられるが、県メニューにない制度であり、財政状況を勘案しながら、新市において調整する。</p>									
				調整案									
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>									
				その他 ( )									

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	その他の社会福祉事業	小項目																								
事業名	災害援護（小災害）			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																							
専門部会名	福祉部会	分科会名	社会福祉	コード																								
<b>現況</b>				<b>分析</b>																								
小災害り災者に対する援護 目的 災害により災した住民に対し、災害更生援護費及び見舞金（以下「援護費等」という）を給付し、もってその自立更生の援助を図る。 給付の対象				<b>問題点</b>																								
<table border="1"> <tr> <td>徳山市</td> <td>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然災害又は故意若しくは重大な過失によらない火災及び爆発事故による被害を受けた、罹災時に徳山市の区域内に住所を有している者に支給する。</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>市内において発生した災害による住家の全半焼、全半壊又は流失及びこれに類する被害を受けたり災者に対し給付する。</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td></td> </tr> </table>				徳山市	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然災害又は故意若しくは重大な過失によらない火災及び爆発事故による被害を受けた、罹災時に徳山市の区域内に住所を有している者に支給する。	新南陽市	市内において発生した災害による住家の全半焼、全半壊又は流失及びこれに類する被害を受けたり災者に対し給付する。	熊毛町		鹿野町																		
徳山市	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然災害又は故意若しくは重大な過失によらない火災及び爆発事故による被害を受けた、罹災時に徳山市の区域内に住所を有している者に支給する。																											
新南陽市	市内において発生した災害による住家の全半焼、全半壊又は流失及びこれに類する被害を受けたり災者に対し給付する。																											
熊毛町																												
鹿野町																												
援護費等																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町名</th> <th colspan="3">項目名</th> </tr> <tr> <th>災害死亡者</th> <th>住家の全壊、全焼又は滅失</th> <th>住家の半壊又は半焼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>1人につき 100,000円</td> <td>1世帯につき 50,000円</td> <td>1世帯につき 30,000円</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td></td> <td>1世帯につき 20,000円</td> <td>1世帯につき 20,000円 (床上浸水についても適用)</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td></td> <td>1世帯につき 30,000円</td> <td>1世帯につき 30,000円</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td></td> <td>1世帯につき 20,000円</td> <td>1世帯につき 20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">熊毛町、鹿野町については町長交際費より支出している。</p>				市町名	項目名			災害死亡者	住家の全壊、全焼又は滅失	住家の半壊又は半焼	徳山市	1人につき 100,000円	1世帯につき 50,000円	1世帯につき 30,000円	新南陽市		1世帯につき 20,000円	1世帯につき 20,000円 (床上浸水についても適用)	熊毛町		1世帯につき 30,000円	1世帯につき 30,000円	鹿野町		1世帯につき 20,000円	1世帯につき 20,000円	<b>対応策</b>	
市町名	項目名																											
	災害死亡者	住家の全壊、全焼又は滅失	住家の半壊又は半焼																									
徳山市	1人につき 100,000円	1世帯につき 50,000円	1世帯につき 30,000円																									
新南陽市		1世帯につき 20,000円	1世帯につき 20,000円 (床上浸水についても適用)																									
熊毛町		1世帯につき 30,000円	1世帯につき 30,000円																									
鹿野町		1世帯につき 20,000円	1世帯につき 20,000円																									
根拠法令等				要綱を整備し、支給する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>規則、要綱等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>徳山市災害見舞金支給要綱</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外に、社会福祉協議会、共同募金会、日本赤十字社から見舞金の支給がある。</p>						市町名	規則、要綱等の名称	徳山市	徳山市災害見舞金支給要綱	新南陽市		熊毛町		鹿野町														
市町名	規則、要綱等の名称																											
徳山市	徳山市災害見舞金支給要綱																											
新南陽市																												
熊毛町																												
鹿野町																												
				<b>調整案</b>																								
				( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . (徳山市)の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。  その他 ( )																								

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	母子保健																																																																																				
事業名	妊婦健康診査		協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																																																																					
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健	コード																																																																																					
<b>現</b>			<b>況</b>																																																																																						
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																																																					
<p>妊婦健康診査</p> <p>妊婦の健康状態について、母体はもちろんのこと、出産や生まれてくる児の健康に大きな影響を与えることから、定期的に健診を実施している。</p> <p>妊娠前期・後期・全期の3回及び超音波検査1回。(ただし、35歳以上の妊婦については1回追加)を公費にて実施。</p> <p>なお、全期分については、被保護世帯、所得税非課税世帯、市民税非課税世帯のいずれかに該当する妊婦については、それぞれ1枚を追加している。</p> <p>県外等の医療機関で受診した場合は、市の委託契約単価を上限として、補助金を交付している。</p> <p>費用徴収 無料</p> <p>委託単価</p> <table border="0"> <tr><td>前期</td><td>6,740円</td></tr> <tr><td>後期</td><td>6,300円</td></tr> <tr><td>全期</td><td>6,300円</td></tr> <tr><td>超音波(全妊婦)</td><td>1,650円</td></tr> <tr><td>35歳以上の妊婦</td><td>5,500円</td></tr> </table> <p>平成12年度実績</p> <table border="0"> <tr><td>前期対象者数</td><td>970人</td><td>受診者数</td><td>948人</td></tr> <tr><td>後期対象者数</td><td>970人</td><td>受診者数</td><td>883人</td></tr> <tr><td>全期対象者数</td><td>970人</td><td>受診者数</td><td>878人</td></tr> <tr><td>超音波 全妊婦 対象者数</td><td>970人</td><td>受診者数</td><td>945人</td></tr> <tr><td>超音波 35歳以上 対象者数</td><td>91人</td><td>受診者数</td><td>89人</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: right;">決算額 19,330,305円</td></tr> </table>		前期	6,740円	後期	6,300円	全期	6,300円	超音波(全妊婦)	1,650円	35歳以上の妊婦	5,500円	前期対象者数	970人	受診者数	948人	後期対象者数	970人	受診者数	883人	全期対象者数	970人	受診者数	878人	超音波 全妊婦 対象者数	970人	受診者数	945人	超音波 35歳以上 対象者数	91人	受診者数	89人	決算額 19,330,305円				<p>妊婦健康診査</p> <p>妊娠前期・後期・全期の3回及び超音波検査1回。(ただし、35歳以上の妊婦については1回追加)を公費にて実施。</p> <p>全期については、県外等の委託医療機関外で受診したときは、委託契約額を限度に補助金を交付している</p> <p>費用徴収 無料</p> <p>委託単価</p> <table border="0"> <tr><td>前期</td><td>6,740円</td></tr> <tr><td>後期</td><td>6,300円</td></tr> <tr><td>全期</td><td>6,300円</td></tr> <tr><td>超音波(全妊婦)</td><td>1,650円</td></tr> <tr><td>35歳以上の妊婦</td><td>5,500円</td></tr> </table> <p>平成12年度実績</p> <p>妊婦健康診査受診状況</p> <table border="0"> <tr><td>前期受診者数</td><td>310人</td></tr> <tr><td>後期受診者数</td><td>303人</td></tr> <tr><td>全期受診者数</td><td>294人</td></tr> <tr><td>超音波 全妊婦 受診者数</td><td>317人</td></tr> <tr><td>35歳以上 受診者数</td><td>14人</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: right;">決算額 6,396,590円</td></tr> </table>		前期	6,740円	後期	6,300円	全期	6,300円	超音波(全妊婦)	1,650円	35歳以上の妊婦	5,500円	前期受診者数	310人	後期受診者数	303人	全期受診者数	294人	超音波 全妊婦 受診者数	317人	35歳以上 受診者数	14人	決算額 6,396,590円		<p>妊婦健康診査</p> <p>健診回数</p> <p>妊婦前期・後期及び超音波検査各1回(ただし、35歳以上の妊婦については1回追加)を公費で実施。</p> <p>費用徴収 無料</p> <p>医療機関委託単価</p> <table border="0"> <tr><td>前期</td><td>6,740円</td></tr> <tr><td>後期</td><td>6,300円</td></tr> <tr><td>超音波(全妊婦)</td><td>1,650円</td></tr> <tr><td>35歳以上の妊婦</td><td>5,500円</td></tr> </table> <p>平成12年度実績</p> <p>妊婦一般健康診査受信状況</p> <table border="0"> <tr><td>前期対象者数</td><td>100人</td><td>受診者数</td><td>91人</td></tr> <tr><td>後期対象者数</td><td>100人</td><td>受診者数</td><td>86人</td></tr> <tr><td>超音波 全妊婦 対象者数</td><td>100人</td><td>受診者数</td><td>89人</td></tr> <tr><td>35歳以上 対象者数</td><td>9人</td><td>受診者数</td><td>6人</td></tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: right;">決算額 2,446,200円</td></tr> </table>		前期	6,740円	後期	6,300円	超音波(全妊婦)	1,650円	35歳以上の妊婦	5,500円	前期対象者数	100人	受診者数	91人	後期対象者数	100人	受診者数	86人	超音波 全妊婦 対象者数	100人	受診者数	89人	35歳以上 対象者数	9人	受診者数	6人	決算額 2,446,200円			
前期	6,740円																																																																																								
後期	6,300円																																																																																								
全期	6,300円																																																																																								
超音波(全妊婦)	1,650円																																																																																								
35歳以上の妊婦	5,500円																																																																																								
前期対象者数	970人	受診者数	948人																																																																																						
後期対象者数	970人	受診者数	883人																																																																																						
全期対象者数	970人	受診者数	878人																																																																																						
超音波 全妊婦 対象者数	970人	受診者数	945人																																																																																						
超音波 35歳以上 対象者数	91人	受診者数	89人																																																																																						
決算額 19,330,305円																																																																																									
前期	6,740円																																																																																								
後期	6,300円																																																																																								
全期	6,300円																																																																																								
超音波(全妊婦)	1,650円																																																																																								
35歳以上の妊婦	5,500円																																																																																								
前期受診者数	310人																																																																																								
後期受診者数	303人																																																																																								
全期受診者数	294人																																																																																								
超音波 全妊婦 受診者数	317人																																																																																								
35歳以上 受診者数	14人																																																																																								
決算額 6,396,590円																																																																																									
前期	6,740円																																																																																								
後期	6,300円																																																																																								
超音波(全妊婦)	1,650円																																																																																								
35歳以上の妊婦	5,500円																																																																																								
前期対象者数	100人	受診者数	91人																																																																																						
後期対象者数	100人	受診者数	86人																																																																																						
超音波 全妊婦 対象者数	100人	受診者数	89人																																																																																						
35歳以上 対象者数	9人	受診者数	6人																																																																																						
決算額 2,446,200円																																																																																									
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																																																																					
徳山市妊婦・乳幼児健康診査事業実施要綱																																																																																									

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	母子保健																																
事業名	妊婦健康診査	分科会名	保健	協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																
専門部会名	福祉部会			コード																																	
現況				分析																																	
鹿野町				問題点																																	
妊婦健康診査 健診回数 妊娠前期2回・後期2回。(ただし、35歳以上の妊婦については1回追加)及び超音波検査1回を公費にて実施。 費用徴収 無料 委託単価 前期1回目 6,740円 前期2回目 6,300円 後期1回目 6,300円 後期2回目 9,300円 (超音波3,000円を含む) 超音波(全妊婦) 1,650円 35歳以上の妊婦 5,500円  平成12年度実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>&lt;対象者数&gt;</th> <th>&lt;受診者数&gt;</th> <th>&lt;受診率&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期回目</td> <td>18人</td> <td>16人</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>〃2回目</td> <td>14人</td> <td>12人</td> <td>85.7%</td> </tr> <tr> <td>後期回目</td> <td>12人</td> <td>10人</td> <td>83.3%</td> </tr> <tr> <td>〃2回目</td> <td>11人</td> <td>10人</td> <td>90.9%</td> </tr> <tr> <td>超音波(全妊婦)</td> <td>21人</td> <td>21人</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>〃(35歳以上)</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>決算額</td> <td>371,210円</td> </tr> </tbody> </table>					<対象者数>	<受診者数>	<受診率>	前期回目	18人	16人	88.9%	〃2回目	14人	12人	85.7%	後期回目	12人	10人	83.3%	〃2回目	11人	10人	90.9%	超音波(全妊婦)	21人	21人	100.0%	〃(35歳以上)	0人	0人				決算額	371,210円	2市2町とも共通の制度がある。  定期検査の回数に違いがある。 熊毛町が2回、徳山市、新南陽市が3回、鹿野町が4回となっている。  市民税非課税世帯に対する妊婦健診の追加実施 徳山市が1回追加して実施、他市町はなし。	
	<対象者数>	<受診者数>	<受診率>																																		
前期回目	18人	16人	88.9%																																		
〃2回目	14人	12人	85.7%																																		
後期回目	12人	10人	83.3%																																		
〃2回目	11人	10人	90.9%																																		
超音波(全妊婦)	21人	21人	100.0%																																		
〃(35歳以上)	0人	0人																																			
		決算額	371,210円																																		
				対応策																																	
				妊婦健康診査は、前期、中期、後期の3回とする。 超音波検査については35歳以上1回とし、35歳未満は廃止する。 市民税非課税世帯に対する妊婦健診については、2回追加実施する。																																	
				調整案																																	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他 ( )																																	
根拠法令等																																					
鹿野町妊婦・乳幼児健康診査実施要項																																					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	母子保健
事業名	乳児健康診査			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>乳児健康診査                      疾病を早期に発見し、適切な援助等を行い、乳児の健康の保持増進を図るため、医療機関で実施している。                      費用徴収 無料                      委託単価(個別健診) 1人当たり 5,480円</p> <p>平成12年度実績                      乳児一般健康診査(1か月)                      対象者数 963人 受信者数 832人 決算額 4,379,276円                      乳児一般健康診査(3か月)                      対象者数 953人 受信者数 927人 決算額 4,944,765円                      乳児一般健康診査(7か月)                      対象者数 992人 受信者数 938人 決算額 5,018,300円</p>		<p>乳児健康診査                      1か月・3か月・7か月児前期の3回、を公費にて実施。                      1か月児については、県外等の委託医療機関外で受診したときは、委託契額を限度に補助金を交付している                      費用徴収 無料                      委託単価(個別健診) 1人当たり 5,480円</p> <p>平成12年度実績                      乳幼児健康診査受診状況                      1か月児 受診者数 320人                      3か月児 受診者数 328人                      7か月児 受診者数 338人                      決算額 4,515,670円</p>		<p>乳児健康診査                      乳児1ヶ月・3ヶ月・7ヶ月児検診を各1回医療機関に委託実施                      費用徴収 無料                      委託単価(個別健診) 1人当たり 5,480円</p> <p>平成12年度実績                      1ヶ月児健診                      対象者数 100人 受診者数 90人                      3ヶ月児健診                      対象者数 100人 受診者数 95人                      7ヶ月児健診                      対象者数 100人 受診者数 90人                      決算額 1,419,277円</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
徳山市妊婦・乳幼児健康診査事業実施要綱					

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	母子保健
事業名	乳児健康診査			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会	コード	
現況				分析点	
鹿野町				問題点	
乳児健康診査 1ヶ月、3ヶ月、7ヶ月児の健診を医療機関へ委託し公費で実施 費用徴収 無料 委託単価(個別健診) 1人当たり 5,480円  1ヶ月児健診 対象者数 15人 受診者数 15人 受診率 100.0% 3ヶ月児健診 対象者数 17人 受診者数 17人 受診率 100.0% 7ヶ月児健診 対象者数 22人 受診者数 22人 受診率 100.0% 平成12年度決算額(委託料) 288,900円				2市2町とも共通の制度である。	
				対応策	
				現行のまま新市に引き継ぐ。	
				調整案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。	
根拠法令等					
鹿野町妊婦・乳幼児健康診査実施要項				その他 ( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	母子保健
事業名	幼児健康診査			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会	コード	
<b>現</b>			<b>況</b>		
<b>徳山市</b>		<b>新南陽市</b>		<b>熊毛町</b>	
費用徴収 無料 委託単価 個別健診 5,480円/人 集団健診 出務報酬 29,340円/1時間	費用徴収 無料 委託単価 個別健診 5,480円/人 集団健診 出務報酬 29,340円/1時間	費用徴収 無料 委託単価 個別健診 5,350円/人 集団健診 出務報酬 29,220円/1時間	平成12年度実績 1歳6か月児健康診査 一般健診(個別健診) 対象者数 365人 受診者数 342人 歯科健診(集団健診) 対象者数 365人 受診者数 347人 3歳児健康診査 一般健診(集団健診) 対象者数 339人 受診者数 327人 歯科健診(集団健診) 対象者数 339人 受診者数 327人 1歳6か月児フォロー 受診者数 11人 決算額 3,500,936円	平成12年度実績 1歳6ヶ月児健康診査 1歳6ヶ月～8ヶ月児を対象に集団にて実施 1歳6ヶ月児健診(一般) 対象者数 122人 受診者数 107人 1歳6ヶ月児健診(歯科) 受診者数 107人 歯科相談(歯科衛生士) う歯のある児、清掃不十分の児、希望者 2歳児健康診査 2歳児を対象に集団にて実施(熊毛町単独事業) 2歳児健診(一般) 対象者 121件 受診者 111件 2歳児健診(歯科) 111人 歯科相談(歯科衛生士) 全員 3歳児健康診査 3歳児を対象に集団にて実施 3歳児健康診査(一般) 対象者数 108人 受診者数 102人 3歳児健診(歯科) 受診者数 102人 歯科相談(歯科衛生士) う歯のある児、清掃不十分の児、希望者 平成12年度決算額 861,297円	
<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>	
徳山市妊婦・乳幼児健康診査事業実施要綱					





事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	健康づくり																																											
事業名	成人健康診査	分科会名	保健分科会	協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																											
専門部会名	福祉部会	コード																																														
<b>現況</b>																																																
<b>徳山市</b>		<b>新南陽市</b>		<b>熊毛町</b>																																												
<p>健康診査</p> <p>がん、脳卒中、心臓病など生活習慣病の予防対策の一環として、これらの疾患の早期発見を図るために、これらの疾患の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングするとともに、単に医療を要する者の発見だけでなく、診査の結果、必要な者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行うことによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的として実施している。</p> <p>基本健康診査（個別・集団） 40歳以上が対象</p> <p>費用徴収 個別 1,500円 集団 650円</p> <p>委託単価 個別 10,073円 集団 4,306円 出務報酬 29,340円/1時間</p> <p>平成12年度実績 対象 21,300人 実施者 8,830人 決算額 81,586,108円</p> <p>胃がん検診（個別・集団） 40歳以上が対象</p> <p>費用徴収 個別 2,900円 集団 900円</p> <p>委託単価 個別 11,920円 集団 4,158円</p> <p>平成12年度実績 対象 21,300人 実施者 3,557人 決算額 35,118,684円</p> <p>子宮がん検診（個別・集団） 30歳以上が対象</p> <p>費用徴収 頸部(個別) 1,700円 頸部(集団) 600円 頸部(個別) 6,884円 頸部、体部(個別) 9,824円 頸部(集団) 3,475円</p> <p>平成12年度実績 対象 18,186人 実施者 3,358人 決算額 19,684,610円</p> <p>乳がん検診（個別・集団） 30歳以上が対象</p> <p>費用徴収 個別 700円 集団 300円</p> <p>委託単価 個別 2,967円 出務報酬 29,340円/1時間</p> <p>平成12年度実績 対象 18,186人 実施者 2,980人 決算額 6,753,690円</p> <p>肺がん検診（個別・集団） 40歳以上が対象</p> <p>費用徴収 読影(個別) 800円 読影(集団) 200円 読影(個別) 7,247円 読影(集団) 514円 読影管理料 60円 読影(集団) 2,835円</p> <p>平成12年度実績 対象 21,300人 実施者 8,132人 決算額 20,758,599円</p> <p>大腸がん検診（個別） 40歳以上が対象</p> <p>費用徴収 個別 600円 委託単価 個別 2,000円</p> <p>平成12年度実績 対象 21,300人 実施者 3,448人 決算額 6,896,000円</p> <p>前立腺がん検診（個別） 50歳以上の男性</p> <p>費用徴収 個別 1,500円 委託単価 個別 1,500円</p>		<p>成人健康診査</p> <p>40歳以上を対象に、総合受診券を送付し実施。</p> <p>費用徴収は徳山市に同じ</p> <p>老人医療受給者証を有する者、生活保護世帯・市民税非課税世帯・所得税非課税世帯の対象者に費用徴収額免除</p> <p>健診結果については、全員に通知している。</p> <p>基本健診（個別・集団） 40歳以上が対象</p> <p>委託単価 個別 10,073円 集団 4,306円 出務報酬 29,340円/1時間</p> <p>胃がん（個別・集団） 40歳以上が対象</p> <p>委託単価 個別 11,920円 集団 4,158円</p> <p>子宮がん（個別・集団） 30歳以上が対象</p> <p>委託単価 頸部(個別) 6,884円 頸部(体部(集団) 9,824円 頸部(集団) 3,475円</p> <p>乳がん（個別・集団） 30歳以上が対象</p> <p>委託単価 個別 2,967円 出務報酬 29,340円/1時間</p> <p>肺がん（個別・集団） 40歳以上が対象</p> <p>委託単価 読影(個別) 3,698円 読影(読影、喀痰(個別) 7,247円 読影管理料 60円 読影(集団) 514円 読影(集団) 2,835円</p> <p>大腸がん（集団）</p> <p>委託単価 個別 2,000円 集団 1,575円</p> <p>平成12年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">対象者数</th> <th colspan="3">受診者数</th> </tr> <tr> <th>個別</th> <th>集団</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本健診</td> <td>7,469</td> <td>2,574</td> <td>720</td> <td>3,294</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>7,469</td> <td>485</td> <td>780</td> <td>1,265</td> </tr> <tr> <td>子宮がん</td> <td>8,159</td> <td>489</td> <td>546</td> <td>1,035</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>8,559</td> <td>605</td> <td>424</td> <td>1,029</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>7,469</td> <td>1,597</td> <td>1,165</td> <td>2,762</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>7,235</td> <td>914</td> <td>637</td> <td>1,551</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3" style="text-align: right;">決算額 57,101,839円</td> </tr> </tbody> </table>		項目	対象者数	受診者数			個別	集団	計	基本健診	7,469	2,574	720	3,294	胃がん	7,469	485	780	1,265	子宮がん	8,159	489	546	1,035	乳がん	8,559	605	424	1,029	肺がん	7,469	1,597	1,165	2,762	大腸がん	7,235	914	637	1,551			決算額 57,101,839円			<p>費用徴収は徳山市と同じ。</p> <p>平成12年度実績</p> <p>基本健康診査(集団・個別) 40歳以上が対象</p> <p>委託単価 個別 10,073円 集団 2,300円~5,278円 出務料 1件 900円</p> <p>受診者数 集団 566名 個別 1,655名</p> <p>胃がん検診(集団・個別) 40歳以上が対象</p> <p>委託単価 個別 11,920円 集団 4,158円</p> <p>受診者数 集団 348名 個別 302名</p> <p>子宮がん検診(集団・個別) 30歳以上が対象</p> <p>委託単価 頸部(個別) 6,884円 頸部(体部(個別) 9,824円 頸部(集団) 3,475円</p> <p>受診者数 集団 281名 個別(頸) 36名(体) 3名</p> <p>乳がん検診(集団・個別) 30歳以上が対象</p> <p>委託単価 個別 2,967円 集団(1件当り単価) 2,967円</p> <p>受診者数 集団 230名 個別 54名</p> <p>肺がん検診(集団) 40歳以上が対象</p> <p>委託単価 読影(集団) 510円 読影(集団) 2,740円</p> <p>受診者数 集団 1,082名</p> <p>大腸がん検診(集団) 40歳以上が対象</p> <p>委託単価 個別 2,000円 集団 1,365円</p> <p>受診者数 個別 497名 集団 528名</p> <p>健診結果の通知は、異常所見があった者のみ通知している。</p> <p>平成12年度決算額 28,810,088円</p>	
項目	対象者数	受診者数																																														
		個別	集団	計																																												
基本健診	7,469	2,574	720	3,294																																												
胃がん	7,469	485	780	1,265																																												
子宮がん	8,159	489	546	1,035																																												
乳がん	8,559	605	424	1,029																																												
肺がん	7,469	1,597	1,165	2,762																																												
大腸がん	7,235	914	637	1,551																																												
		決算額 57,101,839円																																														
<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>																																												
徳山市老人保健法等健康診査実施要領																																																

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	健康づくり
事業名	成人健康診査			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会		分科会名	保健分科会	
現況			分析		
鹿野町			問題点		
費用徴収は徳山市と同じ。 基本健康診査 40歳以上が対象 単価 個別 10,073円 集団 5,750円 出務報酬 29,340円/1時間 集団 724人 17日間 個別 208人 通年 平成12年度決算見込額 7,967,267円 胃がん検診 単価 個別 11,920円 集団 4,158円 集団 370人 4日間 個別 20人 通年 平成12年度決算見込額(委託料) 1,776,860円 子宮がん検診 30歳以上が対象 単価 頸部(個別) 6,884円 頸部 体部(個別) 9,824円 頸部(集団) 3,475円 集団 189人 3日間 個別 (頸部) 34人 通年 (体部) 9人 " 平成12年度決算見込額(委託料) 979,341円 乳がん検診 30歳以上が対象 単価 個別 2,967円 出務報酬 29,340円/1時間 集団 208人 3日間 個別 27人 通年 平成12年度決算見込額(委託料) 344,169円 肺がん検診 40歳以上が対象 単価 読影(個別) 3,698円 読影 喀痰(個別) 7,247円 読影管理料 60円 読影(集団は国保診療所) 1,785円 喀痰(集団は国保診療所) 2,100円 集団 レントゲン検査 651人 喀痰検査 48人 個別 レントゲン検査 52人 通年 平成12年度決算見込額(委託料) 1,455,131円 大腸がん検診 40歳以上が対象 単価 個別 2,000円 集団 受診者 492人 個別 受診者 41人 通年 平成12年度決算額(委託料) 856,900円			健診案内及び結果の通知の方法、健診項目、健診委託料の調整		
			<b>対 応 策</b>		
			費用徴収額については、2市2町の相違はない。委託料については新市移行後に、医師会と協議が必要となる。 健康診査については、新南陽市、鹿野町の例により調整する。 (個別と集団の2本立てで実施する。)		
			<b>調 整 案</b>		
			( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (新南陽市、鹿野町)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。		
<b>根 拠 法 令 等</b>					
			その他 ( )		

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	介護保険	小項目	各種事業
事業名	介護保険給付			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況				分析	
介護保険給付の種類				問題点	
介護給付 対象者 要介護者	予防給付 要支援者	保健福祉事業 被保険者		介護保険法に定める介護給付、予防給付については、2市2町とも相違なし。 介護保険法に定める介護予防事業について、2市2町は介護保険の事業としていない。	
被保険者の要介護状態に関する保険給付	保険者の要介護状態となるおそれがある状態に関する保険給付	要介護被保険者を介護する者等の支援事業、被保険者が要介護状態となることを予防するための事業、その他保険給付のために必要な事業			
居宅介護サービス費（41条） 次の居宅サービスを受けたとき。 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与	居宅支援サービス費（53条） 次の居宅サービスを受けたとき。 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与	【徳山市】 該当給付なし  【新南陽市】 該当給付なし  【熊毛町】 該当給付なし  【鹿野町】 該当給付なし			
特例居宅介護サービス費（42条） 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に指定居宅サービスを受けたとき。 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けたとき。	特例居宅支援サービス費（54条） 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に指定居宅サービスを受けたとき。 居宅要支援被保険者が、基準該当居宅サービスを受けたとき。			対応策	
居宅介護福祉用具購入費（44条） 居宅要介護被保険者が、入浴又は排せつの用に供する福祉用具、特定福祉用具を購入したとき。	居宅支援福祉用具購入費（56条） 居宅要支援被保険者が、特定福祉用具を購入したとき。			現行のまま新市に引き継ぐ。	
居宅介護住宅改修費（45条） 居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の住宅改修を行ったとき。	居宅支援住宅改修費（57条） 居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったとき。			調整案	
居宅介護サービス計画費（46条） 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援業者から指定居宅介護支援を受けたとき。	居宅支援サービス計画費（58条） 居宅要支援被保険者が、指定居宅介護支援業者から指定居宅介護支援を受けたとき。			（ ）1．現行のまま新市に引き継ぐ。 （ ）2．（ ）の例により調整する。 （ ）3．新たに制度等を創設する。 （ ）4．新市移行後、速やかに調整する。 （ ）5．新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （ ）6．廃止の方向で検討する。 （ ） その他 （ ）	
特例居宅介護サービス計画費（47条） 指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けたとき	特例居宅支援サービス計画費（59条） 指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けたとき				
施設介護サービス費（48条） 次のサービスを受けたとき。 指定介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 指定介護療養施設サービス					
特例施設介護サービス費（49条） 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合					
高額介護サービス費（51条）	高額居宅支援サービス費（61条）				

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	介護保険	小項目	各種事業
事業名	被保険者と保険料			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	

現況

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料(基準額)の算定 (各市町平成12年度介護保険事業計画より)

		徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	2市2町推計
平成12年度から平成14年度までの介護サービス総費用	居宅サービス	46億円	11億円	6億円	3億5千万円	66億5千万円
	施設サービス	100億円	30億円	17億円	9億円	156億円
	(A) 合計	146億円	41億円	23億円	12億5千万円	222億5千万円
(B) 標準給付費	(A) × 0.883	129億円	36億円	20億3千万円	11億円	196億5千万円
(C) 財政安定化基金拠出金	(B) × 0.5%	6千万円	2千万円	1千万円	500万円	1億円
(D) 財政安定化基金償還金						
(E) 市町村特別給付額						
(F) 保健福祉事業費						
(G) 全体の経費	(B) + (C) + (D) + (E)	129億6千万円	36億2千万円	20億4千万円	11億1千万円	197億5千万円
(H) 国庫負担金	(G) × 20%	25億9千万円	7億2千万円	4億1千万円	2億2千万円	39億5千万円
(I) 後期高齢者補正係数		0.96	0.996	0.98	0.92	0.961
(J) 所得水準補正係数		0.97	1.01	1.01	0.96	1.00
(K) 調整交付金	(G) × 約5%	7億8千万円	1億8千万円	1億円	8千万円	11億2千万円
(L) 県負担金	(G) × 12.5%	16億2千万円	4億5千万円	2億5千万円	1億3千万円	24億7千万円
(M) 市町負担分	(G) × 12.5%	16億2千万円	4億5千万円	2億5千万円	1億3千万円	24億7千万円
(N) 介護給付費交付金(第2号被保険者分)	(G) × 33%	42億8千万円	11億9千万円	6億7千万円	3億6千万円	65億2千万円
(O) 1号被保険者負担分	(G) - (H) - (K) - (L) - (M) - (N)	20億7千万円	6億3千万円	3億5千万円	1億9千万円	32億2千万円
(Q) 所得階層補正後被保険者数	(3年間の延べ人数)	6万人	1万8千人	1万1千人	5千人	9万4千人
年間保険料の基準額	(O) ÷ (Q)	34,240円	35,484円	33,960円	38,080円	34,260円

注) 2市2町の年間保険料基準額は、それぞれの市町の介護保険条例に定められた保険料額を記載しています。  
2市2町の推計欄の年間保険料基準額は、2市2町の介護サービス総費用を合計し試算したものです。

【用語について】

- 標準給付費 ..... 介護サービス費用に被保険者自己負担部分や施設食費を除いた割合(実効給付率)を乗じて、実際に必要となる事業費を算出する。
- 財政安定化基金 ..... 介護保険財政安定のための基金
- 後期高齢者補正 ..... 75歳以上の高齢者が多いことによる事業費増が保険料の上昇を招かないように補正する。
- 所得水準補正 ..... 国の調整交付金と第1号被保険者の負担割合を調整
- 所得階層補正後被保険者数 ... 第1号被保険者の保険料は、所得により基準額×0.5~基準額×1.5の額を支払うことになるので、所得階層ごとの人数に負担割合をかけた総数

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	介護保険	小項目	各種事業
事業名	被保険者と保険料			協議事項	その他住民負担、行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	

現況

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料とその納め方  
 老齢・退職年金が年額18万円以上の方は、年金から天引きされます。(特別徴収)  
 年金額が年額18万円未満の方は、直接市町村に納めることになります。(普通徴収)  
 65歳以上の方の保険料は、所得により額が変わります。

軽減	基準額	割増
生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税)	世帯全員が住民税非課税 (障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で、合計金額が125万円以下)	本人が住民税非課税
基準額×0.5	基準額	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満
	基準額×0.75	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上
	基準額	基準額×1.25
		基準額×1.5

上記の段階の保険料だと生活保護が必要になる方は、保護を必要としなくなる段階まで軽減されます。

2市2町の保険料(年額) (単位;円)

		徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	2市2町試算
1号被保険者	軽減0.5	17,120	17,742	16,980	19,040	17,130
	軽減0.75	25,680	26,613	25,470	28,560	25,695
	基準	34,240	35,484	33,960	38,080	34,260
	割増1.25	42,800	44,355	42,450	47,600	42,825
	割増1.5	51,360	53,226	50,940	57,120	51,390

賦課期日と納期

	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	
賦課期日	毎年4月1日	毎年4月1日	毎年4月1日	毎年4月1日	
納期	第1期	6月1日から6月30日	6月1日から6月30日	6月10日から6月30日	6月1日から6月30日
	第2期	7月1日から7月31日	7月1日から7月31日	7月1日から7月31日	7月1日から7月31日
	第3期	8月1日から8月31日	8月1日から8月31日	8月1日から8月31日	8月1日から8月31日
	第4期	9月1日から9月30日	9月1日から9月30日	9月1日から9月30日	9月1日から9月30日
	第5期	10月1日から10月31日	10月1日から10月31日	10月1日から10月31日	10月1日から10月31日
	第6期	11月1日から11月30日	11月1日から11月30日	11月1日から11月30日	11月1日から11月30日
	第7期	12月1日から12月27日	12月1日から12月25日	12月1日から12月25日	12月1日から12月31日
	第8期	翌年1月1日から1月31日	翌年1月1日から1月31日	翌年1月1日から1月31日	翌年1月1日から1月31日
	第9期	翌年2月1日から2月末日	翌年2月1日から2月末日	翌年2月1日から2月末日	翌年2月1日から2月末日
	第10期	翌年3月1日から3月31日	翌年3月1日から3月31日	翌年3月1日から3月31日	翌年3月1日から3月31日

分析

問題点  
 保険料が違う。  
 普通徴収における介護保険料の納期限が違う。  
 { 熊毛町の第1期納期 6月10日~6月30日  
 { 他2市1町の第1期納期 6月1日~6月30日  
 { 徳山市の第7期納期 12月1日~12月27日  
 { 新南陽市、熊毛町の第7期納期 12月1日~12月25日  
 { 鹿野町の第7期納期 12月1日~12月31日

対応策

介護保険料については、新市における介護サービス、市町村特別給付等にかかる費用を再計算し、国の基準(保険料計算式)により決定する。  
 保険料支払回数は、国民健康保険料にあわせ6月を第1期とする10期とする。  
 納期限については他費目納期を参考に調整する。

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
  - ( ) 2. ( ) の例により調整する。
  - ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
  - ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
  - ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
  - ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- その他  
( )

事務一元化現況・分析調査書

大項目	住民活動	中項目	情報公開の状況	小項目	情報公開の状況
事業名	情報公開制度			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会	コード	
現況				分析	
情報公開に関する事項				問題点	
項目	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	<p>・公開の対象となる情報の適用日に違いがある。</p> <p>・請求権者（公開請求が出来る者）が異なる。</p> <p>・鹿野町においては、情報公開条例の制定準備中である。</p>
条例等	徳山市情報公開条例 市長が管理する公文書の公開等に関する規則 徳山市情報公開審査会規則 徳山市情報公開調整委員会規程 施行日 平成8年4月1日	新南陽市情報公開条例 市長が保有する情報の公開に関する規則 新南陽市情報公開審査会規則 新南陽市情報公開及び個人情報閲覧等判定委員会設置要綱 施行日 平成11年1月1日	熊毛町情報公開条例 熊毛町情報公開条例施行規則 熊毛町情報公開審査会規則 施行日 平成10年8月1日		
公開の方法	閲覧に供し、又は写しを交付する	原則として原本の閲覧又は写しの交付を、情報公開コーナーで行う	閲覧に供し、又は写しを交付する		
費用負担	手数料は無料 公文書の写しの作成及び送付に要する経費は請求者の負担	閲覧は無料 公文書の写しの作成及び送付に要する経費は請求者の負担	手数料は無料 公文書の写しの作成及び送付に要する経費は請求者の負担		
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長並びに議会	同 左	同 左		
公開の対象となる情報	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真であって、決裁又は供覧の手続きが終了し、実施機関において管理しているもの ・平成5年4月1日以降に作成し、又は取得したもの	次に掲げる要件を備えた実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（フロッピーディスク、磁気テープその他電子情報媒体から出力又は採録されたもの及びマイクロフィルムを含む） ・実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの ・昭和62年4月1日以降に作成し、又は取得したもの	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気又は光ディスクその他これらに類するものであって、決裁又は閲覧の手続きが終了し、実施機関が管理しているもの ・平成9年4月1日以降に作成し、又は取得したもの	条例制定に向けて準備中	
公開請求ができる者	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 市内に存する学校に在学する者 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	何人も公開請求ができる	町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 町内に存する学校に在学する者 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの		
請求方法	所定の請求書を提出	同 左	同 左		
公開・非公開の決定および通知	請求があった日から起算して15日以内に決定 通知は書面により行う	同 左	請求があった日から起算して10日以内に決定 通知は書面により行う		
対応策					
<p>新市において新たな制度を創設する。</p> <p>ただし、合併前の2市2町の情報の公開については、各市町の従前の情報公開の制度の例による。</p> <p>なお、新たな制度創設までの間は、経過的な措置を検討する。</p>					
調整案					
<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ただし、合併前の各市町の情報の公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7 . その他</p> <p>( )</p>					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	行政組織機構	中項目	特別職(三役)の状況	小項目	市長、町長の資産等の公開
事業名	市長、町長の資産等の公開			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>根拠法令 政治倫理の確立のための徳山市長の資産等の公開に関する条例、徳山市長の資産等の公開に関する規則</p> <p>目的 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条(地方公共団体における資産等の公開)の規定に基づき、徳山市長の資産等の公開に関し必要な事項を定める。</p> <p>資産等報告書等の作成 徳山市長は、任期開始の日から起算して100日を経過する日までに次に掲げる資産等について、資産等報告書を作成しなければならない。</p> <p>資産等の区分 (1)土地 (2)建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 (3)建物 (4)預金、貯金及び郵便貯金 (5)金銭信託 (6)有価証券 (7)自動車、船舶、航空機及び美術工芸品 (8)ゴルフ場の利用に関する権利 (9)貸付金 (10)借入金</p> <p>資産等補充報告書の作成 徳山市長は、任期開始の日後毎年新たに有することとなった上記の資産等であって12月31日において有するものについて、資産等補充報告書を翌年4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p> <p>所得等報告書の作成 徳山市長(前年1年間を通じて徳山市長であった者に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を毎年4月1日から同月30日の間に作成しなければならない</p> <p>所得等報告書で作成される所得 前年分の所得について、同年分の所得税が課される場合において (1) 総所得金額、山林所得金額に係る各種所得の金額 (2) 租税特別措置法の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得で規則で定めるもの 前年中に贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格</p> <p>関連会社等報告書の作成 徳山市長は、4月1日において、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問、その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を同月2日から30日の間に作成しなければならない。</p> <p>報告書等の保存及び閲覧 これらの報告書は、作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 何人も、徳山市長に対し保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。</p>		<p>根拠法令 政治倫理の確立のための新南陽市長の資産等の公開に関する条例、新南陽市長の資産等の公開に関する規則</p> <p>目的 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条(地方公共団体における資産等の公開)の規定に基づき、新南陽市長の資産等の公開に関し必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">内容 同左</p>		<p>根拠法令 政治倫理の確立のための熊毛町長の資産等の公開に関する条例、熊毛町長の資産等の公開に関する規則</p> <p>目的 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条(地方公共団体における資産等の公開)の規定に基づき、熊毛町長の資産等の公開に関し必要な事項を定める</p> <p style="text-align: center;">内容 同左</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	行政組織機構	中項目	特別職(三役)の状況	小項目	市長、町長の資産等の公開
事業名	市長、町長の資産等の公開			協議事項	
専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会	コード	
現況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
根拠法令	政治倫理の確立のための鹿野町長の資産等の公開に関する条例、鹿野町長の資産等の公開に関する規則			根拠とする法令(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)の委任を受けて定めた条例であり、調整にとくに問題はないが、新市発足後、50日以内の首長選挙(公職選挙法第33条第3項)で選出される新市の市長にもただちに適用されるために、新市発足と同時に新条例を施行しなければならない。	
目的	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条(地方公共団体における資産等の公開)の規定に基づき、鹿野町長の資産等の公開に関し必要な事項を定める				
内 容				対 応 策	
同左				各市町の条例の文言を調整し、新市の条例、規則を制定する。	
				調 整 案	
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ( )の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 <input type="checkbox"/> 7. その他 ( )	



事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	表彰制度の状況	小項目	表彰制度の状況
事業名	表彰・選奨制度			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会	コード	
現 況					
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町	
<p>徳山市表彰規程</p> <p>次に該当する者に対し市長がその功績を表彰する                  自治行政に対しその功績顕著なるもの                  産業、教育、文化、厚生事業に尽瘁し功績が顕著なるもの                  社会公共のため多額の私財を寄付しその功績顕著なるもの                  市職員等にして多年その職務に精励しその成績顕著なるもの                  その他特に表彰に値する功績が顕著なるもの</p> <p>次に該当し、80歳以上の者は、特別表彰者として市長がその功績を表彰する                  公共の福祉を増進し、又は広く産業文化の振興に貢献しその功績が顕著で                  市民が郷土の誇りとして深く尊敬する者                  市の行政、経済、文化の興隆に寄与し市民がひとしく敬仰を惜しまない者</p> <p>表彰に関する事項を審査するため徳山市表彰審査委員会を置く</p>		<p>新南陽市名誉市民条例</p> <p>(称号を贈る条件)                  本市に居住している者若しくは本市に縁故のある者で、次の事項に該当する者に対して贈ることができる                  本市の発展又は公共福祉の増進、産業の振興若しくは文化の進展に功績があった者であること                  市民が郷土の誇りとして、深く尊敬するに値する者であること</p> <p>(選定)                  名誉市民は、市長が市議会の同意を得て選定する</p> <p>(顕彰)                  名誉市民には、証書及び名誉市民章を贈り、これを顕彰する</p> <p>新南陽市選奨条例</p> <p>次に該当するものは、市長がその功績を選奨する                  市治の進展に尽瘁し、特に労功が顕著なもの                  産業、教育、文化、衛生、社会福祉事業、土木、消防、水防その他公共事業に尽瘁し、特に労功が顕著なもの                  官公庁より選奨せられたもの                  永年自治行政に在職中誠実にその職務に精励し他の模範とするに足りるもの                  その他選奨に値する事績が顕著なもの</p> <p>新南陽市市民栄誉賞要綱</p> <p>(目的)                  この要綱は、市民が郷土の誇りとして深く敬愛する者に対し、新南陽市市民栄誉賞を贈り、その栄誉を顕彰することを目的とする。</p> <p>(選定)                  市民栄誉賞は、本市出身者又は本市に縁のある者で、芸術、文化、スポーツなどの各分野において優れた成果をあげたものに贈るものとする。市民栄誉賞を贈られる者は、庁議に諮って市長が選定する。</p> <p>(顕彰)                  市長は、受賞者に対し表彰状に市民栄誉章を添えて表彰する。</p> <p>(贈呈の時期)                  市民栄誉賞の贈呈は、随時行うものとする。</p>		<p>熊毛町選奨条例</p> <p>次に該当するものは、町長がその功績を選奨する                  町治の進展に尽瘁し、特に巧労が顕著なもの                  産業、教育、文化、衛生、社会福祉事業、土木、消防、水防その他の公共事業に尽瘁し、巧労が顕著なもの                  官公庁より選奨されたもの                  永年自治行政に在職中誠実にその職務に精励し他の模範とするに足りるもの                  その他選奨に値する事項が顕著なもの</p>	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	住民活動	中項目	表彰制度の状況	小項目	表彰制度の状況
事業名	表彰・選奨制度			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会	コード	
現 況				分 析	
鹿 野 町			問 題 点		
<p>鹿野町表彰条例</p> <p>町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって町の自治の振興を促進する</p> <p>次に該当する者のうち功績顕著な者について町長が表彰する  町長の職にあって8年以上在職した者  町議会議員等の職にあって10年以上在職した者  任命について議会の同意を得て選任される各種委員並びに助役、収入役の職にあって8年以上在職した者  消防団長又は町立学校長の職にあって5年以上在職した者  消防団員で10年以上在職した者  町職員その他これに準ずる者であって15年以上在職し、誠実、勤勉に職務に精励した者  町政の進展に尽瘁し、特に功労が顕著な者  産業、教育、文化、衛生、社会福祉事業、消防、水防その他公共事業に尽瘁し、功労が顕著な者  一般町民の模範になるような善行をした者  町の公益のために30万円以上の金品を寄付した者  その他表彰に値する事績が顕著な者</p>			<p>各団体で、表彰、選奨の要件、基準が異なる。  新南陽市の名誉市民の取扱いを、新市においてどうするか。  (新市において、引き続き名誉市民として引き継ぐのか)</p>		
			対 応 策		
			<p>新市において、他市の状況等を参考に新たな制度の創設を検討する。  新制度において、合併前に顕彰を受けた名誉市民の取扱いについても検討する。</p>		
			調 整 案		
			<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。  ( ) 2 . ( ) の例により調整する。  ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。  ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。  ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。  ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。  ( ) 7 . その他  ( )</p>		